使用開始日 2025年9月11日



# MHAMトピックスファンド

追加型投信/国内/株式/インデックス型

- この目論見書により行う「MHAMトピックスファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年9月10日に関東財務局長に提出しており、2025年9月11日にその効力が生じております。
- ■「MHAMトピックスファンド」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの 運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

# アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。 ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

## ■委託会社への照会先

【コールセンター】 0120-104-694 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

【ホームページアドレス】 https://www.am-one.co.jp/

発行者名	アセットマネジメントOne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 杉原 規之
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

# 

第一部【証券情報】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
第二部【ファンド情報】・・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	:
第1【ファンドの状況】・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
第2【管理及び運営】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		3
第3【ファンドの経理状況】・・・・・・・	42	2
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • 92	2
第三部【委託会社等の情報】・・・・・・・・	92	4
第1【委託会社等の概況】・・・・・・・・	92	4
約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		3

# 第一部【証券情報】

## (1) 【ファンドの名称】

MHAMトピックスファンド(以下「当ファンド」といいます。)

## (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権(以下「受益権」と称することがあります。)です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

また、当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

#### (3) 【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

## (4)【発行(売出)価格】

取得申込日の基準価額とします。

※ 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する 照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
アセットマネジメント0ne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

注:電話番号はコールセンターのものです(以下同じ)。

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時から午後5時までとさせていただきます。 (以下同じ。)

#### (5) 【申込手数料】

- ① 申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の基準価額に、2.2%(税抜2%)を上限に各販売会 社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費 税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)が課せられます。
- ② 申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

- ③ 「分配金再投資コース」を選択された場合の収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。
- ④ 販売会社で支払いを受けた償還金をもって、当ファンドの受益権の取得申込みをする場合、販売会社によっては取得申込口数のうち当該償還金額の範囲内で取得する口数についての申込手数料を、上記①に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

## (6)【申込単位】

- ① 申込単位は各販売会社が定める単位とします。
- ② 「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」による取得申込が可能です。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。なお、「分配金再投資コース」を選択されたお申込者は、収益分配金の再投資に際し、1口の整数倍をもって取得することができます。
- ③ 申込単位および取扱コースについては、販売会社にお問い合わせください。 ※当初元本は1口当たり1円です。

## (7) 【申込期間】

2025年9月11日から2026年3月10日まで

※ 申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (8)【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については、下記の委託会社の照会 先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

#### (9) 【払込期日】

取得申込代金は、取得申込日から起算して4営業日目までに販売会社にお支払いいただきます。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、アセットマネジメントOne株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由してみずほ信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払い込まれます。

#### (10)【払込取扱場所】

取得申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメント0ne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

#### (11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

## (12) 【その他】

① 投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、2007年1月4日より投資信託振替制度(以下「振替制度」といいます。)に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に 記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理 します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」とい います。)への記載・記録によって行われます。

② 確定拠出年金制度に基づくお申込みのお取扱い

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

# 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 主として国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド(以下「マザーファンド」ということがあります。)受益証券への投資を通じ、東証株価指数(TOPIX、配当込み)※に連動する投資成果を目指して運用を行います。
  - ※ 東証株価指数(TOPIX [トピックス]=Tokyo Stock Price Index)とは、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、基準時(1968年1月4日終値)の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。
  - 1. 東証株価指数(TOPIX)の指数値および東証株価指数(TOPIX)にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
  - 2. JPXは、東証株価指数(TOPIX)の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数 (TOPIX)の指数値の算出もしくは公表の停止または東証株価指数(TOPIX)にかかる標章もしく は商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。
  - 3. JPXは、東証株価指数(TOPIX)の指数値および東証株価指数(TOPIX)にかかる標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の東証株価指数(TOPIX)の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
  - 4. JPXは、東証株価指数(TOPIX)の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、東証株価指数(TOPIX)の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
  - 5. 本件商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではありません。
  - 6. JPXは、本件商品の購入者または公衆に対し、本件商品の説明または投資のアドバイスを する義務を負いません。
  - 7. JPXは、当社または本件商品の購入者のニーズを東証株価指数(TOPIX)の指数値を算出する 銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
  - 8. 以上の項目に限らず、JPXは本件商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

## <ファンドの特色>

- I 東証株価指数(TOPIX、配当込み)の動きに連動する投資成果を目指します。
- Ⅱ 株式と株価指数先物取引等の合計の組入比率は、原則として高位を保つことを基本とします。
- ② 1兆円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限については、受託会社と合意のうえ変更することができます。

③ 一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

# <商品分類>

# ·商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)	補足分類
		株 式	
単位型	国内	債 券	インデックス型
	海外	不動産投信	
追加型	内 外	その他資産 ( )	特殊型
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## • 商品分類定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託
	財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が
	実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が
	実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目
	指す旨の記載があるものをいう。

## <属性区分>

# ・属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 中小型株 中小債 者のしずので ででで でで	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 (	グローバル 日本 北米 欧ア オセ南 ア 中 ア ア 中 ア ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ 対象インデックス  日経225 TOPIX その他 ( )

<sup>※</sup> 当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式・一般」です。

<sup>(</sup>注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## • 属性区分定義

その	D他資産	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」
(投資信託証券)		及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをい
		い、括弧内の記載はその該当資産を表す。
	株式・一般	目論見書又は投資信託約款において、主として株式に投資する旨の
		記載があるもので、大型株、中小型株属性にあてはまらない全ての
		ものをいう。
		※ 当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券(投資信託証
		券)への投資を通じて、株式に投資を行います。
年1回		目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があ
		るものをいう。
日本	×	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日
		本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファ	マミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オ
		ブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投
		資するものをいう。
TOPIX		目論見書又は投資信託約款において、TOPIX(東証株価指数)
		に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

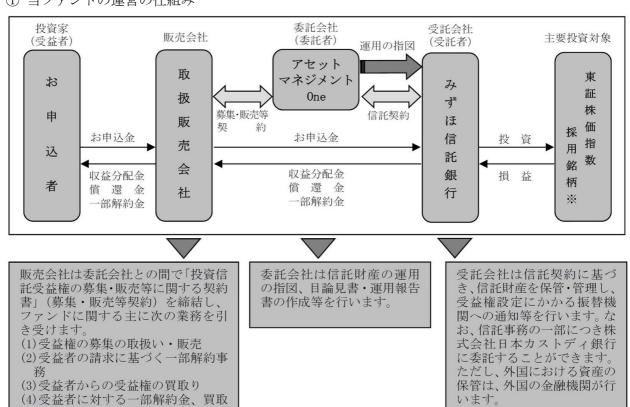
- (注1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。
- (注2) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/) でご覧いただけます。
- (注3) 当ファンドはマザーファンド受益証券(投資信託証券)への投資を通じて、株式を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

## (2) 【ファンドの沿革】

	-
2001年6月29日	信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
2007年1月4日	投資信託振替制度へ移行
2007年7月1日	ファンドの名称を「DKA TOPIX ファンド」から「MHAMトピックスファン
	ド」に変更
2016年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からア
	セットマネジメントOne株式会社に承継
2018年9月11日	信託財産留保額の撤廃
2021年4月2日	ファンドの主要投資対象に「国内株式パッシブ・ファンド(最適化
	法)・マザーファンド」を追加
2021年9月17日	ファンドの主要投資対象から「MHAMトピックスマザーファンド」を
	削除

## (3) 【ファンドの仕組み】

① 当ファンドの運営の仕組み



(6) 受益者に対する運用報告書等の交 国内株式パッシブ・ファンド (最適化法)・マザーファンド を通じて投資を行います。

※主要投資対象である東証株価指数採用銘柄には、主として、

## ② ファミリーファンド方式について

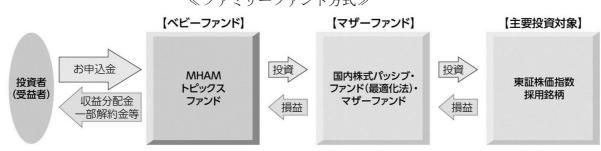
代金、収益分配金及び償還金の支払

(5) 受益者に対し交付される収益分配

金の再投資に係る事務

付 等

当ファンドは「国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド」をマザーファン ドとするファミリーファンド方式で運用を行います。



※ ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファン

## ≪ファミリーファンド方式≫

- ドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファン ドにて行う仕組みです。
- ※ マザーファンドのほかに、株式等に直接投資する場合があります。

## ③ 委託会社の概況

名称:アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所:東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

## 資本金の額

20億円 (2025年6月30日現在)

## 委託会社の沿革

1985年7月1日 会社設立 1998年3月31日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得 1998年12月1日 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブ 1999年10月1日 リュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社 と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社 とする。 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIA 2008年1月1日 Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更 DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式 2016年10月1日 会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社(資産運用部

門)が統合し、商号をアセットマネジメント0ne株式会社に変更

## 大株主の状況

(2025年6月30日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグ ループ	東京都千代田区大手町一丁目5番 5号	28, 000株 <sup>※1</sup>	70. 0% <sup>*</sup> 2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13 番1号	12,000株	30. 0% <sup>*</sup> 2

※1: A種種類株式(15,510株)を含みます。

※2:普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生 命ホールディングス株式会社49.0%

## 2【投資方針】

#### (1) 【投資方針】

## ① 基本方針

この投資信託は、東証株価指数(TOPIX、配当込み)に連動する投資成果を目指した運用を行います。

## ② 運用方法

1. 主要投資対象

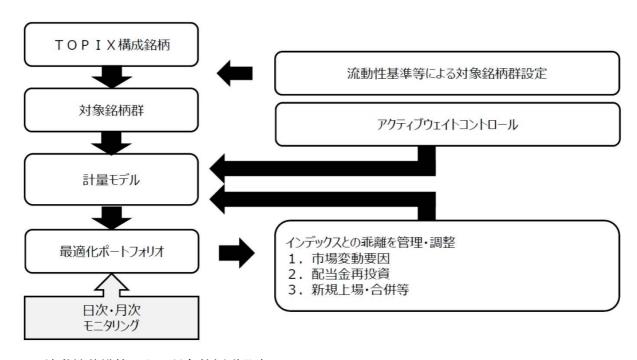
国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

## 2. 投資態度

- a. 主として国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド受益証券に投資を行い、東証株価指数(TOPIX、配当込み)に連動した投資成果を目指します。
- b. 投資にあたっては、主として国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド受益証券への投資を通じ、以下の方針に基づき運用を行います。
  - i.わが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている(または採用予定の)銘柄を主要投資対象とします。
  - ii. 運用の効率化を図るため、ならびに追加設定・一部解約等に対応するため、株価指数先物取引等を利用することがあります。
  - iii. 原則として、株式と株価指数先物取引等の合計の組入比率(株式の実質組入比率)は、高位を保つことを基本とします。
- c. 非株式(株式以外の資産)への実質投資割合※は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
  - ※ 「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する 当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの 信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産総額または信託財産 の純資産総額に対する割合をいいます。(以下同じ。)
- d. 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- e. 国内において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。
- f. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する ため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する 取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。
- g. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する ため、金利先渡取引を行うことができます。

## ③ ファンドの投資プロセス

当ファンドは、主として国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド受益証券 への投資を通じ、以下のプロセスにより東証株価指数採用銘柄に投資を行います。



## 1. 流動性基準等による対象銘柄群設定

マーケットインパクトの低減を図る為、TOPIX採用銘柄のうち、流動性が低い銘柄等を除外して投資対象銘柄群を設定します。

## 2. 最適化法によるポートフォリオの構築

インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差(アクティブウェイト) を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。

## 3. インデックスとの乖離を管理

日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理し、必要な場合には速やかに銘柄入替や組 入比率の調整を行います。組入比率の調整には、先物等を利用することがあります。

インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。

- ・市場変動に伴うもの:推定トラッキングエラーの増加に伴い実施
- ・配当金再投資に伴うもの:キャッシュ比率の上昇に伴い実施
- ・新規上場、合併等に伴うもの:指数に与える影響を勘案し、決定

## (2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - a. 有価証券

- b. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条、第28条および第29条に定めるものに限ります。)
- c. 金銭債権
- d. 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - a. 為替手形

#### ② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンドの受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨建のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人が発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引 受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で 定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)または優先出資引受権を表示する証書
- 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.  $\sim$ 11. の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。) 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものを いい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託 の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前記21. の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、12. および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券(外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

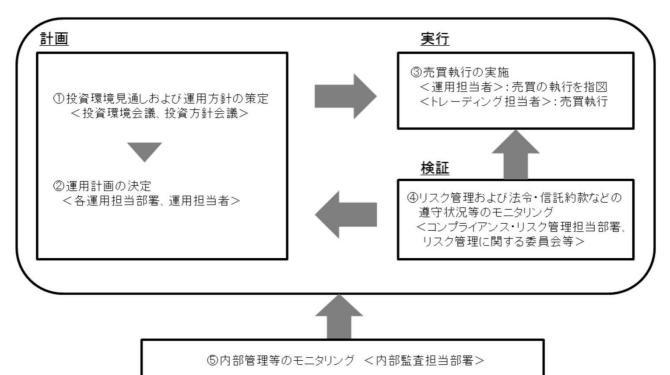
## ③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用 することを指図することができます。また、②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託 (金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

#### (3)【運用体制】

a. ファンドの運用体制



## ① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

#### ② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

## ③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最 良執行をめざして売買の執行を行います。

#### ④ モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署(人数60~80人程度) は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等 のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、 法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

## ⑤ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署(人数10~20人程度)が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

#### b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、 内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事 項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

#### c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用 担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファ ンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2025年6月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

## (4)【分配方針】

#### ① 収益分配方針

年1回の毎決算時(原則として6月10日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、 原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。
- 2. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
- ※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

# ② 収益分配金の支払い

- 1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
- 2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
  - ※ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者 を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金

支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得 申込者とします。) に対し、お支払します。

## (5) 【投資制限】

- a. 約款で定める投資制限
- ① 株式、新株引受権証券および新株予約権証券(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限、約款第21条、第23条および第24条)
  - 1. 株式への実質投資割合には制限を設けません。
  - 2. 委託会社は、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合が、取得時において信託 財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
  - 3. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所 (「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場(以下「取引所」といいます。)のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。なお、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
  - 4. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の実質投資割合には制限を設けません。
  - 5. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 非株式[株式以外の資産](約款 運用の基本方針 運用方法 (2)投資態度) 非株式(株式以外の資産)への実質投資割合は、原則として信託財産総額の100分の50を超えない ものとします。
- ③ 投資信託証券(約款第21条)

委託会社は、投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合が、信託 財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### ④ 転換社債等(約款第25条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債の うち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債 と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会 社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め 「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の 100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限) 外貨建資産への投資は行いません。

## ⑥ 信用取引(約款第26条)

- 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指 図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しに より行うことの指図をすることができるものとします。
- 2. 信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - a. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
  - b. 株式分割により取得する株券
  - c. 有償増資により取得する株券
  - d. 売出しにより取得する株券
  - e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株 予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
  - f.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前記e.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

## ⑦ 信用リスク集中回避のための投資制限(約款第26条の1の2)

上記①4. および5. の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## ⑧ デリバティブ取引等(約款第26条の2)

委託会社は、デリバティブ取引等(デリバティブ取引とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。)を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます(ただし、この信託において取引可能なものに限ります。以下同じ。)。)について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

#### ⑨ 先物取引等(約款第27条)

- 1. 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および 有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取 引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取 引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)
- 2. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

## ⑩ スワップ取引(約款第28条)

- 1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを 回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交 換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- 2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間 を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについ てはこの限りではありません。
- 3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4. 前記3. においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託 財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本 の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受 益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

## ① 金利先渡取引(約款第29条)

- 1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2. 当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4. 前記3. においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託 財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本 の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの

受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- 5. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

## ② 有価証券の貸付(約款第30条)

- 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時 価総額を超えないものとします。
  - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

## ③ 資金の借入れ(約款第38条)

- 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴なう支 払資金の手当て(一部解約に伴なう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みま す。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金 借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入 金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2. 一部解約に伴なう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から 信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開 始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代 金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内で ある場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の 合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産 総額の10%を上回らない範囲内とします。
- 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### b. 法令で定める投資制限

○ 同一の法人の発行する株式の取得割合(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

<参考>国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンドの投資方針および主な投資制限

#### 1. 基本方針

この投資信託は、わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、東証株価指数 (TOPIX、配当 込み) に連動する投資成果を目標として運用を行います。

#### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている(または採用予定の)銘柄を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- 1) 主としてわが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている(または採用予定の)銘柄に投資し、東証株価指数(TOPIX、配当込み)に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) 最適化法によるポートフォリオ構築を行い、運用コストの最小化と徹底したリスク管理を 行います。
- 3)株式(株価指数先物取引を含みます。)の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 4) 株式の組入比率の調整には、株価指数先物取引等を活用します。
- 5) 非株式割合は原則として信託財産総額の50%以下とします。また、外貨建資産割合は原則として信託財産総額の10%以下とします。

## (3) 投資制限

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) デリバティブ取引 (法人税法第61条の5に定めるものをいいます。) は、価格変動、金利変動はよび為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 3) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- 4) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## 3【投資リスク】

- (1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い
  - ・当ファンドは、主として国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド受益証券 への投資を通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動しま す。したがって、元本や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
  - ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
  - ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
  - ・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
  - ・投資信託は預貯金とは異なります。
  - ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

#### ① 株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。なお、当ファンドでは、株式と株価指数先物取引等の合計の組入比率を原則として高位に維持するため、株式市場の動向により基準価額は大きく変動します。また、当ファンドでは、追加設定・一部解約に伴なう資金の流出入に対応することにより、株式と株価指数先物取引等の合計の実質組入比率が100%を超える場合があります。

#### ② 流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要 因となります。

流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する株式等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

#### ③ 信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品(コマーシャル・ペーパー等)の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。当ファンドが投資する株式の発行企業や、株式以外の運用で投資する公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

#### <その他>

- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる 取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実 勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。こ れにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止とな る可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払 が遅延する可能性があります。
- ・有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。
- ・当ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことがあります。

#### <その他の留意点>

当ファンドは、ベンチマークである東証株価指数(TOPIX、配当込み)の動きと連動する 投資成果を目指しておりますが、追加設定・一部解約による運用資金の変動、株価指数の構成銘 柄の一部を組入れない場合の影響、銘柄ごとの組入比率が株価指数における構成比率と異なる場 合の影響、株価指数先物取引を利用する場合の株価指数と株価指数先物の値動きの差による影響、株価指数先物取引の最低取引単位の存在、売買約定価格と取引所終値との差による影響、売 買執行に要する費用や信託報酬等が信託財産から支払われることの影響などにより、当ファンドの基準価額の騰落率と同じ期間におけるベンチマークの騰落率との間に乖離が生じる可能性があります。

#### <収益分配金に関する留意点>

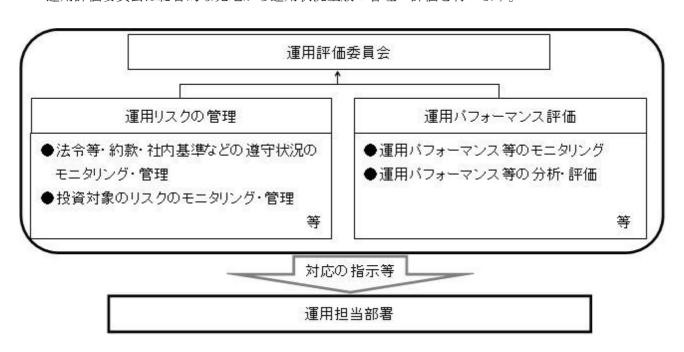
・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益) を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて 下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益 率を示すものではありません。
- ・投資家(受益者)のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には 元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額よ り基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## (2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理:運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価:運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会:上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、 運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



- ・流動性リスク管理:委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の 流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運 用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督 します。
- ※リスク管理体制は2025年6月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

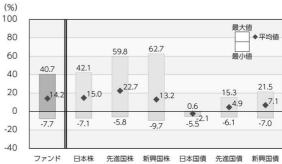
# <参考情報>

#### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- \*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして 計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があり ます。
- \*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

#### ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



- 2020年7月~2025年6月
- \*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- \*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

#### 各資産クラスの指数

日 本 株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先 進 国 株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先 進 国 債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	[FTSE世界国債インデックス(除く日本)]は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ディバーシファイド(円ベース)	[JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド]は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

## 4 【手数料等及び税金】

## (1) 【申込手数料】

- ① 申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の基準価額に、2.2%(税抜2%)を上限に各販売会 社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられ ます。
- ② 申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 「分配金再投資コース」を選択された場合収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。
- ④ 販売会社で支払いを受けた償還金をもって、当ファンドの受益権の取得申込みをする場合、販売会社によっては、取得申込口数のうち当該償還金額の範囲内で取得する口数についての申込手数料を、上記①に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。
- <申込手数料を対価とする役務の内容>

商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価

## (2) 【換金(解約)手数料】

ありません。

#### (3) 【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.66%(税抜0.6%)の率を乗じて得た額とします。

その配分(税抜)については、純資産総額の残高に応じて次の通りとします。

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
200億円以下の部分	0.18%	0.35%	0.07%
200億円超500億円以下の部分	0.14%	0.40%	0.06%
500億円超の部分	0.10%	0.45%	0.05%

② 信託報酬は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

※信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率

<信託報酬等を対価とする役務の内容>

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管
	理等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

## (4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、特定資産の価格調査に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。
- ② 当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 上記①、②の手数料等(借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。)については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

#### (5) 【課税上の取扱い】

- ◇当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。
- ○個人の受益者に対する課税
  - ①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用あり)のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②解約時および償還時

解約時および償還時の差益(譲渡益) ※については、譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)を利用する場合、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

#### ③損益通算について

解約(換金)時および償還時の差損(譲渡損)については、確定申告を行うことにより上場株式等(上場株式、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募株式投資信託および特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)など。以下同じ。)の譲渡益ならびに上場

株式等の配当所得および利子所得の金額(配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座(源泉徴収口座)をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います(確定申告不要)。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※当ファンドは、少額投資非課税制度(NISA)の対象ではありません。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

## ○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税 (復興特別所得税を含みます。)および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入 者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。
- ※上記は、2025年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
- ※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### ◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

## <個別元本について>

- ①受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
  - ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ③収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。)

#### <収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または 当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、② 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る 部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配 金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

#### 

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.66%	0.66%	0.00%

(表示桁数未満を四捨五入)

#### ※対象期間:2024年6月11日~2025年6月10日

<sup>※</sup>対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権□数に平均基準価額(1□当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

<sup>※</sup>総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

<sup>※</sup>なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

<sup>※</sup>費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 5【運用状況】

## (1) 【投資状況】

2025年6月30日現在

資産の種類		時価合計 (円)	投資比率(%)	
親投資信託受益証券		3, 756, 725, 628	99. 98	
	内 日本	3, 756, 725, 628	99. 98	
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		609, 084	0.02	
純資産総額		3, 757, 334, 712	100.00	

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

#### (参考)

国内株式パッシブ・ファンド (最適化法)・マザーファンド

2025年6月30日現在

資産の種類		時価合計 (円)	投資比率(%)	
株式		632, 211, 793, 770	96. 43	
	内 日本	632, 211, 793, 770	96. 43	
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		23, 413, 407, 994	3. 57	
純資産総額		655, 625, 201, 764	100.00	

#### その他資産の投資状況

2025年6月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	22, 786, 890, 000	3. 48
内 日本	22, 786, 890, 000	3. 48

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。
- (注3) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

#### (2) 【投資資産】

## ①【投資有価証券の主要銘柄】

2025年6月30日現在

順	銘柄名			簿価単価	評価単価	利率	投資
位	発行体の国/地域	種類	数量	簿価金額	評価金額	(%)	比率
11/.	光刊 件 7 图 / 地域			(円)	(円)	償還日	(%)
	国内株式パッシブ・ファン	親投資					
1	ド(最適化法)・マザー	信託受	727, 652, 752	5. 0358	5. 1628	_	99. 98
1	ファンド	益証券	121, 002, 102				99. 90
	日本	無此分		3, 664, 376, 083	3, 756, 725, 628	_	

<sup>(</sup>注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## 投資有価証券の種類別投資比率

2025年6月30日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99. 98
合計	99. 98

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

(参考) 国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド

2025年6月30日現在

						2025年6月3	30日現仕
順	銘柄名	種類		簿価単価	評価単価	利率	投資
位	発行体の国/地域	業種	数量	簿価金額	評価金額	(%)	比率
134		<b>水</b> 性		(円)	(円)	償還日	(%)
	トヨタ自動車	株式		2, 813. 80	2, 493. 00	_	
1	日本	輸送用機器	8, 320, 400	23, 411, 967, 760	20, 742, 757, 200	_	3. 16
	ソニーグループ	株式		3, 495. 52	3, 730. 00	_	
2	日本	電気機器	5, 399, 300	18, 873, 362, 056	20, 139, 389, 000	_	3. 07
	三菱UFJフィナンシャ	株式		1, 904. 97	1 002 00		
3	ル・グループ	1/1/1/	9, 887, 600	1, 904. 97	1, 983. 00		2. 99
	日本	銀行業		18, 835, 600, 525	19, 607, 110, 800	_	
4	日立製作所	株式	4, 021, 300	4, 054. 78	4, 205. 00	_	2. 58
1	日本	電気機器	4, 021, 000	16, 305, 514, 284	16, 909, 566, 500	_	2.00
	任天堂	株式		10, 855. 96	13, 880. 00	_	
5	日本	その他製	988, 300	10, 728, 949, 466	13, 717, 604, 000	_	2.09
	→ II I I I I I I I I I I I I I I I I I	品					
	三井住友フィナンシャルグ	株式	0.400.000	3, 722. 81	3, 634. 00	_	. 50
6	ループ 日本	銀行業	3, 182, 900	11, 849, 341, 689	11, 566, 658, 600	_	1. 76
	リクルートホールディング	班门未		11, 049, 341, 009	11, 300, 038, 000		
	ス	株式		10, 517. 84	8, 535. 00	_	
7		サービス	1, 190, 000				1. 55
	日本	業		12, 516, 239, 553	10, 156, 650, 000	_	
8	三菱重工業	株式	2 764 600	2, 261. 13	3, 610. 00	_	1 50
0	日本	機械	2, 764, 600	6, 251, 136, 819	9, 980, 206, 000	_	1. 52
9	東京エレクトロン	株式	331, 300	25, 220. 30	27, 680. 00	_	1.40
J	日本	電気機器	331, 300	8, 355, 486, 738	9, 170, 384, 000	_	1.40
10	キーエンス	株式	156, 500	62, 916. 67	57, 840. 00	_	1. 38
10	日本	電気機器	130, 300	9, 846, 460, 290	9, 051, 960, 000	_	1.50
11	東京海上ホールディングス	株式	1, 471, 400	5, 091. 57	6, 111. 00	_	1. 37
11	日本	保険業	1, 171, 100	7, 491, 743, 464	8, 991, 725, 400	_	1.01
12	三菱商事	株式	3, 060, 500	2, 535. 75	2, 888. 00	_	1. 35
12	日本	卸売業	0, 000, 000	7, 760, 687, 745	8, 838, 724, 000	_	1.00
13	伊藤忠商事	株式	1, 113, 100	6, 722. 19	7, 556. 00	_	1. 28
10	日本	卸売業	1, 110, 100	7, 482, 473, 583	8, 410, 583, 600	_	1.20
	みずほフィナンシャルグ	株式		4, 123. 63	3, 993. 00	_	
14	ループ	PICE	2, 059, 700	1, 120. 00			1. 25
	日本	銀行業		8, 493, 448, 853	8, 224, 382, 100	_	
	ソフトバンクグループ	株式		9, 508. 26	10, 515. 00	_	
15	日本	情報・通	774, 400	7, 363, 200, 965	8, 142, 816, 000	_	1. 24
		信業					
	日本電信電話	株式		147. 37	154. 00	_	
16	日本	情報・通	46, 695, 000	6, 881, 585, 524	7, 191, 030, 000	_	1. 10
		信業					
17	三井物産	株式	2, 380, 400	2, 864. 06	2, 947. 00	_	1. 07
	日本	卸売業	, , ,	6, 817, 620, 134	7, 015, 038, 800	_	
		1		Ī	Ī	Ī	

18	信越化学工業		株式	1, 394, 700	4, 680. 44	4, 772. 00	_	1.02
		日本	化学		6, 527, 819, 105	6, 655, 508, 400	_	
19	武田薬品工業		株式	1, 396, 900	4, 143. 60	4, 425. 00	=	0. 94
19		日本	医薬品	1, 390, 900	5, 788, 207, 541	6, 181, 282, 500	_	0.94
	ソフトバンク		株式		201. 33	223.00	_	
20		日本	情報・通 信業	25, 179, 900	5, 069, 653, 826	5, 615, 117, 700	-	0.86
21	ファーストリテイリンク	8	株式	111, 800	48, 602. 17	49, 520. 00	_	0.84
21		日本	小売業	111, 600	5, 433, 723, 099	5, 536, 336, 000	_	0.04
	KDDI		株式		2, 444. 43	2, 480. 00	-	
22		日本	情報・通 信業	2, 205, 900	5, 392, 185, 352	5, 470, 632, 000	_	0.83
23	アドバンテスト		株式	493, 500	8, 460. 80	10, 655. 00	_	0.80
20		日本	電気機器	433, 300	4, 175, 407, 245	5, 258, 242, 500	_	0.00
	本田技研工業		株式		1, 437. 05	1, 394. 50	_	
24		日本	輸送用機器	3, 708, 400	5, 329, 165, 672	5, 171, 363, 800	_	0. 79
25	НОҮА		株式	301, 200	18, 698. 51	17, 155. 00	_	0. 79
20		日本	精密機器	301, 200	5, 631, 992, 168	5, 167, 086, 000	_	0.79
26	富士通		株式	1, 454, 800	3, 007. 58	3, 515. 00	_	0. 78
20		日本	電気機器	1, 404, 000	4, 375, 437, 959	5, 113, 622, 000	_	0.70
27	三菱電機		株式	1, 608, 100	2, 464. 26	3, 111. 00	_	0.76
۵,		日本	電気機器	1, 000, 100	3, 962, 789, 725	5, 002, 799, 100	_	0.10
28	第一三共		株式	1, 441, 300	3, 809. 45	3, 365. 00	_	0.74
20		日本	医薬品	1, 111, 000	5, 490, 569, 579	4, 849, 974, 500	_	0.11
29	日本電気		株式	1, 118, 000	3, 134. 65	4, 219. 00	_	0.72
20		日本	電気機器	1, 110, 000	3, 504, 546, 584	4, 716, 842, 000	_	0.12
30	セブン&アイ・ホールテ ングス	- <del></del> イ	株式	1, 829, 400	2, 369. 64	2, 323. 00	_	0. 65
		日本	小売業		4, 335, 023, 313	4, 249, 696, 200	_	

<sup>(</sup>注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## 投資有価証券の種類別投資比率

2025年6月30日現在

	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
種類	投資比率 (%)
株式	96. 43
合計	96. 43

<sup>(</sup>注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## 投資株式の業種別投資比率

2025年6月30日現在

		1010   07,100   . 74
業種	国内/外国	投資比率(%)
電気機器	国内	17. 25
銀行業		8. 49
情報・通信業		7. 92
卸売業		6. 60
輸送用機器		6. 47
機械		5. 92
小売業		4. 70
化学		4. 63
サービス業		4. 29

医薬品	3.80
その他製品	3.30
保険業	3. 17
食料品	2. 92
陸運業	2. 32
建設業	2. 19
精密機器	1.94
不動産業	1.82
電気・ガス業	1.18
その他金融業	1.07
非鉄金属	0.89
証券、商品先物取引業	0.87
鉄鋼	0.72
ガラス・土石製品	0.59
ゴム製品	0.59
海運業	0.58
金属製品	0.47
石油・石炭製品	0.41
繊維製品	0.38
空運業	0.34
鉱業	0. 24
倉庫・運輸関連業	0. 16
パルプ・紙	0.13
水産・農林業	0.08
合計	96. 43

<sup>(</sup>注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### (参考)

国内株式パッシブ・ファンド (最適化法) ・マザーファンド 該当事項はありません。

## ③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (参考)

国内株式パッシブ・ファンド (最適化法)・マザーファンド

2025年6月30日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX 先物 0709月	買建	798	22, 178, 773, 340	22, 786, 890, 000	3. 48

<sup>(</sup>注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## (3)【運用実績】

## ①【純資産の推移】

<sup>(</sup>注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

直近日(2025年6月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1 口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1 口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第15計算期間末 (2016年 6月10日)	1, 181	1, 196	1. 0682	1. 0817
第16計算期間末 (2017年 6月12日)	1, 253	1, 275	1. 2754	1. 2974
第17計算期間末 (2018年 6月11日)	1, 486	1, 511	1. 4292	1. 4532
第18計算期間末 (2019年 6月10日)	1, 569	1, 594	1. 2438	1. 2638
第19計算期間末 (2020年6月10日)	1,710	1, 739	1. 3036	1. 3256
第20計算期間末 (2021年6月10日)	2,050	2, 086	1. 5621	1. 5901
第21計算期間末 (2022年6月10日)	2, 329	2, 368	1. 5525	1. 5785
第22計算期間末 (2023年6月12日)	2,851	2, 910	1. 7879	1. 8249
第23計算期間末 (2024年6月10日)	3, 737	3, 812	2. 2145	2. 2585
第24計算期間末 (2025年6月10日)	3, 627	3, 691	2. 2187	2. 2577
2024年6月末日	3, 843	_	2. 2378	_
7月末日	3, 821	_	2. 2244	_
8月末日	3, 715	_	2. 1590	_
9月末日	3, 658	_	2. 1246	_
10月末日	3, 665	_	2. 1633	ı
11月末日	3, 617	_	2. 1510	
12月末日	3, 649	_	2. 2362	_
2025年1月末日	3, 664	_	2. 2382	_
2月末日	3, 496	=	2. 1520	_
3月末日	3, 502	-	2. 1553	_
4月末日	3, 543	_	2. 1618	_
5月末日	3, 702	_	2. 2707	_
6月末日	3, 757	_	2. 2738	_

# ②【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第15計算期間	0.0135
第16計算期間	0. 0220
第17計算期間	0. 0240
第18計算期間	0.0200
第19計算期間	0. 0220
第20計算期間	0. 0280
第21計算期間	0. 0260
第22計算期間	0.0370
第23計算期間	0.0440

第24計算期間 0.0390

# ③【収益率の推移】

	収益率(%)
第15計算期間	△17. 17
第16計算期間	21. 46
第17計算期間	13. 94
第18計算期間	△11.57
第19計算期間	6. 6
第20計算期間	22. 0
第21計算期間	1.0
第22計算期間	17. 5
第23計算期間	26. 3
第24計算期間	2.0

<sup>(</sup>注1) 収益率は期間騰落率です。

# (4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第15計算期間	275, 893, 672	261, 261, 712
第16計算期間	235, 331, 201	358, 383, 357
第17計算期間	289, 202, 857	232, 412, 332
第18計算期間	421, 909, 161	199, 827, 190
第19計算期間	439, 743, 322	389, 648, 264
第20計算期間	520, 353, 240	519, 915, 581
第21計算期間	535, 427, 210	347, 619, 907
第22計算期間	493, 247, 945	398, 668, 472
第23計算期間	591, 501, 526	498, 454, 914
第24計算期間	312, 546, 521	365, 466, 157

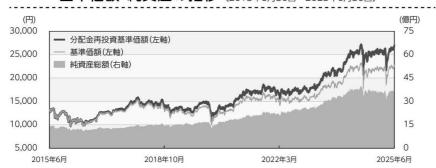
<sup>(</sup>注) 本邦外における設定及び解約はありません。

<sup>(</sup>注2) 計算期間末が2019年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

### データの基準日:2025年6月30日

# 基準価額・純資産の推移《2015年6月30日~2025年6月30日》

# 分配の推移(税引前)



2021年 6月	280円
2022年 6月	260円
2023年 6月	370円
2024年 6月	440円
2025年 6月	390円
設定来累計	3,985円

※分配金は1万口当たりです。

- ※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。 ※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。 (設定日:2001年6月29日)

## 主要な資産の状況

## ■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)	
1	国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド	99.98	

## ■国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

#### 資産の状況

#### 組入上位10銘柄

資産の種類	比率(%)
株式	96.43
内 日本	96.43
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	3.57
合計(純資産総額)	100.00

### その他資産の投資状況

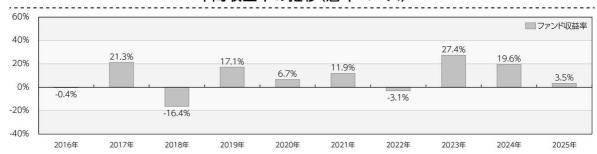
資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引(買建)	3.48

## 株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	電気機器	17.25
2	銀行業	8.49
3	情報·通信業	7.92
4	卸売業	6.60
5	輸送用機器	6.47

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	3.16
2	ソニーグループ	株式	日本	電気機器	3.07
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	2.99
4	日立製作所	株式	日本	電気機器	2.58
5	任天堂	株式	日本	その他製品	2.09
6	三井住友フィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	1.76
7	リクルートホールディングス	株式	日本	サービス業	1.55
8	三菱重工業	株式	日本	機械	1.52
9	東京エレクトロン	株式	日本	電気機器	1.40
10	キーエンス	株式	日本	電気機器	1.38

# 年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。 ※2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

- (1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時30分までにお 買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完 了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続 き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合があり ますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 申込単位は、各販売会社が定める単位とします。申込単位については販売会社にお問い合わせく ださい。
- (5) 取得申込者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入 (積立)をすることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (6) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (7) 販売会社において金額買付け(申込単位が金額にて表示されている場合)による申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は、お申込代金の中から差し引かれます。
- (8) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (9) 当ファンドを確定拠出年金制度に基づき取得する場合については、確定拠出年金に係る法令・制度等の定めに従って取得申込等の手続きが行われます。
- (10) 証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

## 2【換金(解約)手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に各販売会社が定める単位をもって解約を請求することができます。
  - ※ 解約単位は、販売会社にお問い合わせください。
- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかか

る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の 口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際 は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

- (3) 解約請求の受付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時30分までに解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※
アセットマネジメント0ne株式会社	0120-104-694

- ※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時から午後5時までとさせていただきます。 (以下同じ。)
- (5) 解約代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- (7) 委託会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。この場合、受益者が当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、前記(4)の規定に準じた価額とします。

### 3【資産管理等の概要】

### (1)【資産の評価】

① 基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および 一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控 除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をい います。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日における取引所の最終相場

② 当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。)に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

## (2) 【保管】

該当事項はありません。

## (3)【信託期間】

2001年6月29日から無期限とします。

## (4)【計算期間】

原則として毎年6月11日から翌年6月10日までとします。なお、第1期計算期間は、2001年6月29日から2002年6月10日までとします。

上記の規定にかかわらず、計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

### (5) 【その他】

① 信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

- 1. 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを 得ない事情が発生したとき、もしくは信託契約の一部解約により、受益権の総口数が10億口を 下回ることとなる場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させ ることができます。
  - a. この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - b. 前記 a. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
  - c. 前記 b. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の 一を超えるときは、前記1. の信託契約の解約をしません。
  - d. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。 ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - e. 前記 b. から d. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 b. の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
  - f. 前記1. に定める信託契約の解約を行う場合において、前記 b. の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求

することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議によ り決定するものとします。

- 2. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「② 信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

## ② 信託約款の変更

- 1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを 得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができる ものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2. 委託会社は、前記1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3. 前記2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
- 4. 前記3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1. の信託約款の変更をしません。
- 5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6. 前記2. に定める変更を行う場合において、前記3. の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
- 7. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定 にしたがいます。
- ③ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴なう取扱い
  - 1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
  - 2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- ④ 関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴なう取扱い
  - 1. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3ヵ 月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。

2. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「② 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

## ⑤ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行 と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書 類に基づいて所定の事務を行います。

### ⑥ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am-one.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の 公告は、日本経済新聞に掲載します。

### ⑦ 運用報告書

委託会社は、決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売 買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

- ・交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。
- ・運用報告書(全体版)は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、交付いたします。

https://www.am-one.co.jp/

## 4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。 受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社 から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その 権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

## (3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

### (4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

# 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大 蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平 成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期計算期間(2024年6月11日から2025年6月10日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2025年8月15日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛 業 務 執 行 社 員

# 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAMトピックスファンドの2024年6月11日から2025年6月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAMトピックスファンドの2025年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成する ことが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会 計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示 する責任がある。

# 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の 判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注1) 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- (注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

# 1【財務諸表】

# 【MHAMトピックスファンド】

# (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第23期 2024年6月10日現在	第24期 2025年6月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	14, 945, 180	12, 605, 557
親投資信託受益証券	3, 737, 263, 369	3, 627, 035, 173
未収入金	75, 811, 000	64, 812, 000
流動資産合計	3, 828, 019, 549	3, 704, 452, 730
資産合計	3, 828, 019, 549	3, 704, 452, 730
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	74, 269, 482	63, 765, 902
未払解約金	4, 106, 382	1, 296, 039
未払受託者報酬	1, 370, 763	1, 369, 283
未払委託者報酬	10, 378, 929	10, 367, 714
その他未払費用	27, 723	27, 689
流動負債合計	90, 153, 279	76, 826, 627
負債合計	90, 153, 279	76, 826, 627
純資産の部		
元本等		
元本	1, 687, 942, 773	1, 635, 023, 137
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	2, 049, 923, 497	1, 992, 602, 966
(分配準備積立金)	1, 065, 632, 954	880, 614, 083
元本等合計	3, 737, 866, 270	3, 627, 626, 103
純資産合計	3, 737, 866, 270	3, 627, 626, 103
負債純資産合計	3, 828, 019, 549	3, 704, 452, 730

# (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(単位・口)
	第23期 自 2023年6月13日 至 2024年6月10日	第24期 自 2024年6月11日 至 2025年6月10日
営業収益		
受取利息	2, 024	27, 336
有価証券売買等損益	820, 368, 124	97, 686, 804
その他収益	565, 334	_
営業収益合計	820, 935, 482	97, 714, 140
営業費用		
支払利息	1,879	_
受託者報酬	2, 589, 840	2, 793, 584
委託者報酬	19, 609, 340	21, 152, 087
その他費用	64, 594	56, 490
営業費用合計	22, 265, 653	24, 002, 161
営業利益又は営業損失 (△)	798, 669, 829	73, 711, 979
経常利益又は経常損失 (△)	798, 669, 829	73, 711, 979
当期純利益又は当期純損失 (△)	798, 669, 829	73, 711, 979
<ul><li>一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)</li></ul>	89, 934, 946	△14, 081, 414
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	1, 256, 578, 179	2, 049, 923, 497
剰余金増加額又は欠損金減少額	560, 041, 893	360, 509, 739
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	_	_
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	560, 041, 893	360, 509, 739
剰余金減少額又は欠損金増加額	401, 161, 976	441, 857, 761
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	401, 161, 976	441, 857, 761
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	_	_
分配金	74, 269, 482	63, 765, 902
期末剰余金又は期末欠損金(△)	2, 049, 923, 497	1, 992, 602, 966

# (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

		第24期
	項目	自 2024年6月11日
		至 2025年6月10日
1.	有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
		移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ
		たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

# (貸借対照表に関する注記)

項目		第23期	第24期
		2024年6月10日現在	2025年6月10日現在
1.	期首元本額	1, 594, 896, 161円	1, 687, 942, 773円
	期中追加設定元本額	591, 501, 526円	312, 546, 521円
	期中一部解約元本額	498, 454, 914円	365, 466, 157円
2.	受益権の総数	1, 687, 942, 773 □	1, 635, 023, 137 □

# (損益及び剰余金計算書に関する注記)

		第23期	第24期
項目		自 2023年6月13日	自 2024年6月11日
		至 2024年6月10日	至 2025年6月10日
1.	分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配	計算期間末における費用控除後の配
		当等収益(76,911,159円)、費用控	当等収益(68,626,744円)、費用控
		除後、繰越欠損金を補填した有価証	除後、繰越欠損金を補填した有価証
		券売買等損益(631,823,724円)、信	券売買等損益(19,166,649円)、信
		託約款に規定される収益調整金	託約款に規定される収益調整金
		(1, 660, 946, 173円)及び分配準備積	(1, 784, 976, 979円)及び分配準備積
		立金(431,167,553円)より分配対象	立金(856, 586, 592円)より分配対象
		収益は2,800,848,609円(1万口当た	収益は2,729,356,964円(1万口当た
		り16,593.26円)であり、うち	り16,693.07円)であり、うち
		74, 269, 482円(1万口当たり440円)	63,765,902円(1万口当たり390円)
		を分配金額としております。	を分配金額としております。

# (金融商品に関する注記)

# 1. 金融商品の状況に関する事項

		第23期		第24期
	項目	自 2023年6月13日	ŀ	自 2024年6月11日
		至 2024年6月10日	3	至 2025年6月10日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であ り、信託約款に規定する「運用の 基本方針」に従い、有価証券等の 金融商品に対して投資として運用 することを目的としております。	同左	
2.	金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の 種類は、有価証券、コール・ロー ン等の金銭債権及び金銭債務であ ります。当ファンドが保有する有 価証券の詳細は「附属明細表」に 記載しております。これらは、市	同左	

		場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、 信用リスク、及び流動性リスクを 有しております。	
3	. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

# 2. 金融商品の時価等に関する事項

	項目	第23期 2024年6月10日現在	第24期 2025年6月10日現在
1.	貸借対照表計上額、時価及びそ の差額	貸借対照表上の金融商品は原則と してすべて時価で評価しているた め、貸借対照表計上額と時価との 差額はありません。	同左
2.	時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3.	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては 一定の前提条件等を採用している ため、異なる前提条件等によった 場合、当該価額が異なることもあ ります。	同左

# (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

2127 H 1. 2 11 Im Im 23		
	第23期	第24期
	2024年6月10日現在	2025年6月10日現在
種類	当期の	当期の
	損益に含まれた	損益に含まれた
	評価差額(円)	評価差額 (円)
親投資信託受益証券	750, 283, 445	101, 626, 769

合計 750, 283, 445 101, 626, 769

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

	第23期	
	2024年6月10日現在	2025年6月10日現在
1口当たり純資産額	2. 2145円	2. 2187円
(1万口当たり純資産額)	(22, 145円)	(22, 187円)

## (4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

2025年6月10日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式パッシブ・ファンド (最適化法)・マザーファン ド	720, 235, 742	3, 627, 035, 173	
親投資信託受益証券	合計	720, 235, 742	3, 627, 035, 173	
合計			3, 627, 035, 173	

<sup>(</sup>注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

## (参考)

当ファンドは、「国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。 同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(単位:円)

	(十二:11/
	2025年6月10日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	12, 360, 915, 159
株式	618, 794, 242, 910
派生商品評価勘定	105, 328, 850
未収配当金	4, 885, 301, 630
差入委託証拠金	998, 779, 457
流動資産合計	637, 144, 568, 006
資産合計	637, 144, 568, 006
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	86, 600
前受金	137, 355, 000
未払解約金	217, 570, 000
流動負債合計	355, 011, 600
負債合計	355, 011, 600
純資産の部	
元本等	
元本	126, 449, 836, 738
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	510, 339, 719, 668
元本等合計	636, 789, 556, 406
純資産合計	636, 789, 556, 406
負債純資産合計	637, 144, 568, 006

# 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	項目	自 2024年6月11日 至 2025年6月10日
1.	有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.	デリバティブ等の評価基準及び評 価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3.	収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上 しております。

### (貸供対昭表に関する注記)

項目	2025年6月10日現在
. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資	<b>管信託の元</b> 123, 132, 801, 499円
本額	
同期中追加設定元本額	44, 712, 168, 821円
同期中一部解約元本額	41, 395, 133, 582円
元本の内訳	
ファンド名	
MHAMスリーウェイオープン	234, 935, 632円
MHAM TOPIXオープン	2, 280, 534, 765円
たわらノーロード 国内株式<ラップ専用>	3, 926, 851, 991円
One DC 国内株式インデックスファンド	36, 325, 667, 786円
D I AM国内株式パッシブ・ファンド	4, 571, 136, 366円
MITO ラップ型ファンド (安定型)	1, 596, 762円
MITO ラップ型ファンド (中立型)	6, 720, 138円
MITO ラップ型ファンド (積極型)	15, 642, 893円
グローバル8資産ラップファンド (安定型)	18, 864, 875円
グローバル8資産ラップファンド (中立型)	16, 166, 168円
グローバル8資産ラップファンド (積極型)	7,030,942円
たわらノーロード TOPIX	4, 081, 193, 297円
たわらノーロード バランス (8資産均等型)	2, 190, 812, 284円
たわらノーロード バランス (堅実型)	50, 863, 405円
たわらノーロード バランス (標準型)	436, 874, 204円
たわらノーロード バランス (積極型)	845, 541, 244円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (保守型)	2,845,721円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定型)	206, 200, 227円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定成長型	型) 581, 383, 787円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (成長型)	511, 609, 488円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (積極型)	716, 607, 107円
たわらノーロード 最適化バランス (保守型)	510, 429円
たわらノーロード 最適化バランス (安定型)	2, 344, 592円
たわらノーロード 最適化バランス (安定成長型)	41, 334, 526円
たわらノーロード 最適化バランス (成長型)	14, 542, 554円

	_
たわらノーロード 最適化バランス (積極型)	22, 996, 070円
マスターズ・マルチアセット・ファンド(安定型)	12, 812, 454円
マスターズ・マルチアセット・ファンド(バランス型)	90, 919, 054円
マスターズ・マルチアセット・ファンド(積極型)	41,775,728円
DIAM国内株式インデックスファンド <dc年金></dc年金>	32, 025, 676, 103円
Oneグローバルバランス	116, 526, 520円
未来のわたし(ターゲット・イヤー/~1972年生まれ向け)	110,542円
未来のわたし(ターゲット・イヤー/1973~1977年生まれ向	127, 286円
け)	
未来のわたし(ターゲット・イヤー/1978~1982年生まれ向	144, 628円
lt)	
未来のわたし(ターゲット・イヤー/1983~1987年生まれ向	161,705円
lt)	
未来のわたし(ターゲット・イヤー/1988~1992年生まれ向	175, 460円
け)	
未来のわたし(ターゲット・イヤー/1993~1997年生まれ向	181,997円
け)	·
未来のわたし(ターゲット・イヤー/1998~2002年生まれ向	181,997円
け)	·
未来のわたし(ターゲット・イヤー/2003~2007年生まれ向	181, 997円
け)	
DIAMバランス・ファンド <dc年金>1安定型</dc年金>	911, 983, 557円
D I AMバランス・ファンド <dc年金>2安定・成長型</dc年金>	3, 317, 360, 369円
DIAMバランス・ファンド <dc年金>3成長型</dc年金>	4, 008, 073, 717円
DIAM DC バランス30インデックスファンド	243, 148, 875円
DIAM DC バランス50インデックスファンド	837, 474, 055円
DIAM DC バランス70インデックスファンド	1,032,316,710円
マネックス資産設計ファンド<隔月分配型>	25, 067, 212円
マネックス資産設計ファンド<育成型>	1,007,082,023円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	12,770,585円
DIAM DC 8資産バランスファンド (新興国10)	249, 589, 211円
DIAM DC 8資産バランスファンド(新興国20)	324, 143, 547円
DIAM DC 8資産バランスファンド (新興国30)	580, 874, 874円
投資のソムリエ	6, 269, 067, 519円
クルーズコントロール	162, 594, 086円
投資のソムリエ <dc年金></dc年金>	938, 647, 605円
DIAM 8資産バランスファンドN <dc年金></dc年金>	365, 003, 700円
4 資産分散投資・ハイクラス <dc年金></dc年金>	1, 447, 887, 233円
投資のソムリエ <dc年金>リスク抑制型</dc年金>	538, 551, 639円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	1, 233, 006, 194円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2045)	120, 023, 449円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2055)	64, 446, 277円
リスク抑制世界8資産バランスファンド(DC)	5, 964, 262円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2035)	251, 003, 395円
4 資産分散投資・スタンダード <dc年金></dc年金>	688, 288, 149円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	403, 354, 429円
9 資産分散投資・スタンダード <dc年金></dc年金>	215, 497, 892円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2040)	111, 670, 593円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2050)	68, 926, 309円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2060)	41, 427, 105円
4 資産分散投資・ミドルクラス <dc年金></dc年金>	827, 360, 572円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2065)	12, 985, 381円

Oneグローバル最適化バランス(安定型)<ラップ向け>	1, 421, 222円
Oneグローバル最適化バランス(成長型)<ラップ向け>	32, 732, 893円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2070)	133, 521円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2019-12(適格機関投	14, 358, 854円
資家限定)	
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-06(適格機関投	14, 332, 014円
資家限定)	
マルチアセット・インカム戦略ファンド20-08(適格機関投資家限	16, 214, 998円
定)	
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-09(適格機関投	8, 613, 464円
資家限定)	
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-03(適格機関投	17, 984, 544円
資家限定)	
インカム重視マルチアセット運用ファンドⅡ 2021-04 (適格機	36, 316, 734円
関投資家限定)	
マルチアセット・インカム戦略ファンド(内外株式債券型・シグナル	88, 252, 341円
ヘッジ付き)2021-06(適格機関投資家限定)	
日本株40・外債60配分戦略ファンド2021-07(適格機関投資	352, 533, 704円
家限定)	
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-09(適格機関投	9, 641, 494円
資家限定)	
マルチアセット・インカム戦略ファンド(内外株式債券型・シグナル	89, 419, 814円
ヘッジ付き) 2022-05 (適格機関投資家限定)	
マルチアセット・インカム戦略ファンド(日米資産投資・シグナルヘッ	330, 407, 849円
ジ付き)2022-10(適格機関投資家限定)	
予兆モデル活用型戦略ファンド2024-01(適格機関投資家限定)	23, 387, 965円
マルチアセット・インカム戦略ファンド(日米資産投資・シグナルヘッ	334, 198, 273円
ジ付き)2024-05(適格機関投資家限定)	
AMOne TOPIXインデックスファンド2025-01 (適格機	1, 246, 957, 962円
関投資家限定)	
投資のソムリエ・私募 (適格機関投資家限定)	94, 620, 004円
DIAMワールドバランス25VA (適格機関投資家限定)	18, 121, 192円
日米資産配分戦略ファンド(インカム重視型)(為替ヘッジあり)(適	7, 009, 803円
格機関投資家限定)	
インカム重視マルチアセット運用ファンド(適格機関投資家限定)	23, 893, 489円
リスクコントロール世界8資産バランスファンド(FOFs用)(適格	4, 001, 554円
機関投資家専用)	
DIAMグローバル・バランスファンド25VA(適格機関投資家限	18, 264, 974円
定)	_
DIAMグローバル・バランスファンド50VA(適格機関投資家限	56, 679, 604円
定)	_
DIAM国際分散バランスファンド30VA (適格機関投資家限定)	1,906,061円
DIAM国際分散バランスファンド50VA(適格機関投資家限定)	8, 256, 230円
DIAM国内重視バランスファンド30VA(適格機関投資家限定)	2, 501, 504円
DIAM国内重視バランスファンド50VA(適格機関投資家限定)	74, 224円
DIAM世界バランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	39,410円
DIAM世界バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	763,677円
DIAMバランスファンド25VA (適格機関投資家限定)	170, 501, 421円
DIAMバランスファンド 3 7. 5 V A (適格機関投資家限定)	308, 918, 828円
DIAMバランスファンド50VA(適格機関投資家限定)	982, 324, 805円
DIAMグローバル・アセット・バランスVA (適格機関投資家限定)	7,510,217円
DIAMグローバル・アセット・バランスVA2(適格機関投資家限	10, 944, 900円

ĺ	定)	l I
	DIAM アクサ グローバル バランスファンド30VA (適格機関	89, 468, 564円
	投資家限定)	
	DIAM世界アセットバランスファンドVA (適格機関投資家向け)	17, 998, 824円
	DIAM世界バランスファンド55VA (適格機関投資家限定)	48, 582円
	DIAM世界アセットバランスファンド2VA (適格機関投資家限定)	85, 101, 164円
	DIAM世界アセットバランスファンド40VA(適格機関投資家限	6, 462, 411円
	定)	
	DIAM世界アセットバランスファンド25VA(適格機関投資家限	18, 696, 238円
	定)	
	DIAM世界アセットバランスファンド 3 VA(適格機関投資家限定)	39, 385, 444円
	DIAM世界アセットバランスファンド4VA(適格機関投資家限定)	49, 807, 654円
	DIAM世界バランス25VA(適格機関投資家限定)	13, 091, 531円
	DIAM国内バランス30VA(適格機関投資家限定)	4, 858, 288円
	動的パッケージファンド <dc年金></dc年金>	19, 987, 637円
	コア資産形成ファンド	8, 124, 442円
	MHAMトピックスファンド	720, 235, 742円
	MHAM TOPIXファンドVA (適格機関投資家専用)	29, 426, 475円
	MHAM動的パッケージファンド [適格機関投資家限定]	2, 218, 823, 747円
	MHAM日本株式パッシブファンド[適格機関投資家限定]	3, 079, 707, 204円
	計	126, 449, 836, 738円
2.	受益権の総数	126, 449, 836, 738 □

# (金融商品に関する注記)

# 1. 金融商品の状況に関する事項

	項目	自 2024年6月11日 至 2025年6月10日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.	金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価の変動によるリスクを有しております。
3.	金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

# 2. 金融商品の時価等に関する事項

	項目	2025年6月10日現在
1.	貸借対照表計上額、時価及びその	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸
	差額	借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

(1)有価証券

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

(3)上記以外の金融商品

上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項に ついての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、 異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。ま た、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引 における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリス クの大きさを示すものではありません。

#### (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

	2025年6月10日現在		
種類	当期の		
性知	損益に含まれた		
	評価差額(円)		
株式	11, 884, 122, 576		
合計	11, 884, 122, 576		

<sup>(</sup>注) 「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2025年2月8日から2025年6月10日まで)に対応する金額であります。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

### 株式関連

	2025年6月10日現在			
種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
1里块		うち		
		1年超		
市場取引				
先物取引				
買建	18, 696, 660, 000	_	18, 802, 125, 000	105, 465, 000
合計	18, 696, 660, 000	_	18, 802, 125, 000	105, 465, 000

### (注) 時価の算定方法

### 株価指数先物取引

- 1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
- 2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

### (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

### (1口当たり情報に関する注記)

	2025年6月10日現在
1口当たり純資産額	5.0359円
(1万口当たり純資産額)	(50, 359円)

# 附属明細表

# 第1 有価証券明細表

# (1) 株式

2025年6月10日現在

Δ4.4 <del>4</del>	₩ <u></u> ₩₩	評価額(円)		(±± ±x.
銘柄	株式数	単価	金額	備考
極洋	9, 300	4, 510. 00	41, 943, 000	
ニッスイ	219, 500	833. 50	182, 953, 250	
マルハニチロ	32, 600	3, 045. 00	99, 267, 000	
ユキグニファクトリー	18, 600	1, 098. 00	20, 422, 800	
カネコ種苗	6, 100	1, 374. 00	8, 381, 400	
サカタのタネ	27, 300	3, 345. 00	91, 318, 500	
ホクト	19, 600	1,801.00	35, 299, 600	
ショーボンドホールディングス	28, 800	4, 934. 00	142, 099, 200	
ミライト・ワン	69, 600	2, 480. 00	172, 608, 000	
タマホーム	13, 900	3, 475. 00	48, 302, 500	
robot home	42, 500	148.00	6, 290, 000	
住石ホールディングス	23, 800	645.00	15, 351, 000	
日鉄鉱業	8, 700	7, 320. 00	63, 684, 000	
三井松島ホールディングス	10, 900	4, 480. 00	48, 832, 000	
INPEX	663, 400	2, 013. 50	1, 335, 755, 900	
石油資源開発	120, 400	1, 005. 00	121, 002, 000	
K&Oエナジーグループ	10, 000	2, 894. 00	28, 940, 000	
リョーサン菱洋ホールディングス	25, 200	2, 530. 00	63, 756, 000	
第一カッター興業	6, 300	1, 377. 00	8, 675, 100	
安藤・間	127, 100	1, 458. 00	185, 311, 800	
東急建設	68, 700	935. 00	64, 234, 500	
コムシスホールディングス	78, 000	3, 308. 00	258, 024, 000	
ビーアールホールディングス	32, 200	325.00	10, 465, 000	
高松コンストラクショングループ	16, 300	2, 822. 00	45, 998, 600	
東建コーポレーション	4, 900	13, 770. 00	67, 473, 000	
ヤマウラ	11, 200	1, 210. 00	13, 552, 000	
オリエンタル白石	81, 300	362.00	29, 430, 600	
大成建設	139, 400	8, 067. 00	1, 124, 539, 800	
大林組	506, 800	2, 219. 00	1, 124, 589, 200	
清水建設	419, 300	1, 629. 50	683, 249, 350	
長谷工コーポレーション	140, 900	2, 139. 00	301, 385, 100	
松井建設	14, 600	1, 073. 00	15, 665, 800	
鹿島建設	340, 400	3, 675. 00	1, 250, 970, 000	
不動テトラ	9, 700	2, 151. 00	20, 864, 700	
鉄建建設	10, 100	2, 789. 00	28, 168, 900	
西松建設	24, 400	4, 891. 00	119, 340, 400	
三井住友建設	123, 800	594.00	73, 537, 200	
大豊建設	21, 200	793. 00	16, 811, 600	
奥村組	27, 200	4, 205. 00	114, 376, 000	
東鉄工業	16, 900	3, 700. 00	62, 530, 000	
淺沼組	61, 600	735. 00	45, 276, 000	
戸田建設	189, 100	905. 60	171, 248, 960	
熊谷組	25, 300	4, 230. 00	107, 019, 000	

矢作建設工業	20,700	1, 696. 00	35, 107, 200	
ピーエス・コンストラクション	11, 200	1, 791. 00	20, 059, 200	
日本ハウスホールディングス	32, 600	333.00	10, 855, 800	
大東建託	52, 500	15, 750. 00	826, 875, 000	
新日本建設	21,600	1, 593. 00	34, 408, 800	
東亜道路工業	26, 500	1, 496. 00	39, 644, 000	
日本道路	15, 400	2, 515. 00	38, 731, 000	
東亜建設工業	46, 200	1, 491. 00	68, 884, 200	
日本国土開発	43, 700	463.00	20, 233, 100	
若築建設	4, 800	4, 020. 00	19, 296, 000	
東洋建設	44, 200	1, 460. 00	64, 532, 000	
五洋建設	200, 800	865. 90	173, 872, 720	
世紀東急工業	21, 900	1, 432. 00	31, 360, 800	
福田組	5, 800	4, 960. 00	28, 768, 000	
住友林業	132, 800	4, 395. 00	583, 656, 000	
大和ハウス工業	463, 300	4, 876. 00	2, 259, 050, 800	
ライト工業	29, 300	2, 854. 00	83, 622, 200	
積水ハウス	465, 700	3, 085. 00	1, 436, 684, 500	
日特建設	14, 800	1, 037. 00	15, 347, 600	
北陸電気工事	10, 700	1, 169. 00	12, 508, 300	
ユアテック	29, 600	1, 927. 00	57, 039, 200	
日本リーテック	11, 900	1,658.00	19, 730, 200	
四電工	19, 300	1, 276. 00	24, 626, 800	
中電工	23, 900	3, 370. 00	80, 543, 000	
関電工	84, 100	3, 023. 00	254, 234, 300	
きんでん	105, 300	3, 946. 00	415, 513, 800	
東京エネシス	16, 400	1, 197. 00	19, 630, 800	
トーエネック	25, 400	1, 169. 00	29, 692, 600	
住友電設	12, 500	6, 170. 00	77, 125, 000	
日本電設工業	28, 800	2, 428. 00	69, 926, 400	
エクシオグループ	158, 900	1,842.50	292, 773, 250	
新日本空調	19, 900	2, 198. 00	43, 740, 200	
九電工	33, 300	5, 445. 00	181, 318, 500	
三機工業	32, 100	3, 900. 00	125, 190, 000	
日揮ホールディングス	152, 100	1, 235. 00	187, 843, 500	
中外炉工業	5, 100	3, 405. 00	17, 365, 500	
太平電業	9, 800	4, 995. 00	48, 951, 000	
高砂熱学工業	37, 000	6, 686. 00	247, 382, 000	
朝日工業社	14, 400	2, 478. 00	35, 683, 200	
明星工業	26, 300	1, 425. 00	37, 477, 500	
大氣社	39, 300	2, 486. 00	97, 699, 800	
ダイダン	27, 100	4, 350. 00	117, 885, 000	
日比谷総合設備	12, 500	3, 435. 00	42, 937, 500	
ニップン	50, 800	2, 163. 00	109, 880, 400	
日清製粉グループ本社	153, 300	1, 718. 50	263, 446, 050	
日東富士製粉	2, 500	7, 260. 00	18, 150, 000	
昭和産業	13, 000	2, 864. 00	37, 232, 000	
中部飼料	21, 300	1, 536. 00	32, 716, 800	
フィード・ワン	22, 700	985. 00	22, 359, 500	
日本甜菜製糖	7, 800	2, 309. 00	18, 010, 200	

DM三井製糖	15, 300	3, 110. 00	47, 583, 000	
ウェルネオシュガー	9, 300	2, 270. 00	21, 111, 000	
LIFULL	40, 100	178.00	7, 137, 800	
MIXI	30,000	3, 330. 00	99, 900, 000	
ジェイエイシーリクルートメント	58, 200	993.00	57, 792, 600	
日本M&Aセンターホールディングス	236, 700	701.60	166, 068, 720	
メンバーズ	6, 300	1, 213. 00	7, 641, 900	
UTグループ	20, 800	2, 464. 00	51, 251, 200	
アイティメディア	8, 400	1,618.00	13, 591, 200	
ケアネット	33, 000	696.00	22, 968, 000	
E・Jホールディングス	9, 500	1, 499. 00	14, 240, 500	
オープンアップグループ	54,000	1, 733. 00	93, 582, 000	
コシダカホールディングス	44, 100	1, 108. 00	48, 862, 800	
パソナグループ	19, 600	2, 236. 00	43, 825, 600	
リンクアンドモチベーション	40,000	506.00	20, 240, 000	
エス・エム・エス	61,600	1, 411. 00	86, 917, 600	
パーソルホールディングス	1, 466, 900	274. 10	402, 077, 290	
クックパッド	44, 500	193.00	8, 588, 500	
森永製菓	61,800	2, 358. 50	145, 755, 300	
中村屋	4,000	3, 090. 00	12, 360, 000	
江崎グリコ	44, 100	4, 649. 00	205, 020, 900	
名糖産業	6, 700	2, 016. 00	13, 507, 200	
井村屋グループ	8, 300	2, 414. 00	20, 036, 200	
不二家	10, 700	2, 336. 00	24, 995, 200	
山崎製パン	103, 300	3, 192. 00	329, 733, 600	
モロゾフ	15, 100	1, 596. 00	24, 099, 600	
亀田製菓	9,800	3, 685. 00	36, 113, 000	
寿スピリッツ	91, 000	2, 205. 00	200, 655, 000	
カルビー	70, 600	2, 746. 50	193, 902, 900	
森永乳業	57, 300	3, 283. 00	188, 115, 900	
六甲バター	11, 300	1, 218. 00	13, 763, 400	
ヤクルト本社	220, 300	2, 898. 00	638, 429, 400	
明治ホールディングス	198, 100	3, 196. 00	633, 127, 600	
雪印メグミルク	41, 500	2, 726. 00	113, 129, 000	
プリマハム	20, 600	2, 262. 00	46, 597, 200	
日本ハム	63, 800	5, 069. 00	323, 402, 200	
丸大食品	15, 500	1, 775. 00	27, 512, 500	
S Foods	17, 000	2, 585. 00	43, 945, 000	
柿安本店	5, 900	2, 699. 00	15, 924, 100	
伊藤ハム米久ホールディングス	23, 700	4, 945. 00	117, 196, 500	
学情	7, 900	1,770.00	13, 983, 000	
スタジオアリス	7, 800	2, 084. 00	16, 255, 200	
クロスキャット	9,000	1,071.00	9, 639, 000	
システナ	224, 400	402.00	90, 208, 800	
NJS	4, 200	5, 780. 00	24, 276, 000	
デジタルアーツ	9, 900	7, 300. 00	72, 270, 000	
日鉄ソリューションズ	53, 800	4, 023. 00	216, 437, 400	
綜合警備保障	268, 800	1, 012. 50	272, 160, 000	
キューブシステム	8,000	1, 085. 00	8, 680, 000	
いちご	130, 300	385.00	50, 165, 500	

日本駐車場開発	183, 500	249.00	45, 691, 500	
コア	6,800	1,871.00	12, 722, 800	
カカクコム	115, 700	2, 616. 50	302, 729, 050	
セントケア・ホールディング	10, 200	760.00	7, 752, 000	
ルネサンス	12, 500	1, 008. 00	12, 600, 000	
ディップ	28, 300	2, 168. 00	61, 354, 400	
SBSホールディングス	14, 100	2, 795. 00	39, 409, 500	
デジタルホールディングス	7, 900	1, 313. 00	10, 372, 700	
新日本科学	17,000	1, 303. 00	22, 151, 000	
エムスリー	318, 000	2, 079. 50	661, 281, 000	
ワールドホールディングス	6, 300	2, 163. 00	13, 626, 900	
ディー・エヌ・エー	64, 500	2, 712. 00	174, 924, 000	
博報堂DYホールディングス	182, 600	1, 132. 50	206, 794, 500	
ぐるなび	29, 900	251.00	7, 504, 900	
タカミヤ	21, 800	342. 00	7, 455, 600	
ファンコミュニケーションズ	22, 700	425. 00	9, 647, 500	
ライク	5, 900	1, 382. 00	8, 153, 800	
エスプール	50, 900	345. 00	17, 560, 500	
WDBホールディングス	8,000	1,816.00	14, 528, 000	
手間いらず	2, 500	3, 190. 00	7, 975, 000	
アドウェイズ	19, 800	314. 00	6, 217, 200	
バリューコマース	14, 200	807.00	11, 459, 400	
インフォマート	151, 900	434.00	65, 924, 600	
サッポロホールディングス	50, 800	7, 300. 00	370, 840, 000	
アサヒグループホールディングス	1, 157, 300	1, 896. 00	2, 194, 240, 800	
キリンホールディングス	642, 100	2, 079. 50	1, 335, 246, 950	
宝ホールディングス	103, 900	1, 229. 00	127, 693, 100	
オエノンホールディングス	49, 900	552.00	27, 544, 800	
養命酒製造	5, 100	3, 080. 00	15, 708, 000	
飛島ホールディングス	15, 800	1, 870. 00	29, 546, 000	
コカ・コーラ ボトラーズジャパン ホールディングス	96, 500	2, 332. 00	225, 038, 000	
ライフドリンク カンパニー	33, 800	2, 037. 00	68, 850, 600	
サントリー食品インターナショナル	108, 300	4, 679. 00	506, 735, 700	
ダイドーグループホールディングス	17, 400	2, 665. 00	46, 371, 000	
伊藤園	49, 900	3, 371. 00	168, 212, 900	
キーコーヒー	17, 200	1, 984. 00	34, 124, 800	
日清オイリオグループ	21, 700	4, 715. 00	102, 315, 500	
不二製油	30, 800	2, 932. 50	90, 321, 000	
J ーオイルミルズ	17,600	1, 950. 00	34, 320, 000	
インターメスティック	12,600	1, 758. 00	22, 150, 800	
サンエー	28, 200	2, 893. 00	81, 582, 600	
カワチ薬品	12, 900	2, 794. 00	36, 042, 600	
エービーシー・マート	72, 400	2, 912. 00	210, 828, 800	
ハードオフコーポレーション	6, 500	1, 750. 00	11, 375, 000	
高千穂交易	12, 900	2, 110. 00	27, 219, 000	
アスクル	39, 100	1, 551. 00	60, 644, 100	
ゲオホールディングス	18, 400	1, 564. 00	28, 777, 600	
アダストリア	23, 100	2, 890. 00	66, 759, 000	
リガク・ホールディングス	105, 400	726. 00	76, 520, 400	

伊藤忠食品	3, 900	10, 140. 00	39, 546, 000	
くら寿司	19, 400	3, 205. 00	62, 177, 000	
キャンドゥ	5, 900	3, 490. 00	20, 591, 000	
パルグループホールディングス	37, 800	3, 610. 00	136, 458, 000	
エディオン	72, 100	1, 945. 00	140, 234, 500	
あらた	25, 300	2, 948. 00	74, 584, 400	
サーラコーポレーション	34, 800	929.00	32, 329, 200	
トーメンデバイス	2, 300	5, 700. 00	13, 110, 000	
ハローズ	6, 500	4, 790. 00	31, 135, 000	
J Pホールディングス	41, 300	544.00	22, 467, 200	
フジオフードグループ本社	18, 500	1, 202. 00	22, 237, 000	
あみやき亭	12,000	1, 442. 00	17, 304, 000	
東京エレクトロン デバイス	16, 500	2, 721. 00	44, 896, 500	
円谷フィールズホールディングス	26, 700	2, 139. 00	57, 111, 300	
双目	184, 300	3, 499. 00	644, 865, 700	
アルフレッサ ホールディングス	145, 500	1, 933. 50	281, 324, 250	
大黒天物産	5, 900	7, 150. 00	42, 185, 000	
ハニーズホールディングス	14, 800	1, 526. 00	22, 584, 800	
キッコーマン	510, 700	1, 306. 50	667, 229, 550	
味の素	706, 300	3, 635. 00	2, 567, 400, 500	
ブルドックソース	7, 900	1, 745. 00	13, 785, 500	
キユーピー	82, 900	3, 343. 00	277, 134, 700	
ハウス食品グループ本社	51, 900	2, 824. 50	146, 591, 550	
カゴメ	65, 900	2, 945. 50	194, 108, 450	
アリアケジャパン	15, 400	6, 540. 00	100, 716, 000	
エバラ食品工業	3, 900	2, 571. 00	10, 026, 900	
キオクシアホールディングス	94, 700	2, 132. 00	201, 900, 400	
ニチレイ	120, 200	1, 875. 50	225, 435, 100	
横浜冷凍	41,800	882.00	36, 867, 600	
東洋水産	71, 500	8, 998. 00	643, 357, 000	
イートアンドホールディングス	7,800	2, 026. 00	15, 802, 800	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	8, 300	1, 003. 00	8, 324, 900	
日清食品ホールディングス	194, 900	2, 972. 00	579, 242, 800	
フジッコ	15, 900	1, 588. 00	25, 249, 200	
ロック・フィールド	17, 200	1, 461. 00	25, 129, 200	
日本たばこ産業	936, 600	4, 401. 00	4, 121, 976, 600	
ケンコーマヨネーズ	9, 700	1, 804. 00	17, 498, 800	
わらべや日洋ホールディングス	10, 300	2, 263. 00	23, 308, 900	
なとり	9, 800	2, 031. 00	19, 903, 800	
ファーマフーズ	20, 300	940.00	19, 082, 000	
北の達人コーポレーション	65, 900	138. 00	9, 094, 200	
ユーグレナ	95, 800	436.00	41, 768, 800	
紀文食品	13, 400	1, 070. 00	14, 338, 000	
ピックルスホールディングス	9,000	904.00	8, 136, 000	
スター・マイカ・ホールディングス	15, 900	1, 018. 00	16, 186, 200	
SREホールディングス	5, 700	3, 785. 00	21, 574, 500	
片倉工業	14, 600	2, 181. 00	31, 842, 600	
グンゼ	22, 200	3, 625. 00	80, 475, 000	
ヒューリック	359, 600	1, 468. 50	528, 072, 600	
ラサ商事	9, 100	1, 457. 00	13, 258, 700	

アルペン	13, 700	2, 373. 00	32, 510, 100	
ラクーンホールディングス	11,800	829.00	9, 782, 200	
クオールホールディングス	20, 400	1, 832. 00	37, 372, 800	
アルコニックス	23, 800	1, 767. 00	42, 054, 600	
神戸物産	128, 200	4, 567. 00	585, 489, 400	
ソリトンシステムズ	7, 900	1, 320. 00	10, 428, 000	
ジンズホールディングス	11, 300	8, 620. 00	97, 406, 000	
ビックカメラ	88, 100	1, 518. 00	133, 735, 800	
DCMホールディングス	85, 600	1, 324. 00	113, 334, 400	
ペッパーフードサービス	48, 800	215. 00	10, 492, 000	
MonotaRO	234, 700	2, 867. 50	673, 002, 250	
あい ホールディングス	29, 800	2, 360. 00	70, 328, 000	
J. フロント リテイリング	190, 100	2, 016. 50	383, 336, 650	
ドトール・日レスホールディングス	29, 300	2, 694. 00	78, 934, 200	
マツキョココカラ&カンパニー	291, 800	2, 809. 00	819, 666, 200	
ブロンコビリー	9, 800	3, 705. 00	36, 309, 000	
ZOZO	369, 600	1, 566. 00	578, 793, 600	
トレジャー・ファクトリー	11, 400	1, 881. 00	21, 443, 400	
物語コーポレーション	32, 200	3, 670. 00	118, 174, 000	
三越伊勢丹ホールディングス	244, 900	2, 230. 00	546, 127, 000	
東洋紡	67, 600	904. 00	61, 110, 400	
ユニチカ	50, 700	158. 00	8, 010, 600	
富士紡ホールディングス	6, 100	5, 250. 00	32, 025, 000	
日清紡ホールディングス	118, 900	907. 90	107, 949, 310	
倉敷紡績	10, 700	7, 370. 00	78, 859, 000	
ダイワボウホールディングス	73, 300	2, 485. 50	182, 187, 150	
シキボウ	11, 200	952.00	10, 662, 400	
日東紡績	17, 600	5, 190. 00	91, 344, 000	
トヨタ紡織	65, 800	1, 958. 50	128, 869, 300	
マクニカホールディングス	125, 800	1, 910. 50	240, 340, 900	
Hamee	6, 600	1, 469. 00	9, 695, 400	
ラクト・ジャパン	6, 900	3, 555. 00	24, 529, 500	
ウエルシアホールディングス	85, 800	2, 543. 00	218, 189, 400	
クリエイトSDホールディングス	23, 600	3, 110. 00	73, 396, 000	
グリムス	6, 800	2, 340. 00	15, 912, 000	
バイタルケーエスケー・ホールディン	23,000	1, 221. 00	28, 083, 000	
グス	23, 000	1, 221. 00	20, 003, 000	
八洲電機	13, 400	1, 685. 00	22, 579, 000	
メディアスホールディングス	9, 700	967.00	9, 379, 900	
レスター	14, 200	2, 470. 00	35, 074, 000	
TOKAIホールディングス	90, 000	1,002.00	90, 180, 000	
三洋貿易	20, 400	1, 430. 00	29, 172, 000	
シュッピン	16, 300	1, 121. 00	18, 272, 300	
ビューティガレージ	5, 300	1, 687. 00	8, 941, 100	
オイシックス・ラ・大地	26, 600	1,691.00	44, 980, 600	
ウイン・パートナーズ	12, 000	1, 303. 00	15, 636, 000	
ネクステージ	37, 700	1,666.00	62, 808, 200	
ジョイフル本田	45, 800	2, 013. 00	92, 195, 400	
エターナルホスピタリティグループ	6,000	3, 230. 00	19, 380, 000	
ホットランドホールディングス	12, 700	2, 127. 00	27, 012, 900	
-				

すかいらーくホールディングス	226, 400	3, 172. 00	718, 140, 800	
SFPホールディングス	9, 400	2, 154. 00	20, 247, 600	
綿半ホールディングス	12, 900	1, 559. 00	20, 111, 100	
日本毛織	40, 400	1, 406. 00	56, 802, 400	
ヨシックスホールディングス	5, 500	2, 536. 00	13, 948, 000	
ユナイテッド・スーパーマーケット・	70. 700	010 00	C4 000 C00	
ホールディングス	70, 700	918. 00	64, 902, 600	
野村不動産ホールディングス	483, 100	855.00	413, 050, 500	
三重交通グループホールディングス	33, 100	481.00	15, 921, 100	
ディア・ライフ	23, 600	1, 138. 00	26, 856, 800	
地主	13, 700	2, 132. 00	29, 208, 400	
フィル・カンパニー	3, 100	850.00	2, 635, 000	
J PMC	8,800	1, 185. 00	10, 428, 000	
フージャースホールディングス	23, 900	1, 238. 00	29, 588, 200	
オープンハウスグループ	49, 400	6, 213. 00	306, 922, 200	
東急不動産ホールディングス	463, 600	1, 043. 50	483, 766, 600	
飯田グループホールディングス	147, 800	2, 005. 50	296, 412, 900	
帝国繊維	17, 600	2, 671. 00	47, 009, 600	
日本コークス工業	159, 300	84.00	13, 381, 200	
ゴルフダイジェスト・オンライン	9, 700	428.00	4, 151, 600	
あさひ	13, 900	1, 326. 00	18, 431, 400	
日本調剤	11,000	3, 145. 00	34, 595, 000	
コスモス薬品	32, 700	8, 815. 00	288, 250, 500	
シップヘルスケアホールディングス	65, 400	1, 919. 00	125, 502, 600	
ソフトクリエイトホールディングス	11, 300	2, 198. 00	24, 837, 400	
セブン&アイ・ホールディングス	1, 829, 400	2, 219. 50	4, 060, 353, 300	
クリエイト・レストランツ・ホール ディングス	124, 500	1, 380. 00	171, 810, 000	
明治電機工業	8, 100	1, 867. 00	15, 122, 700	
ツルハホールディングス	29, 000	11, 270. 00	326, 830, 000	
サンマルクホールディングス	15, 800	2, 377. 00	37, 556, 600	
トリドールホールディングス	46, 300	4, 146. 00	191, 959, 800	
帝人	150, 500	1, 125. 00	169, 312, 500	
東レ	1, 145, 700	980. 50	1, 123, 358, 850	
クラレ	209, 100	1, 804. 50	377, 320, 950	
旭化成	1, 039, 100	972.40	1, 010, 420, 840	
TOKYO BASE	17, 800	404.00	7, 191, 200	
稲葉製作所	9,000	1, 745. 00	15, 705, 000	
宮地エンジニアリンググループ	19, 400	1,841.00	35, 715, 400	
トーカロ	46, 400	1, 838. 00	85, 283, 200	
SUMCO	307, 400	990.00	304, 326, 000	
川田テクノロジーズ	10, 500	3, 625. 00	38, 062, 500	
RS Technologies	12, 400	2, 989. 00	37, 063, 600	
And Doホールディングス	9, 400	1, 214. 00	11, 411, 600	
ケイアイスター不動産	8, 100	4, 795. 00	38, 839, 500	
グッドコムアセット	12, 500	1, 084. 00	13, 550, 000	
ジェイ・エス・ビー	6, 400	3, 800. 00	24, 320, 000	
ロードスターキャピタル	8,700	2, 750.00	23, 925, 000	
霞ヶ関キャピタル	6, 300	14, 190. 00	89, 397, 000	
JMホールディングス	12, 500	2, 450. 00	30, 625, 000	

コメダホールディングス	43, 300	2, 885. 00	124, 920, 500	
アレンザホールディングス	12, 400	1,011.00	12, 536, 400	
串カツ田中ホールディングス	5, 100	1, 422. 00	7, 252, 200	
バロックジャパンリミテッド	19, 300	789.00	15, 227, 700	
クスリのアオキホールディングス	43, 000	3, 495. 00	150, 285, 000	
力の源ホールディングス	12, 400	1, 336. 00	16, 566, 400	
FOOD & LIFE COMPA	05.000	0 515 00	210 005 000	
NIES	95, 000	6, 515. 00	618, 925, 000	
アセンテック	6, 300	1, 430. 00	9, 009, 000	
セーレン	30, 100	2, 453. 00	73, 835, 300	
小松マテーレ	22, 900	721.00	16, 510, 900	
ワコールホールディングス	32, 500	4, 743. 00	154, 147, 500	
ホギメディカル	21, 100	3, 890. 00	82, 079, 000	
TSIホールディングス	49, 500	1, 080. 00	53, 460, 000	
ワールド	24, 200	2, 512. 00	60, 790, 400	
TIS	165, 800	4, 628. 00	767, 322, 400	
グリーホールディングス	52, 600	509.00	26, 773, 400	
GMOペパボ	1, 900	1, 582. 00	3, 005, 800	
コーエーテクモホールディングス	117, 900	2, 318. 50	273, 351, 150	
三菱総合研究所	7, 500	4, 545. 00	34, 087, 500	
ファインデックス	12, 600	737. 00	9, 286, 200	
ブレインパッド	13, 000	1, 320. 00	17, 160, 000	
KLab	39, 300	107.00	4, 205, 100	
ポールトゥウィンホールディングス	22, 400	374.00	8, 377, 600	
ネクソン	337, 200	2, 642. 00	890, 882, 400	
アイスタイル	47, 800	538.00	25, 716, 400	
エムアップホールディングス	19, 200	2, 147. 00	41, 222, 400	
エイチームホールディングス	10, 700	1, 172. 00	12, 540, 400	
セルシス	29, 800	1, 478. 00	44, 044, 400	
エニグモ	17, 400	307. 00	5, 341, 800	
コロプラ	53, 500	504. 00	26, 964, 000	
ブロードリーフ	63, 100	708.00	44, 674, 800	
デジタルハーツホールディングス	11, 200	915. 00	10, 248, 000	
メディアドゥ	6, 900	1, 664. 00	11, 481, 600	
じげん	39, 200	460.00	18, 032, 000	
ブイキューブ	21, 400	162. 00	3, 466, 800	
フィックスターズ	21, 700	2, 114. 00	45, 873, 800	
CARTA HOLDINGS	8,800	1, 549. 00	13, 631, 200	
オプティム	16, 200	551.00	8, 926, 200	
セレス	6, 900	2, 185. 00	15, 076, 500	
SHIFT	140, 900	1, 719. 50	242, 277, 550	
特種東海製紙	7, 400	3, 680. 00	27, 232, 000	
セック	2, 600	5, 160. 00	13, 416, 000	
テクマトリックス	34, 000	2, 168. 00	73, 712, 000	
プロシップ ガンホー・オンライン・エンターテイ	6, 800	2, 611. 00	17, 754, 800	
ガンボー・オンフィン・エンターディ     メント	32, 300	2, 723. 00	87, 952, 900	
GMOペイメントゲートウェイ	31, 300	9, 210. 00	288, 273, 000	
システムリサーチ	10, 900	1, 845. 00	20, 110, 500	
インターネットイニシアティブ	85, 700	2, 888. 00	247, 501, 600	

さくらインターネット	24, 500	3, 900. 00	95, 550, 000	
GMOグローバルサイン・ホールディ	F 000	0.001.00	10 155 000	
ングス	5, 000	2, 031. 00	10, 155, 000	
SRAホールディングス	8,800	4, 500. 00	39, 600, 000	
朝日ネット	16, 800	665.00	11, 172, 000	
еВАЅЕ	22, 200	527.00	11, 699, 400	
アバントグループ	19, 800	1, 502. 00	29, 739, 600	
アドソル日進	13, 100	1, 115. 00	14, 606, 500	
フリービット	6, 700	1, 569. 00	10, 512, 300	
コムチュア	20, 600	1, 774. 00	36, 544, 400	
アステリア	12, 300	541.00	6, 654, 300	
アイル	8, 700	2, 590. 00	22, 533, 000	
王子ホールディングス	593, 900	679.80	403, 733, 220	
日本製紙	81, 700	1, 046. 00	85, 458, 200	
北越コーポレーション	88,000	1, 002. 00	88, 176, 000	
大王製紙	79,000	808.00	63, 832, 000	
マークラインズ	9, 400	2, 011. 00	18, 903, 400	
メディカル・データ・ビジョン	18, 800	399.00	7, 501, 200	
gumi	25, 600	530.00	13, 568, 000	
テラスカイ	6,000	3, 015. 00	18, 090, 000	
デジタル・インフォメーション・テク ノロジー	7, 900	2, 405. 00	18, 999, 500	
ネオジャパン	4, 300	1, 629. 00	7, 004, 700	
PR TIMES	3, 300	2, 257. 00	7, 448, 100	
ラクス	74, 000	2, 276. 00	168, 424, 000	
ダブルスタンダード	5, 600	1, 627. 00	9, 111, 200	
オープンドア	11,000	489.00	5, 379, 000	
アカツキ	7, 500	2, 980. 00	22, 350, 000	
Ubicomホールディングス	5, 100	991.00	5, 054, 100	
カナミックネットワーク	19, 800	417.00	8, 256, 600	
レンゴー	142, 700	735. 30	104, 927, 310	
トーモク	9,000	2, 791. 00	25, 119, 000	
ザ・パック	11,600	3, 290. 00	38, 164, 000	
チェンジホールディングス	38, 600	1, 179. 00	45, 509, 400	
オークネット	14, 400	1, 520. 00	21, 888, 000	
オロ	6, 500	2, 740. 00	17, 810, 000	
ユーザーローカル	6, 500	1, 858. 00	12, 077, 000	
PKSHA Technology	18, 600	3, 435. 00	63, 891, 000	
マネーフォワード	38, 200	4, 676. 00	178, 623, 200	
レゾナック・ホールディングス	140, 800	3, 230. 00	454, 784, 000	
住友化学	1, 260, 900	336. 20	423, 914, 580	
住友精化	7, 200	4, 385. 00	31, 572, 000	
日産化学	80, 500	4, 230. 00	340, 515, 000	
ラサ工業	5,600	3, 435. 00	19, 236, 000	
クレハ	32, 500	3, 090. 00	100, 425, 000	
多木化学	6,000	2, 867. 00	17, 202, 000	
テイカ	11, 400	1, 327. 00	15, 127, 800	
石原産業	26, 000	1, 854. 00	48, 204, 000	
日本曹達	33, 300	2, 965. 00	98, 734, 500	
東ソー	209, 300	2, 060. 00	431, 158, 000	

トクヤマ	50, 700	2, 917. 00	147, 891, 900	
セントラル硝子	19, 700	2, 891. 00	56, 952, 700	
東亞合成	72, 800	1, 412. 50	102, 830, 000	
大阪ソーダ	54, 700	1, 665. 00	91, 075, 500	
関東電化工業	33, 900	838. 00	28, 408, 200	
SUN ASTERISK	11, 200	500.00	5, 600, 000	
デンカ	56, 900	1, 980. 00	112, 662, 000	
イビデン	90, 600	5, 727. 00	518, 866, 200	
信越化学工業	1, 394, 700	4, 594. 00	6, 407, 251, 800	
日本カーバイド工業	8,000	1, 704. 00	13, 632, 000	
プラスアルファ・コンサルティング	19, 800	2, 140. 00	42, 372, 000	
電算システムホールディングス	6, 800	2,600.00	17, 680, 000	
堺化学工業	11, 000	2, 663. 00	29, 293, 000	
第一稀元素化学工業	17, 100	636. 00	10, 875, 600	
エア・ウォーター	148, 100	1, 995. 50	295, 533, 550	
日本酸素ホールディングス	152, 200	5, 279. 00	803, 463, 800	
日本化学工業	5, 800	1, 996. 00	11, 576, 800	
日本パーカライジング	69, 900	1, 261. 00	88, 143, 900	
高圧ガス工業	23, 000	1, 055. 00	24, 265, 000	
四国化成ホールディングス	17, 600	1, 928. 00	33, 932, 800	
戸田工業	3, 800	974. 00	3, 701, 200	
ステラ ケミファ	8, 300	3, 695. 00	30, 668, 500	
保土谷化学工業	10, 100	1, 452. 00	14, 665, 200	
日本触媒	100, 400	1, 631. 00	163, 752, 400	
大日精化工業	11, 000	3, 110. 00	34, 210, 000	
カネカ	38, 400	3, 867. 00	148, 492, 800	
協和キリン	184, 700	2, 463. 00	454, 916, 100	
APPIER GROUP	47, 900	1, 503. 00	71, 993, 700	
三菱瓦斯化学	124, 000	2, 159. 50	267, 778, 000	
三井化学	141, 100	3, 220. 00	454, 342, 000	
東京応化工業	74, 900	3, 810. 00	285, 369, 000	
大阪有機化学工業	13, 100	2, 530. 00	33, 143, 000	
三菱ケミカルグループ	1, 145, 900	750. 90	860, 456, 310	
KHネオケム	28, 400	2, 542. 00	72, 192, 800	
ビジョナル	18, 400	9, 262. 00	170, 420, 800	
ダイセル	178, 300	1, 208. 50	215, 475, 550	
住友ベークライト	49, 400	3, 959. 00	195, 574, 600	
積水化学工業	312, 100	2, 484. 00	775, 256, 400	
日本ゼオン	113, 400	1, 435. 00	162, 729, 000	
アイカ工業	39, 700	3, 667. 00	145, 579, 900	
UBE	80, 700	2, 240. 00	180, 768, 000	
積水樹脂	21, 400	1, 901. 00	40, 681, 400	
旭有機材	10, 500	3, 750. 00	39, 375, 000	
ニチバン	9, 800	1, 935. 00	18, 963, 000	
リケンテクノス	29, 300	1, 114. 00	32, 640, 200	
大倉工業	7, 100	4, 300. 00	30, 530, 000	
積水化成品工業	22, 100	326.00	7, 204, 600	
群栄化学工業	3, 900	2, 824. 00	11, 013, 600	
ダイキョーニシカワ	34, 600	642.00	22, 213, 200	
森六	8, 600	2, 442. 00	21, 001, 200	

恵和	10, 200	1,044.00	10, 648, 800	
日本化薬	106, 300	1, 307. 00	138, 934, 100	
カーリット	15, 500	1, 128. 00	17, 484, 000	
CLホールディングス	4,000	868.00	3, 472, 000	
プレステージ・インターナショナル	75, 400	622.00	46, 898, 800	
ハイマックス	4, 900	1, 186. 00	5, 811, 400	
アミューズ	9,800	1, 612. 00	15, 797, 600	
野村総合研究所	340, 300	5, 769. 00	1, 963, 190, 700	
ドリームインキュベータ	4, 100	2, 476. 00	10, 151, 600	
クイック	11, 200	2, 186. 00	24, 483, 200	
日本システム技術	14, 700	1, 973. 00	29, 003, 100	
電通グループ	171, 100	3, 071. 00	525, 448, 100	
インテージホールディングス	11, 900	1, 747. 00	20, 789, 300	
テイクアンドギヴ・ニーズ	7, 500	847.00	6, 352, 500	
東邦システムサイエンス	7, 100	1, 223. 00	8, 683, 300	
ぴあ	5, 500	2, 945. 00	16, 197, 500	
イオンファンタジー	6, 800	2, 619. 00	17, 809, 200	
ソースネクスト	79, 600	172.00	13, 691, 200	
シーティーエス	22, 200	827.00	18, 359, 400	
メディカルシステムネットワーク	16, 200	435.00	7, 047, 000	
日本精化	10, 500	2, 295. 00	24, 097, 500	
扶桑化学工業	14, 700	3, 760. 00	55, 272, 000	
トリケミカル研究所	17, 100	2, 808. 00	48, 016, 800	
シンプレクス・ホールディングス	30, 600	3, 930. 00	120, 258, 000	
HEROZ	6, 100	1, 103. 00	6, 728, 300	
ラクスル	31,000	1, 233. 00	38, 223, 000	
メルカリ	86, 600	2, 544. 00	220, 310, 400	
IPS	4, 800	2, 343. 00	11, 246, 400	
システムサポートホールディングス	6,000	2, 457. 00	14, 742, 000	
ADEKA	54, 600	2, 673. 00	145, 945, 800	
日油	179, 900	2, 705. 50	486, 719, 450	
ハリマ化成グループ	12, 100	786.00	9, 510, 600	
ボードルア	4, 100	3, 250. 00	13, 325, 000	
イーソル	10, 800	501.00	5, 410, 800	
ウイングアーク 1 s t	16, 400	3, 895. 00	63, 878, 000	
ヒト・コミュニケーションズ・ホール ディングス	5, 400	919.00	4, 962, 600	
サーバーワークス	2,600	2, 370. 00	6, 162, 000	
Sansan	44, 300	2, 086. 00	92, 409, 800	
ギフティ	13, 900	1, 872. 00	26, 020, 800	
花王	381,600	6, 780. 00	2, 587, 248, 000	
第一工業製薬	5, 700	3, 590. 00	20, 463, 000	
石原ケミカル	6, 700	1, 895. 00	12, 696, 500	
三洋化成工業	9, 700	3, 730. 00	36, 181, 000	
メドレー	17, 200	3, 030. 00	52, 116, 000	
ベース	7, 500	3, 405. 00	25, 537, 500	
J M D C	19, 100	3, 778. 00	72, 159, 800	
武田薬品工業	1, 396, 900	4, 365. 00	6, 097, 468, 500	
アステラス製薬	1, 377, 100	1, 417. 50	1, 952, 039, 250	
住友ファーマ	137, 200	904.00	124, 028, 800	

塩野義製薬	520, 600	2, 493. 00	1, 297, 855, 800	
日本新薬	41, 300	3, 545. 00	146, 408, 500	
中外製薬	491, 200	7, 656. 00	3, 760, 627, 200	
科研製薬	26, 900	3, 845. 00	103, 430, 500	
エーザイ	204, 900	4, 018. 00	823, 288, 200	
理研ビタミン	12, 200	2, 619. 00	31, 951, 800	
ロート製薬	165, 800	2, 057. 50	341, 133, 500	
小野薬品工業	321, 200	1, 543. 00	495, 611, 600	
久光製薬	34, 900	4, 174. 00	145, 672, 600	
持田製薬	19, 700	2, 987. 00	58, 843, 900	
参天製薬	280, 400	1,661.00	465, 744, 400	
扶桑薬品工業	6,000	2, 136. 00	12, 816, 000	
ツムラ	54, 100	3, 405. 00	184, 210, 500	
テルモ	1, 039, 900	2, 642. 00	2, 747, 415, 800	
H. U. グループホールディングス	47, 000	3, 116. 00	146, 452, 000	
キッセイ薬品工業	25, 300	4, 190. 00	106, 007, 000	
生化学工業	29, 900	635.00	18, 986, 500	
栄研化学	24, 800	2, 035. 00	50, 468, 000	
鳥居薬品	8, 100	6, 340. 00	51, 354, 000	
JCRファーマ	53, 400	571.00	30, 491, 400	
東和薬品	21, 100	3, 050. 00	64, 355, 000	
富士製薬工業	11,600	1, 299. 00	15, 068, 400	
ゼリア新薬工業	24, 800	2, 061. 00	51, 112, 800	
ネクセラファーマ	73, 600	949.00	69, 846, 400	
第一三共	1, 452, 100	3, 650. 00	5, 300, 165, 000	
杏林製薬	34, 200	1, 485. 00	50, 787, 000	
大幸薬品	35, 500	241.00	8, 555, 500	
ダイト	23, 400	1, 050. 00	24, 570, 000	
大塚ホールディングス	387, 900	7, 299. 00	2, 831, 282, 100	
ペプチドリーム	76, 100	1,696.00	129, 065, 600	
大日本塗料	17, 300	1, 167. 00	20, 189, 100	
日本ペイントホールディングス	693, 600	1, 145. 00	794, 172, 000	
関西ペイント	125, 100	2, 023. 00	253, 077, 300	
中国塗料	35, 400	2, 273. 00	80, 464, 200	
藤倉化成	19, 700	473.00	9, 318, 100	
太陽ホールディングス	27, 400	5, 950. 00	163, 030, 000	
DIC	55, 400	2, 937. 50	162, 737, 500	
サカタインクス	34, 800	1, 978. 00	68, 834, 400	
artience	28, 200	2, 952. 00	83, 246, 400	
アルプス技研	14, 100	2, 700. 00	38, 070, 000	
サニックスホールディングス	23, 200	241.00	5, 591, 200	
日本空調サービス	17, 200	1, 089. 00	18, 730, 800	
オリエンタルランド	948, 700	3, 261. 00	3, 093, 710, 700	
フォーカスシステムズ	10, 700	1, 390. 00	14, 873, 000	
ダスキン	33, 700	3, 726. 00	125, 566, 200	
パーク24	120, 200	1, 851. 50	222, 550, 300	
明光ネットワークジャパン	19, 600	730.00	14, 308, 000	
ファルコホールディングス	6, 500	2, 318. 00	15, 067, 000	
クレスコ	25, 200	1, 665. 00	41, 958, 000	
フジ・メディア・ホールディングス	150, 700	2, 901. 50	437, 256, 050	

ラウンドワン	151, 700	1, 243. 00	188, 563, 100	
リゾートトラスト	127, 100	1, 640. 00	208, 444, 000	
オービック	291, 500	5, 237. 00	1, 526, 585, 500	
ジャストシステム	22, 700	3, 510. 00	79, 677, 000	
TDCY71	26, 400	1, 336. 00	35, 270, 400	
LINEヤフー	2, 510, 900	533. 00	1, 338, 309, 700	
ビー・エム・エル	19, 700	3, 205. 00	63, 138, 500	
トレンドマイクロ	82, 500	10, 880. 00	897, 600, 000	
IDホールディングス	10, 800	2, 222. 00	23, 997, 600	
リソー教育	100, 400	224. 00	22, 489, 600	
日本オラクル	30,000	16, 990. 00	509, 700, 000	
早稲田アカデミー	8,800	2, 281. 00	20, 072, 800	
アルファシステムズ	5, 100	3, 400. 00	17, 340, 000	
フューチャー	39, 000	2, 217. 00	86, 463, 000	
CAC Holdings	9,700	2, 052. 00	19, 904, 400	
ユー・エス・エス		*		
オービックビジネスコンサルタント	331, 100	1, 580. 00 8, 292. 00	523, 138, 000 218, 908, 800	
アイティフォー	26, 400 18, 300	8, 292. 00 1, 526. 00	27, 925, 800	
東京個別指導学院				
東計電算	19, 100	315. 00	6, 016, 500 17, 072, 000	
サイバーエージェント	4, 400	3, 880. 00		
楽天グループ	326, 100	1, 517. 50 818. 60	494, 856, 750	
クリーク・アンド・リバー社	1, 133, 500		927, 883, 100	
SBIグローバルアセットマネジメン	7, 900	1, 482. 00	11, 707, 800	
> P	31, 500	645.00	20, 317, 500	
テー・オー・ダブリュー	31, 800	317.00	10, 080, 600	
大塚商会	177, 800	2, 945. 50	523, 709, 900	
サイボウズ	21,600	3, 170. 00	68, 472, 000	
山田コンサルティンググループ	7, 900	1, 602. 00	12, 655, 800	
セントラルスポーツ	6, 000	2, 383. 00	14, 298, 000	
パラカ	5, 100	1, 826. 00	9, 312, 600	
電通総研	15, 300	6, 640. 00	101, 592, 000	
ACCESS	16, 400	831.00	13, 628, 400	
デジタルガレージ	25, 100	4, 915. 00	123, 366, 500	
イーエムシステムズ	26, 100	750.00	19, 575, 000	
ウェザーニューズ	12, 500	3, 950. 00	49, 375, 000	
СІЈ	39, 100	486.00	19, 002, 600	
ビジネスエンジニアリング	3, 900	4, 720. 00	18, 408, 000	
WOWOW	11,800	1, 002. 00	11, 823, 600	
スカラ	14, 600	401.00	5, 854, 600	
フルキャストホールディングス	13, 100	1, 740. 00	22, 794, 000	
エン・ジャパン	26, 100	1,641.00	42, 830, 100	
セルソース	10, 500	698.00	7, 329, 000	
あすか製薬ホールディングス	13, 400	2, 302. 00	30, 846, 800	
サワイグループホールディングス	81, 100	1, 780. 00	144, 358, 000	
富士フイルムホールディングス	946, 600	3, 169. 00	2, 999, 775, 400	
コニカミノルタ	353, 000	437. 50	154, 437, 500	
資生堂	327, 800	2, 514. 00	824, 089, 200	
ライオン	199, 800	1, 551. 50	309, 989, 700	
高砂香料工業	10, 700	6, 870. 00	73, 509, 000	

マンダム	31, 200	1, 386. 00	43, 243, 200	
ミルボン	25, 100	2, 492. 00	62, 549, 200	
コーセー	32, 000	5, 960. 00	190, 720, 000	
コタ	15, 900	1, 426. 00	22, 673, 400	
ポーラ・オルビスホールディングス	80, 400	1, 353. 00	108, 781, 200	
/エビアホールディングス	14, 100	4, 315. 00	60, 841, 500	
新日本製薬	9,000	2, 250. 00	20, 250, 000	
I - n e	5, 300	1, 665. 00	8, 824, 500	
アクシージア	10, 500	426. 00	4, 473, 000	
エステー	10, 900	1, 495. 00	16, 295, 500	
コニシ	49, 500	1, 493. 00	54, 400, 500	
長谷川香料	30,000	2, 915. 00	87, 450, 000	
小林製薬	41, 300	5, 574. 00	230, 206, 200	
荒川化学工業				
	14, 700	1, 054. 00	15, 493, 800	
メック	12, 900	2, 588. 00	33, 385, 200	
日本高純度化学	4, 100	3, 225. 00	13, 222, 500	
タカラバイオ	49, 400	797. 00	39, 371, 800	
JCU	17, 300	3, 230. 00	55, 879, 000	
OATアグリオ デクセリアルズ	6, 500	2, 025. 00	13, 162, 500	
アース製薬	134, 300	2, 092. 50	281, 022, 750	
北興化学工業	14, 400	4, 905. 00	70, 632, 000	
大成ラミックグループ	14, 100	1, 330. 00	18, 753, 000	
クミアイ化学工業	4, 800	2, 434. 00 785. 00	11, 683, 200	
日本農薬	62, 400 24, 000	875. 00	48, 984, 000 21, 000, 000	
ニチレキグループ	16, 700	2, 426. 00	40, 514, 200	
ユシロ	7, 800	2, 048. 00	15, 974, 400	
JX金属	407, 500	772. 20	314, 671, 500	
富士石油	41, 300	291. 00	12, 018, 300	
出光興産	678, 800	862. 10	585, 193, 480	
ENEOSホールディングス	2, 376, 100	707. 90	1, 682, 041, 190	
コスモエネルギーホールディングス	51, 700	6, 217. 00	321, 418, 900	
ANYCOLOR	21, 200	4, 085. 00	86, 602, 000	
	33, 400	337. 00	11, 255, 800	
インフロニア・ホールディングス	160, 900	1, 198. 00	192, 758, 200	
横浜ゴム	79, 300	3, 489. 00	276, 677, 700	
TOYO TIRE	90, 100	3, 024. 00	272, 462, 400	
ブリヂストン	459, 500	5, 969. 00	2, 742, 755, 500	
住友ゴム工業	154, 100	1, 668. 00	257, 038, 800	
藤倉コンポジット	15, 200	1, 440. 00	21, 888, 000	
オカモト	8, 100	4, 870. 00	39, 447, 000	
アキレス	8, 400	1, 140. 00	9, 576, 000	
フコク	9, 300	1,621.00	15, 075, 300	
ニッタ	15, 400	3, 730. 00	57, 442, 000	
住友理工	30, 300	1, 674. 00	50, 722, 200	
三ツ星ベルト	21, 800	3, 500. 00	76, 300, 000	
バンドー化学	23, 500	1, 619. 00	38, 046, 500	
AGC	152, 800	4, 286. 00	654, 900, 800	
日本板硝子	80, 200	411.00	32, 962, 200	
有沢製作所	23, 700	1, 416. 00	33, 559, 200	
	<del> </del>			

日本電気硝子	52, 400	3, 463. 00	181, 461, 200	
オハラ	7, 300	1, 083. 00	7, 905, 900	
住友大阪セメント	27, 300	3, 798. 00	103, 685, 400	
太平洋セメント	96, 800	3, 681. 00	356, 320, 800	
日本ヒューム	13, 900	2, 220. 00	30, 858, 000	
日本コンクリート工業	30, 200	292.00	8, 818, 400	
三谷セキサン	5, 500	7, 480. 00	41, 140, 000	
アジアパイルホールディングス	22, 300	936.00	20, 872, 800	
東海カーボン	144, 800	1, 005. 50	145, 596, 400	
日本カーボン	9,000	4, 240. 00	38, 160, 000	
東洋炭素	11, 100	4, 350. 00	48, 285, 000	
ノリタケ	17, 300	3, 620. 00	62, 626, 000	
ТОТО	113, 900	3, 672. 00	418, 240, 800	
日本碍子	174, 400	1, 761. 50	307, 205, 600	
日本特殊陶業	128, 300	4, 575. 00	586, 972, 500	
MARUWA	6, 500	36, 500. 00	237, 250, 000	
品川リフラクトリーズ	19, 300	1, 651. 00	31, 864, 300	
黒崎播磨	10,800	2, 928. 00	31, 622, 400	
ヨータイ	7, 700	1, 740. 00	13, 398, 000	
フジミインコーポレーテッド	42, 200	1, 853. 00	78, 196, 600	
ニチアス	40,000	5, 164. 00	206, 560, 000	
日本製鉄	817, 700	2, 878. 00	2, 353, 340, 600	
神戸製鋼所	324, 800	1, 615. 50	524, 714, 400	
中山製鋼所	33, 500	630.00	21, 105, 000	
合同製鐵	9, 100	3, 755. 00	34, 170, 500	
J F Eホールディングス	486, 600	1, 672. 50	813, 838, 500	
東京製鐵	45, 100	1, 490. 00	67, 199, 000	
共英製鋼	15, 900	1, 988. 00	31, 609, 200	
大和工業	30, 300	8, 950. 00	271, 185, 000	
東京鐵鋼	7,000	5, 470. 00	38, 290, 000	
大阪製鐵	7, 300	2, 652. 00	19, 359, 600	
淀川製鋼所	15, 100	5, 590. 00	84, 409, 000	
中部鋼鈑	13, 100	2, 036. 00	26, 671, 600	
丸一鋼管	49, 300	3, 506. 00	172, 845, 800	
モリ工業	19, 100	862.00	16, 464, 200	
大同特殊鋼	101, 900	993.00	101, 186, 700	
日本冶金工業	11,000	3, 840. 00	42, 240, 000	
愛知製鋼	8,800	8, 250. 00	72, 600, 000	
大平洋金属	15, 100	1, 776. 00	26, 817, 600	
新日本電工	96, 700	253.00	24, 465, 100	
栗本鐵工所	7, 300	5, 700. 00	41, 610, 000	
日本製鋼所	48, 000	7, 340. 00	352, 320, 000	
三菱製鋼	12, 000	1, 645. 00	19, 740, 000	
日本精線	12, 900	1, 090. 00	14, 061, 000	
エンビプロ・ホールディングス	16, 000	497.00	7, 952, 000	
大紀アルミニウム工業所	23, 300	960.00	22, 368, 000	
日本軽金属ホールディングス	47, 200	1, 604. 00	75, 708, 800	
三井金属鉱業	40, 600	4, 933. 00	200, 279, 800	
東邦亜鉛	12, 800	686.00	8, 780, 800	
三菱マテリアル	115, 400	2, 237. 00	258, 149, 800	

住友金属鉱山	204, 200	3, 347. 00	683, 457, 400	
DOWAホールディングス	43, 700	4, 542. 00	198, 485, 400	
古河機械金属	19, 200	2, 185. 00	41, 952, 000	
大阪チタニウムテクノロジーズ	28, 100	1, 410. 00	39, 621, 000	
東邦チタニウム	33, 500	1, 093. 00	36, 615, 500	
UACJ	21, 700	4, 815. 00	104, 485, 500	
CKサンエツ	3, 100	3, 580. 00	11, 098, 000	
古河電気工業	53, 900	7, 000. 00	377, 300, 000	
住友電気工業	557, 500	2, 996. 50	1, 670, 548, 750	
フジクラ	173, 200	6, 879. 00	1, 191, 442, 800	
SWCC	21, 700	6, 910. 00	149, 947, 000	
平河ヒューテック	11,000	1, 518. 00	16, 698, 000	
いよぎんホールディングス	201, 900	1, 524. 00	307, 695, 600	
しずおかフィナンシャルグループ	339, 700	1, 705. 00	579, 188, 500	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	129, 700	1, 763. 50	228, 725, 950	
楽天銀行	71,600	7, 596. 00	543, 873, 600	
京都フィナンシャルグループ	194, 000	2, 428. 50	471, 129, 000	
リョービ	17, 100	2, 112. 00	36, 115, 200	
AREホールディングス	65, 400	1, 774. 00	116, 019, 600	
東洋製罐グループホールディングス	95, 500	2, 863. 50	273, 464, 250	
ホッカンホールディングス	8,600	1, 890. 00	16, 254, 000	
コロナ	9, 100	891. 00	8, 108, 100	
横河ブリッジホールディングス	27, 900	2, 580. 00	71, 982, 000	
三和ホールディングス	159, 500	5, 005. 00	798, 297, 500	
文化シヤッター	42, 300	2, 195. 00	92, 848, 500	
三協立山	20, 200	609.00	12, 301, 800	
アルインコ	12, 300	1, 023. 00	12, 582, 900	
LIXIL	235, 500	1, 624. 50	382, 569, 750	
ノーリツ	23, 000	1, 895. 00	43, 585, 000	
長府製作所	18,000	1,820.00	32, 760, 000	
リンナイ	84, 200	3, 688. 00	310, 529, 600	
ユニプレス	28, 200	951.00	26, 818, 200	
日東精工	23, 600	573.00	13, 522, 800	
岡部	28, 800	847. 00	24, 393, 600	
ジーテクト	18,000	1,713.00	30, 834, 000	
東プレ	28, 400	1,761.00	50, 012, 400	
高周波熱錬	23, 900	1, 110. 00	26, 529, 000	
東京製綱	9, 600	1, 223. 00	11, 740, 800	
サンコール	17, 900	290.00	5, 191, 000	
パイオラックス	21, 700	1, 833. 00	39, 776, 100	
エイチワン	16, 600	1, 241. 00	20, 600, 600	
日本発条	135, 400	1, 587. 00	214, 879, 800	
中央発條	10, 500	1, 742. 00	18, 291, 000	
三浦工業	73, 300	2, 899. 00	212, 496, 700	
タクマ	51, 900	1, 948. 00	101, 101, 200	
テクノプロ・ホールディングス	98,000	3, 975. 00	389, 550, 000	
アイ・アールジャパンホールディングス	8, 100	645. 00	5, 224, 500	
KeePer技研	10,000	3, 910. 00	39, 100, 000	
Gunosy	12, 900	624. 00	8, 049, 600	
J	12,000	0 <b>-1.</b> 00	-, -1-,	

イー・ガーディアン	4, 900	2, 014. 00	9, 868, 600	
ジャパンマテリアル	49, 300	1, 447. 00	71, 337, 100	
ベクトル	21, 900	909. 00	19, 907, 100	
チャーム・ケア・コーポレーション	13, 400	1, 225. 00	16, 415, 000	
キャリアリンク	5, 900	2, 104. 00	12, 413, 600	
I B J	12, 100	815. 00	9, 861, 500	
アサンテ	7, 700	1, 631. 00	12, 558, 700	
バリューHR	14, 600	1, 617. 00	23, 608, 200	
M&Aキャピタルパートナーズ	13, 000	2, 899. 00	37, 687, 000	
ライドオンエクスプレスホールディン グス	6, 400	1, 000. 00	6, 400, 000	
シグマクシス・ホールディングス	47, 100	1, 283. 00	60, 429, 300	
ウィルグループ	13, 500	911. 00	12, 298, 500	
メドピア	13, 000	709. 00	9, 217, 000	
リクルートホールディングス	1, 190, 000	8, 302. 00	9, 879, 380, 000	
エラン	21, 200	851. 00	18, 041, 200	
ツガミ	33, 900	1, 873. 00	63, 494, 700	
オークマ	27, 800	3, 870. 00	107, 586, 000	
芝浦機械	20, 700	3, 225. 00	66, 757, 500	
アマダ	211, 200	1, 478. 50	312, 259, 200	
アイダエンジニアリング	35, 200	924. 00	32, 524, 800	
FUJI	68, 700	2, 283. 50	156, 876, 450	
牧野フライス製作所	17, 400	11, 660. 00	202, 884, 000	
オーエスジー	69, 700	1, 647. 00	114, 795, 900	
旭ダイヤモンド工業	39, 500	708. 00	27, 966, 000	
DMG森精機	99, 700	3, 043. 00	303, 387, 100	
ソディック	41,800	912.00	38, 121, 600	
ディスコ	76, 100	33, 100. 00	2, 518, 910, 000	
日東工器	6,000	1, 794. 00	10, 764, 000	
日進工具	13, 100	686. 00	8, 986, 600	
冨士ダイス	11, 700	701. 00	8, 201, 700	
日本郵政	1, 597, 000	1, 352. 00	2, 159, 144, 000	
ベルシステム24ホールディングス	17, 200	1, 261. 00	21, 689, 200	
鎌倉新書	13, 700	520.00	7, 124, 000	
エアトリ	11, 800	907.00	10, 702, 600	
アトラエ	11, 300	657.00	7, 424, 100	
ストライク	7, 700	3, 520. 00	27, 104, 000	
ソラスト	44, 400	417. 00	18, 514, 800	
セラク	5, 100	1, 622. 00	8, 272, 200	
インソース	34, 900	1, 010. 00	35, 249, 000	
豊田自動織機	133, 500	16, 300. 00	2, 176, 050, 000	
リケンNPR	19, 800	2, 390. 00	47, 322, 000	
島精機製作所	25, 100	820.00	20, 582, 000	
オプトラン	25, 800	1, 513. 00	39, 035, 400	
イワキ	10, 700	2, 453. 00	26, 247, 100	
フリュー	15,000	960.00	14, 400, 000	
7 7 4				
ヤマシンフィルタ	33, 500	552.00	18, 492, 000	
ヤマシンフィルタ 日阪製作所	33, 500 16, 800	552. 00 1, 403. 00	18, 492, 000 23, 570, 400	
ヤマシンフィルタ				

平田機工	22, 500	1, 846. 00	41, 535, 000	
PEGASUS	17, 400	534. 00	9, 291, 600	
マルマエ	6, 700	1, 333. 00	8, 931, 100	
タツモ	11, 300	1, 955. 00	22, 091, 500	
ナブテスコ	99, 200	2, 328. 00	230, 937, 600	
三井海洋開発	19, 900	5, 420. 00	107, 858, 000	
レオン自動機	16, 600	1, 209. 00	20, 069, 400	
SMC	47, 200	53, 670. 00	2, 533, 224, 000	
ホソカワミクロン	12,000	4, 005. 00	48, 060, 000	
ユニオンツール	6, 800	4, 585. 00	31, 178, 000	
瑞光	13, 400	997.00	13, 359, 800	
オイレス工業	21, 400	2, 048. 00	43, 827, 200	
日精エー・エス・ビー機械	6, 300	6, 050. 00	38, 115, 000	
サトー	19, 700	1, 995. 00	39, 301, 500	
技研製作所	15, 000	1, 436. 00	21, 540, 000	
日本エアーテック	7, 200	1, 035. 00	7, 452, 000	
日精樹脂工業	10, 500	822.00	8, 631, 000	
ワイエイシイホールディングス	16, 100	755.00	12, 155, 500	
小松製作所	779, 100	4, 472. 00	3, 484, 135, 200	
住友重機械工業	93, 600	2, 906. 00	272, 001, 600	
日立建機	63,000	4, 380. 00	275, 940, 000	
日工	23, 600	688.00	16, 236, 800	
巴工業	18, 600	1, 502. 00	27, 937, 200	
井関農機	15, 000	1, 310. 00	19, 650, 000	
TOWA	48, 500	1, 562. 00	75, 757, 000	
北川鉄工所	6, 100	1, 415. 00	8, 631, 500	
ローツェ	82, 700	1, 776. 00	146, 875, 200	
クボタ	808, 600	1, 605. 50	1, 298, 207, 300	
荏原実業	7, 400	3, 500. 00	25, 900, 000	
東洋エンジニアリング	22, 700	686.00	15, 572, 200	
三菱化工機	16, 700	1, 989. 00	33, 216, 300	
月島ホールディングス	21, 300	2, 006. 00	42, 727, 800	
帝国電機製作所	9, 900	3, 150. 00	31, 185, 000	
新東工業	35, 000	828.00	28, 980, 000	
<b>澁谷工業</b>	15, 000	3, 210. 00	48, 150, 000	
アイチコーポレーション	26, 100	1, 388. 00	36, 226, 800	
小森コーポレーション	38, 800	1, 437. 00	55, 755, 600	
鶴見製作所	12,000	3, 510. 00	42, 120, 000	
酒井重工業	6, 100	1, 970. 00	12, 017, 000	
<b></b>	324, 400	2, 266. 50	735, 252, 600	
酉島製作所	13, 600	1, 884. 00	25, 622, 400	
AIRMAN	15, 900	1, 853. 00	29, 462, 700	
ダイキン工業	205, 900	16, 570. 00	3, 411, 763, 000	
オルガノ	24, 400	7, 770. 00	189, 588, 000	
トーヨーカネツ	5, 900	3, 885. 00	22, 921, 500	
栗田工業	88, 500	5, 273. 00	466, 660, 500	
椿本チエイン	68, 300	1, 803. 00	123, 144, 900	
日機装	40, 700	1, 166. 00	47, 456, 200	
木村化工機	12, 100	849.00	10, 272, 900	
レイズネクスト	22, 300	1, 697. 00	37, 843, 100	

アネスト岩田	26, 500	1, 398. 00	37, 047, 000	ĺ
ダイフク	266, 800	3, 723. 00	993, 296, 400	
サムコ	4,000	2, 774. 00	11, 096, 000	
タダノ	90, 800	960. 90	87, 249, 720	
フジテック	50, 800	5, 654. 00	287, 223, 200	
CKD	43, 800	2, 349. 00	102, 886, 200	
平和	52, 700	2, 036. 00	107, 297, 200	
理想科学工業	25, 200	1, 076. 00	27, 115, 200	
SANKYO	182, 800	2, 489. 00	454, 989, 200	
日本金銭機械	19, 100	969. 00	18, 507, 900	
マースグループホールディングス	10, 800	2, 876. 00	31, 060, 800	
ガリレイ	23, 200	2, 930. 00	67, 976, 000	
ダイコク電機	6, 800	2, 169. 00	14, 749, 200	
竹内製作所	28, 600	4, 515. 00	129, 129, 000	
アマノ	44, 900	4, 343. 00	195, 000, 700	
JUKI	24, 600	357. 00	8, 782, 200	
ジャノメ	13, 700	1, 159. 00	15, 878, 300	
ブラザー工業	211, 200	2, 434. 00	514, 060, 800	
マックス	19, 600	4, 635. 00	90, 846, 000	
モリタホールディングス	24, 600	2, 102. 00	51, 709, 200	
グローリー	41, 500	3, 200. 00	132, 800, 000	
新晃工業	45, 200	1, 244. 00	56, 228, 800	
大和冷機工業	24, 200	1, 542. 00	37, 316, 400	
セガサミーホールディングス	141, 200	2, 950. 00	416, 540, 000	
TPR	20,000	1, 906. 00	38, 120, 000	
ツバキ・ナカシマ	39,000	353. 00	13, 767, 000	
ホシザキ	101, 900	5, 237. 00	533, 650, 300	
大豊工業	13, 700	617. 00	8, 452, 900	
日本精工	292, 800	640.00	187, 392, 000	
NTN	374, 000	211. 20	78, 988, 800	
ジェイテクト	130, 400	1, 094. 50	142, 722, 800	
不二越	11, 700	3, 025. 00	35, 392, 500	
ミネベアミツミ	274, 800	1, 959. 00	538, 333, 200	
日本トムソン	42, 900	526. 00	22, 565, 400	
ТНК	91, 100	3, 985. 00	363, 033, 500	
YUSHIN	14, 800	604.00	8, 939, 200	
前澤給装工業	11, 300	1, 303. 00	14, 723, 900	
イーグル工業	17, 400	1, 894. 00	32, 955, 600	
PILLAR	14, 800	3, 670. 00	54, 316, 000	
キッツ	53, 200	1, 161. 00	61, 765, 200	
日立製作所	4, 021, 300	4, 089. 00	16, 443, 095, 700	
三菱電機	1, 608, 100	2, 971. 00	4, 777, 665, 100	
富士電機	96, 100	6, 668. 00	640, 794, 800	
安川電機	171, 900	3, 287. 00	565, 035, 300	
シンフォニア テクノロジー	15, 800	8, 750. 00	138, 250, 000	
明電舎	26, 600	4, 945. 00	131, 537, 000	
山洋電気	6, 700	10, 130. 00	67, 871, 000	
デンヨー	12,000	2, 835. 00	34, 020, 000	
PHCホールディングス	29, 600	913. 00	27, 024, 800	
KOKUSAI ELECTRIC	110, 800	3, 128. 00	346, 582, 400	
ROROSAI ELECIKIC	110, 600	0, 120.00	540, 562, 400	

ソシオネクスト	157, 500	2, 318. 50	365, 163, 750	
ベイカレント	118, 100	7, 618. 00	899, 685, 800	
Orchestra Holding	3,800	782. 00	2, 971, 600	
アイモバイル	20, 300	587. 00	11, 916, 100	
MS – Japan	8, 700	924. 00	8, 038, 800	
ジャパンエレベーターサービスホール	0,100	324.00	0, 000, 000	
ディングス	62, 700	3, 860. 00	242, 022, 000	
エル・ティー・エス	2, 200	2, 072. 00	4, 558, 400	
ミダックホールディングス	9, 800	2, 012. 00	19, 717, 600	
キュービーネットホールディングス	9, 300	1, 179. 00	10, 964, 700	
オープングループ	25, 400	316.00	8, 026, 400	
三櫻工業	21, 700	601.00	13, 041, 700	
マキタ	196, 600	4, 349. 00	855, 013, 400	
東芝テック	23, 800	2, 883. 00	68, 615, 400	
芝浦メカトロニクス	11, 500	7, 990. 00	91, 885, 000	
マブチモーター	69, 300	2, 151. 50	149, 098, 950	
ニデック	697, 900	2,841.00	1, 982, 733, 900	
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	10, 100	313.00	3, 161, 300	
トレックス・セミコンダクター	7, 300	1, 195. 00	8, 723, 500	
東光高岳	8, 400	2, 180. 00	18, 312, 000	
ダブル・スコープ	48, 600	286.00	13, 899, 600	
宮越ホールディングス	6, 900	1, 112. 00	7, 672, 800	
ダイヘン	15, 100	6, 270. 00	94, 677, 000	
ヤーマン	30, 600	860.00	26, 316, 000	
JVCケンウッド	124, 700	1, 147. 50	143, 093, 250	
ミマキエンジニアリング	13, 100	1, 825. 00	23, 907, 500	
大崎電気工業	34, 100	932.00	31, 781, 200	
オムロン	144, 800	3, 793. 00	549, 226, 400	
日東工業	21, 200	3, 000. 00	63, 600, 000	
IDEC	23, 500	2, 278. 00	53, 533, 000	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	70, 600	2, 520. 00	177, 912, 000	
テクノメディカ	3, 100	1, 846. 00	5, 722, 600	
ダイヤモンドエレクトリックホール ディングス	6, 400	571.00	3, 654, 400	
日本電気	1, 118, 000	3, 908. 00	4, 369, 144, 000	
富士通	1, 454, 800	3, 474. 00	5, 053, 975, 200	
沖電気工業	76, 600	1, 480. 00	113, 368, 000	
電気興業	6, 400	2, 038. 00	13, 043, 200	
サンケン電気	16, 200	7, 802. 00	126, 392, 400	
アイホン	9, 700	2, 591. 00	25, 132, 700	
ルネサスエレクトロニクス	1, 204, 400	1, 940. 00	2, 336, 536, 000	
セイコーエプソン	196, 800	1, 883. 00	370, 574, 400	
ワコム	111, 200	634.00	70, 500, 800	
アルバック	34, 700	5, 048. 00	175, 165, 600	
アクセル	7, 700	915. 00	7, 045, 500	
EIZO	20, 500	2, 089. 00	42, 824, 500	
ジャパンディスプレイ	680, 700	16.00	10, 891, 200	
日本信号	35, 900	1, 065. 00	38, 233, 500	
京三製作所	36, 800	488.00	17, 958, 400	
			· , ,	

能美防災	21, 300	3, 760. 00	80, 088, 000	
ホーチキ	10, 100	3, 000. 00	30, 300, 000	
エレコム	37, 600	1, 812. 00	68, 131, 200	
パナソニック ホールディングス	1, 867, 700	1, 544. 50	2, 884, 662, 650	
シャープ	228, 300	681. 40	155, 563, 620	
アンリツ	111, 400	1, 685. 00	187, 709, 000	
ソニーグループ	5, 399, 300	3, 800. 00	20, 517, 340, 000	
TDK	1, 365, 200	1, 543. 00	2, 106, 503, 600	
帝国通信工業	6, 800	2, 216. 00	15, 068, 800	
タムラ製作所	63, 000	455.00	28, 665, 000	
アルプスアルパイン	128, 400	1, 432. 50	183, 933, 000	
日本電波工業	15, 000	702.00	10, 530, 000	
鈴木	8, 300	1, 725. 00	14, 317, 500	
メイコー	15, 500	5, 940. 00	92, 070, 000	
日本トリム	3, 800	3, 965. 00	15, 067, 000	
フォスター電機	16, 100	1, 467. 00	23, 618, 700	
SMK	4,000	2, 185. 00	8, 740, 000	
ヨコオ	14, 100	1, 228. 00	17, 314, 800	
ホシデン	39, 500	2, 118. 00	83, 661, 000	
ヒロセ電機	23, 000	16, 860.00	387, 780, 000	
日本航空電子工業	41, 300	2, 455. 00	101, 391, 500	
TOA	16, 100	998.00	16, 067, 800	
マクセル	30, 100	1, 779. 00	53, 547, 900	
古野電気	18, 500	3, 060. 00	56, 610, 000	
スミダコーポレーション	21, 200	981.00	20, 797, 200	
アイコム	6, 000	2, 917. 00	17, 502, 000	
リオン	6, 500	2, 341. 00	15, 216, 500	
横河電機	173, 100	3, 612. 00	625, 237, 200	
新電元工業	6,000	2, 051. 00	12, 306, 000	
アズビル	426, 500	1, 268. 00	540, 802, 000	
日本光電工業	140, 100	1, 709. 50	239, 500, 950	
チノー	6, 500	2, 329. 00	15, 138, 500	
日本電子材料	9, 700	2, 108. 00	20, 447, 600	
堀場製作所	29, 600	10, 335. 00	305, 916, 000	
アドバンテスト	493, 500	8, 304. 00	4, 098, 024, 000	
エスペック	14, 000	2, 881. 00	40, 334, 000	
キーエンス	156, 500	60, 050. 00	9, 397, 825, 000	
日置電機	8,000	5, 670. 00	45, 360, 000	
シスメックス	405, 200	2, 421. 00	980, 989, 200	
日本マイクロニクス	25, 700	4, 220. 00	108, 454, 000	
メガチップス	12, 000	4, 925. 00	59, 100, 000	
OBARA GROUP	8, 400	3, 485. 00	29, 274, 000	
IMAGICA GROUP	15, 600	793. 00	12, 370, 800	
デンソー	1, 533, 300	1, 949. 50	2, 989, 168, 350	
コーセル	16, 700	1, 096. 00	18, 303, 200	
イリソ電子工業	15, 900	2, 600. 00	41, 340, 000	
オプテックスグループ	28, 700	1, 545. 00	44, 341, 500	
千代田インテグレ	5, 500	2, 750. 00	15, 125, 000	
レーザーテック	60, 800	14, 900. 00	905, 920, 000	
スタンレー電気	89, 000	2, 784. 00	247, 776, 000	

ウシオ電機	59, 400	1, 734. 50	103, 029, 300	
日本セラミック	14, 400	2, 887. 00	41, 572, 800	
古河電池	11, 500	1, 384. 00	15, 916, 000	
山一電機	12, 800	2, 505. 00	32, 064, 000	
図研	14, 400	5, 410. 00	77, 904, 000	
日本電子	36, 100	4, 274. 00	154, 291, 400	
カシオ計算機	125, 100	1, 075. 00	134, 482, 500	
ファナック	757, 300	3, 810. 00	2, 885, 313, 000	
日本シイエムケイ	45, 700	329.00	15, 035, 300	
エンプラス	4,800	3, 785. 00	18, 168, 000	
大真空	19, 100	530.00	10, 123, 000	
ローム	283, 500	1, 652. 00	468, 342, 000	
浜松ホトニクス	261, 500	1, 512. 50	395, 518, 750	
三井ハイテック	69, 300	747.00	51, 767, 100	
京セラ	972, 700	1, 691. 50	1, 645, 322, 050	
太陽誘電	68, 500	2, 436. 50	166, 900, 250	
村田製作所	1, 378, 400	2, 121. 00	2, 923, 586, 400	
双葉電子工業	29, 700	748.00	22, 215, 600	
日東電工	496, 500	2, 645. 00	1, 313, 242, 500	
東海理化電機製作所	44, 200	2, 143. 00	94, 720, 600	
ニチコン	37,000	1, 180. 00	43, 660, 000	
日本ケミコン	19, 300	1, 124. 00	21, 693, 200	
KOA	26, 000	822.00	21, 372, 000	
三井E&S	84, 500	2, 393. 00	202, 208, 500	
カナデビア	129, 400	918.00	118, 789, 200	
三菱重工業	2, 764, 600	3, 403. 00	9, 407, 933, 800	
川崎重工業	117, 800	10, 580. 00	1, 246, 324, 000	
IHI	126, 700	15, 325. 00	1, 941, 677, 500	
名村造船所	44, 600	2, 564. 00	114, 354, 400	
マネジメントソリューションズ	7, 700	2, 003. 00	15, 423, 100	
プロレド・パートナーズ	4, 200	469.00	1, 969, 800	
フロンティア・マネジメント	5,000	713.00	3, 565, 000	
アンビスホールディングス	34, 600	469.00	16, 227, 400	
カーブスホールディングス	44, 000	689.00	30, 316, 000	
フォーラムエンジニアリング	18,600	1, 142. 00	21, 241, 200	
FAST FITNESS JAPA	5, 600	1, 515. 00	8, 484, 000	
N	5.000	0.005.00	10.051.500	
Macbee Planet	5, 900	3, 385. 00	19, 971, 500	
日本車輌製造	5, 900	2, 071. 00	12, 218, 900	
三菱ロジスネクスト	24, 900	2, 011. 00	50, 073, 900	
フルサト・マルカホールディングス	13, 300	2, 246. 00	29, 871, 800	
ヤマエグループホールディングス	17, 900	2, 305. 00	41, 259, 500	
F P G	49, 400	2, 394. 00	118, 263, 600	
全国保証	81, 100	3, 212. 00	260, 493, 200	
めぶきフィナンシャルグループ ジャパンインベストメントアドバイ	751, 000	727. 00	545, 977, 000	
ザー	25, 100	1, 779. 00	44, 652, 900	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	19, 700	5, 730. 00	112, 881, 000	
九州フィナンシャルグループ	271, 200	717. 10	194, 477, 520	
かんぽ生命保険	179, 300	3, 302. 00	592, 048, 600	

ゆうちょ銀行	1, 265, 700	1, 517. 00	1, 920, 066, 900	
富山第一銀行	49, 000	980.00	48, 020, 000	
コンコルディア・フィナンシャルグ	000 000	007.00	745 050 400	
ループ	803, 900	927. 80	745, 858, 420	
ジェイリース	11,500	1, 293. 00	14, 869, 500	
西日本フィナンシャルホールディング	94, 900	2, 141. 00	203, 180, 900	
ス	94, 900	2, 141. 00	203, 100, 900	
SBIアルヒ	15, 800	802.00	12, 671, 600	
プレミアグループ	26, 000	2, 005. 00	52, 130, 000	
日産自動車	1, 956, 300	352. 50	689, 595, 750	
いすゞ自動車	459, 400	1, 835. 00	842, 999, 000	
トヨタ自動車	8, 320, 400	2, 657. 50	22, 111, 463, 000	
日野自動車	235, 500	446. 80	105, 221, 400	
三菱自動車工業	598, 400	417. 10	249, 592, 640	
武蔵精密工業	38, 200	2, 693. 00	102, 872, 600	
日産車体	23, 900	1, 051. 00	25, 118, 900	
新明和工業	45, 000	1, 463. 00	65, 835, 000	
極東開発工業	21, 100	2, 620. 00	55, 282, 000	
トピー工業	12, 700	2, 259. 00	28, 689, 300	
ティラド	3, 700	4, 610. 00	17, 057, 000	
曙ブレーキ工業	95, 500	102.00	9, 741, 000	
タチエス	28, 800	1, 713. 00	49, 334, 400	
NOK	60, 900	2, 053. 00	125, 027, 700	
フタバ産業	47, 100	716.00	33, 723, 600	
カヤバ	26, 700	3, 070. 00	81, 969, 000	
市光工業	28, 400	362.00	10, 280, 800	
大同メタル工業	30, 400	591.00	17, 966, 400	
プレス工業	61, 300	536.00	32, 856, 800	
太平洋工業	35, 800	1, 308. 00	46, 826, 400	
アイシン	331, 500	1, 771. 50	587, 252, 250	
マツダ	480, 800	856. 20	411, 660, 960	
本田技研工業	3, 708, 400	1, 400. 00	5, 191, 760, 000	
ZZŦ	1, 265, 100	1, 705. 00	2, 156, 995, 500	
SUBARU	472, 000	2, 552. 50	1, 204, 780, 000	
ヤマハ発動機	660, 800	1, 088. 50	719, 280, 800	
小糸製作所 エクセディ	162, 200	1, 770. 00 4, 100. 00	287, 094, 000	
ミツバ	25, 500 29, 500	808. 00	104, 550, 000	
豊田合成	29, 500 44, 800	2, 634. 00	23, 836, 000 118, 003, 200	
愛三工業	29, 700	1, 709. 00	50, 757, 300	
没二上来   日口ズ	29, 700 16, 200	884. 00	14, 320, 800	
エフ・シー・シー	27, 500	2, 744. 00	75, 460, 000	
シマノ	67, 600	21, 515. 00	1, 454, 414, 000	
テイ・エス テック	63, 600	1, 662. 00	105, 703, 200	
三十三フィナンシャルグループ	13, 700	2, 841. 00	38, 921, 700	
第四北越フィナンシャルグループ	48, 500	3, 305. 00	160, 292, 500	
ひろぎんホールディングス	216, 800	1, 237. 50	268, 290, 000	
おきなわフィナンシャルグループ	12, 100	2, 845. 00	34, 424, 500	
ダイレクトマーケティングミックス	19, 400	255. 00	4, 947, 000	
ポピンズ	2, 900	1, 265. 00	3, 668, 500	
· · ·	2, 550	1, 200.00	5, 555, 556	

LITALICO	14, 800	1, 277. 00	18, 899, 600	
十六フィナンシャルグループ	21, 600	4, 765. 00	102, 924, 000	
北國フィナンシャルホールディングス	15, 200	4, 775. 00	72, 580, 000	
ネットプロテクションズホールディン グス	51, 300	545.00	27, 958, 500	
プロクレアホールディングス	17, 500	1, 474. 00	25, 795, 000	
F Pパートナー	6,600	2, 285. 00	15, 081, 000	
あいちフィナンシャルグループ	28, 700	2, 554. 00	73, 299, 800	
小野建	18, 100	1, 411. 00	25, 539, 100	
ノジマ	54, 200	2, 979. 00	161, 461, 800	
佐鳥電機	11,600	1, 583. 00	18, 362, 800	
カッパ・クリエイト	26, 000	1, 483. 00	38, 558, 000	
伯東	8,600	3, 705. 00	31, 863, 000	
コンドーテック	12, 700	1, 456. 00	18, 491, 200	
ナガイレーベン	20, 800	1, 893. 00	39, 374, 400	
三菱食品	15, 300	6, 320. 00	96, 696, 000	
良品計画	180, 800	6, 117. 00	1, 105, 953, 600	
松田産業	12, 600	3, 385. 00	42, 651, 000	
第一興商	64, 200	1, 585. 50	101, 789, 100	
メディパルホールディングス	179, 500	2, 313. 50	415, 273, 250	
アドヴァングループ	14, 200	806.00	11, 445, 200	
SPK	6,600	2, 188. 00	14, 440, 800	
萩原電気ホールディングス	7,000	3, 325. 00	23, 275, 000	
アルビス	5, 500	2, 986. 00	16, 423, 000	
アズワン	51, 300	2, 397. 00	122, 966, 100	
スズデン	9, 400	1, 730. 00	16, 262, 000	
シモジマ	11, 100	1, 216. 00	13, 497, 600	
ドウシシャ	15, 300	2, 363. 00	36, 153, 900	
高速	9, 900	2, 662. 00	26, 353, 800	
G-7ホールディングス	18, 000	1, 320. 00	23, 760, 000	
たけびし	6, 900	1, 818. 00	12, 544, 200	
イオン北海道	41,000	886.00	36, 326, 000	
コジマ	27, 500	1, 060. 00	29, 150, 000	
コーナン商事	18, 100	3, 700. 00	66, 970, 000	
エコス	6, 100	2, 345. 00	14, 304, 500	
ワタミ	19, 900	997. 00	19, 840, 300	
リックス	4, 000	3, 015. 00	12, 060, 000	
システムソフト	54, 400	71.00	3, 862, 400	
パン・パシフィック・インターナショ ナルホールディングス	334, 600	4, 654. 00	1, 557, 228, 400	
丸文	15, 000	1, 008. 00	15, 120, 000	
西松屋チェーン	36, 700	2, 088. 00	76, 629, 600	
ゼンショーホールディングス	94, 000	7, 980. 00	750, 120, 000	
ハピネット	12, 700	5, 260. 00	66, 802, 000	
幸楽苑	12, 300	1, 031. 00	12, 681, 300	
橋本総業ホールディングス	6, 500	1, 275. 00	8, 287, 500	
日本ライフライン	44, 400	1, 483. 00	65, 845, 200	
サイゼリヤ	21, 500	4, 980. 00	107, 070, 000	
タカショー	13, 400	410.00	5, 494, 000	
VTホールディングス	64, 600	476.00	30, 749, 600	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

アルゴグラフィックス	14, 600	5, 130. 00	74, 898, 000	
魚力	5, 800	2, 400. 00	13, 920, 000	
IDOM	56, 100	1, 067. 00	59, 858, 700	
日本エム・ディ・エム	12, 400	567. 00	7, 030, 800	
フジ・コーポレーション	7, 400	2, 821. 00	20, 875, 400	
ユナイテッドアローズ	17, 600	2, 072. 00	36, 467, 200	
進和	10, 100	2, 976. 00	30, 057, 600	
ダイトロン	7,000	3, 735. 00	26, 145, 000	
ハイデイ日高	26, 700	3, 155. 00	84, 238, 500	
シークス	23, 800	1, 149. 00	27, 346, 200	
コロワイド	93, 600	1, 848. 00	172, 972, 800	
オーハシテクニカ	7, 700	1, 989. 00	15, 315, 300	
壱番屋	65, 400	903.00	59, 056, 200	
白銅	5, 000	2, 250. 00	11, 250, 000	
スギホールディングス	89, 100	3, 122. 00	278, 170, 200	
薬王堂ホールディングス	7, 900	2, 170. 00	17, 143, 000	
島津製作所	225, 300	3, 527. 00	794, 633, 100	
JMS	14, 400	423.00	6, 091, 200	
長野計器	10, 200	1, 911. 00	19, 492, 200	
ブイ・テクノロジー	7, 400	3, 215. 00	23, 791, 000	
スター精密	26, 500	1,686.00	44, 679, 000	
東京計器	11,000	4, 075. 00	44, 825, 000	
愛知時計電機	7, 300	2, 200. 00	16, 060, 000	
インターアクション	9, 500	1, 167. 00	11, 086, 500	
東京精密	32, 200	8, 077. 00	260, 079, 400	
マニー	62, 700	1, 198. 00	75, 114, 600	
ニコン	234, 100	1, 420. 00	332, 422, 000	
トプコン	89, 000	3, 261. 00	290, 229, 000	
オリンパス	866, 700	1, 932. 50	1, 674, 897, 750	
理研計器	22, 200	2, 820. 00	62, 604, 000	
SCREENホールディングス	65, 400	10, 705. 00	700, 107, 000	
キヤノン電子	15, 000	2, 610. 00	39, 150, 000	
タムロン	21, 600	3, 475. 00	75, 060, 000	
НОҮА	303, 600	17, 025. 00	5, 168, 790, 000	
ノーリツ鋼機	15, 000	4, 465. 00	66, 975, 000	
A&Dホロンホールディングス	19, 600	1, 962. 00	38, 455, 200	
朝日インテック	190, 800	2, 335. 00	445, 518, 000	
キヤノン	780, 800	4, 328. 00	3, 379, 302, 400	
リコー	400, 100	1, 314. 50	525, 931, 450	
シチズン時計	144, 000	846. 00	121, 824, 000	
メニコン	58, 500	1, 042. 00	60, 957, 000	
パラマウントベッドホールディングス	33, 800	2, 592. 00	87, 609, 600	
トランザクション	8, 500	2, 540. 00	21, 590, 000	
ニホンフラッシュ	13, 300	850.00	11, 305, 000	
前田工繊	31, 900	2, 007. 00	64, 023, 300	
アートネイチャー	16, 200	723. 00	11, 712, 600	
フルヤ金属	13, 300	2, 523. 00	33, 555, 900	
バンダイナムコホールディングス	418, 400	4, 715. 00	1, 972, 756, 000	
SHOEI	40, 900	1, 617. 00	66, 135, 300	
フランスベッドホールディングス	20, 300	1, 263. 00	25, 638, 900	

マーベラス	29, 000	490.00	14, 210, 000	
パイロットコーポレーション	23, 900	4, 056. 00	96, 938, 400	
萩原工業	10, 500	1, 469. 00	15, 424, 500	
エイベックス	29, 500	1, 268. 00	37, 406, 000	
フジシールインターナショナル	35, 100	2, 540. 00	89, 154, 000	
タカラトミー	65, 700	3, 049. 00	200, 319, 300	
広済堂ホールディングス	59,000	447. 00	26, 373, 000	
レック	20,000	1, 204. 00	24, 080, 000	
三光合成	19, 700	604.00	11, 898, 800	
プロネクサス	16, 300	1, 092. 00	17, 799, 600	
TOPPANホールディングス	205, 100	3, 623. 00	743, 077, 300	
大日本印刷	306, 900	2, 137. 00	655, 845, 300	
共同印刷	18, 500	1, 309. 00	24, 216, 500	
NISSHA	26, 700	1, 246. 00	33, 268, 200	
ZACROS	12, 400	3, 705. 00	45, 942, 000	
TAKARA & COMPANY	8, 400	3, 185. 00	26, 754, 000	
前澤化成工業	11, 100	1, 841. 00	20, 435, 100	
未来工業	7, 400	3, 505. 00	25, 937, 000	
アシックス	558, 900	3, 521. 00	1, 967, 886, 900	
ツツミ	3, 900	2, 200. 00	8, 580, 000	
JSР	12, 900	1, 814. 00	23, 400, 600	
ニチハ	19, 700	3, 005. 00	59, 198, 500	
ローランド	11, 500	3, 320. 00	38, 180, 000	
エフピコ	34, 600	2, 800. 00	96, 880, 000	
小松ウオール工業	11, 500	2, 246. 00	25, 829, 000	
ヤマハ	264, 900	1, 016. 00	269, 138, 400	
河合楽器製作所	5, 000	2, 619. 00	13, 095, 000	
クリナップ	15, 300	662.00	10, 128, 600	
ピジョン	99, 700	1, 806. 00	180, 058, 200	
キングジム	14, 000	872.00	12, 208, 000	
象印マホービン	46, 600	1, 334. 00	62, 164, 400	
リンテック	29, 700	2, 834. 00	84, 169, 800	
信越ポリマー	34, 000	1, 625. 00	55, 250, 000	
イトーキ	31, 300	2, 042. 00	63, 914, 600	
任天堂	988, 300	12, 105. 00	11, 963, 371, 500	
三菱鉛筆	21, 700	2, 073. 00	44, 984, 100	
松風	15, 800	2, 050. 00	32, 390, 000	
タカラスタンダード	35, 900	2, 349. 00	84, 329, 100	
コクヨ	74, 600	3, 256. 00	242, 897, 600	
ナカバヤシ	16, 900	508.00	8, 585, 200	
	58, 800	3, 325. 00	195, 510, 000	
立川ブラインド工業	7, 100	1, 578. 00	11, 203, 800	
グローブライド	15, 400	2, 108. 00	32, 463, 200	
オカムラ	47,000	2, 197. 00	103, 259, 000	
バルカー	12,000	3, 030. 00	36, 360, 000	
伊藤忠商事	1, 113, 100	7, 434. 00	8, 274, 785, 400	
丸紅	1, 360, 900	2, 839. 50	3, 864, 275, 550	
スクロール	24, 600	1, 039. 00	25, 559, 400	
ヨンドシーホールディングス	15, 700	1, 728. 00	27, 129, 600	
三陽商会	7, 900	2, 891. 00	22, 838, 900	

長瀬産業	73, 900	2, 675. 00	197, 682, 500	ĺ
蝶理	8,800	3, 850. 00	33, 880, 000	
豊田通商	497, 400	3, 010. 00	1, 497, 174, 000	
オンワードホールディングス	101, 800	574.00	58, 433, 200	
三共生興	21, 600	632.00	13, 651, 200	
兼松	69, 200	2, 639. 00	182, 618, 800	
美津濃	46, 400	2, 632. 00	122, 124, 800	
ルックホールディングス	5, 100	2, 300. 00	11, 730, 000	
三井物産	2, 380, 400	2, 924. 50	6, 961, 479, 800	
日本紙パルプ商事	79, 100	598.00	47, 301, 800	
東京エレクトロン	331, 300	23, 740. 00	7, 865, 062, 000	
カメイ	15, 500	2, 313. 00	35, 851, 500	
スターゼン	34, 000	1, 079. 00	36, 686, 000	
セイコーグループ	24, 200	4, 070. 00	98, 494, 000	
山善	55, 500	1, 310. 00	72, 705, 000	
椿本興業	9, 100	2, 280. 00	20, 748, 000	
住友商事	992, 400	3, 613. 00	3, 585, 541, 200	
BIPROGY	53, 300	5, 935. 00	316, 335, 500	
内田洋行	6,000	9, 520. 00	57, 120, 000	
三菱商事	3, 060, 500	2, 853. 50	8, 733, 136, 750	
第一実業	15, 700	2, 294. 00	36, 015, 800	
キヤノンマーケティングジャパン	32, 600	5, 260. 00	171, 476, 000	
西華産業	7, 700	4, 580. 00	35, 266, 000	
佐藤商事	11,600	1, 479. 00	17, 156, 400	
東京産業	16, 800	776.00	13, 036, 800	
ユアサ商事	14, 300	4, 480. 00	64, 064, 000	
神鋼商事	11, 000	1, 947. 00	21, 417, 000	
阪和興業	27, 300	5, 140. 00	140, 322, 000	
正栄食品工業	11, 000	4, 060. 00	44, 660, 000	
カナデン	12, 500	1,821.00	22, 762, 500	
RYODEN	13, 400	2, 774. 00	37, 171, 600	
ニプロ	130, 300	1, 292. 00	168, 347, 600	
岩谷産業	164, 600	1, 476. 00	242, 949, 600	
極東貿易	9, 900	1, 498. 00	14, 830, 200	
アステナホールディングス	31, 200	464.00	14, 476, 800	
三愛オブリ	38, 400	1, 771. 00	68, 006, 400	
稲畑産業	44, 800	3, 140. 00	140, 672, 000	
GSIクレオス	8, 800	2, 042. 00	17, 969, 600	
明和産業	24, 400	714. 00	17, 421, 600	
ゴールドウイン	27, 900	8, 631. 00	240, 804, 900	
ユニ・チャーム	980, 700	1, 147. 00	1, 124, 862, 900	
ワキタ	24, 400	1, 653. 00	40, 333, 200	
東邦ホールディングス	42, 600	4, 483. 00	190, 975, 800	
サンゲツ	41,600	2, 913. 00	121, 180, 800	
ミツウロコグループホールディングス	21, 100	1, 866. 00	39, 372, 600	
シナネンホールディングス	4, 400	6, 170. 00	27, 148, 000	
伊藤忠エネクス	41, 200	1, 697. 00	69, 916, 400	
サンリオ	134, 500	6, 812. 00	916, 214, 000	
サンワーテクノス	7, 300	2, 301. 00	16, 797, 300	
新光商事	22, 300	957. 00	21, 341, 100	

トーホー	6, 900	3, 220. 00	22, 218, 000	1
三信電気	6, 600	2, 273. 00	15, 001, 800	
東陽テクニカ	15, 300	1, 425. 00	21, 802, 500	
モスフードサービス	24, 300	3, 690. 00	89, 667, 000	
加賀電子	33, 800	2, 775. 00	93, 795, 000	
都築電気	9, 500	2, 773. 00	25, 916, 000	
ソーダニッカ	16, 200	1, 055. 00	17, 091, 000	
立花エレテック	9, 900	2, 539. 00	25, 136, 100	
木曽路	25, 100	2, 354. 00	59, 085, 400	
SRSホールディングス	27, 400	1, 208. 00	33, 099, 200	
千趣会	33, 500	261. 00		
リテールパートナーズ			8, 743, 500	
	24, 500	1, 327. 00	32, 511, 500	
上新電機	16, 400	2, 319. 00	38, 031, 600	
日本瓦斯 ロイヤルホールディングス	79, 100	2, 589. 00	204, 789, 900	
チョダ	29, 100	2, 556. 00	74, 379, 600	
ライフコーポレーション	15, 900	1, 194. 00	18, 984, 600	
リンガーハット	34, 700	2, 137. 00	74, 153, 900	
	21, 300	2, 206. 00 657. 00	46, 987, 800 13, 599, 900	
MrMaxHD AOKIホールディングス	35, 400	1, 564. 00	55, 365, 600	
オークワ	26, 400	913. 00	24, 103, 200	
コメリ	22, 300	2, 827. 00	63, 042, 100	
青山商事	35, 200	2, 327. 00	75, 996, 800	
しまむら	38, 600	9, 815. 00	378, 859, 000	
高島屋	221, 600	1, 105. 50	244, 978, 800	
松屋	28, 200	1, 042. 00	29, 384, 400	
エイチ・ツー・オー リテイリング	80, 500	1, 923. 00	154, 801, 500	
近鉄百貨店	9, 500	1, 760. 00	16, 720, 000	
丸井グループ	110, 100	3, 020. 00	332, 502, 000	
クレディセゾン	97, 700	4, 110. 00	401, 547, 000	
アクシアル リテイリング	45, 100	1, 104. 00	49, 790, 400	
イオン	612, 500	4, 304. 00	2, 636, 200, 000	
イズミ	25, 100	3, 251. 00	81, 600, 100	
フォーバル	6, 500	1, 277. 00	8, 300, 500	
平和堂	27, 800	2, 824. 00	78, 507, 200	
フジ	30, 300	2, 006. 00	60, 781, 800	
ヤオコー	19, 700	9, 305. 00	183, 308, 500	
ゼビオホールディングス	22, 600	1, 128. 00	25, 492, 800	
ケーズホールディングス	102, 400	1, 429. 50	146, 380, 800	
PALTAC	25, 700	4, 061. 00	104, 367, 700	
三谷産業	28, 900	334.00	9, 652, 600	
あおぞら銀行	106, 300	2, 129. 00	226, 312, 700	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	9, 887, 600	1, 964. 50	19, 424, 190, 200	
りそなホールディングス	1, 890, 500	1, 281. 00	2, 421, 730, 500	
三井住友トラストグループ	542, 700	3, 828. 00	2, 077, 455, 600	
三井住友フィナンシャルグループ	3, 182, 900	3, 628. 00	11, 547, 561, 200	
千葉銀行	471,600	1, 288. 50	607, 656, 600	
群馬銀行	261, 300	1, 183. 50	309, 248, 550	
武蔵野銀行	23, 600	3, 230. 00	76, 228, 000	
千葉興業銀行	36, 500	1, 170. 00	42, 705, 000	

筑波銀行	67, 500	232. 00	15, 660, 000	
七十七銀行	49, 400	4, 814. 00	237, 811, 600	
秋田銀行	10, 300	2, 981. 00	30, 704, 300	
山形銀行	17, 100	1, 511. 00	25, 838, 100	
岩手銀行	9, 800	3, 030. 00	29, 694, 000	
東邦銀行	177, 400	334.00	59, 251, 600	
ふくおかフィナンシャルグループ	134, 200	3, 949. 00	529, 955, 800	
スルガ銀行	103, 800	1, 317. 00	136, 704, 600	
八十二銀行	346, 700	1, 172. 50	406, 505, 750	
山梨中央銀行	17, 200	2, 550. 00	43, 860, 000	
大垣共立銀行	29, 300	2, 441. 00	71, 521, 300	
福井銀行	13, 900	1,805.00	25, 089, 500	
清水銀行	6, 000	1, 368. 00	8, 208, 000	
滋賀銀行	23, 500	5, 770. 00	135, 595, 000	
南都銀行	23, 400	4, 050. 00	94, 770, 000	
百五銀行	145, 200	703.00	102, 075, 600	
紀陽銀行	55, 000	2, 531. 00	139, 205, 000	
ほくほくフィナンシャルグループ	86, 700	2, 787. 00	241, 632, 900	
山陰合同銀行	96, 500	1, 239. 00	119, 563, 500	
百十四銀行	15, 200	3, 995. 00	60, 724, 000	
四国銀行	22, 900	1, 126. 00	25, 785, 400	
阿波銀行	21,600	2, 781. 00	60, 069, 600	
大分銀行	9, 400	3, 735. 00	35, 109, 000	
宮崎銀行	10, 100	3, 605. 00	36, 410, 500	
佐賀銀行	9,000	2, 224. 00	20, 016, 000	
琉球銀行	35, 200	1, 145. 00	40, 304, 000	
セブン銀行	552, 100	265. 40	146, 527, 340	
みずほフィナンシャルグループ	2, 059, 700	3, 957. 00	8, 150, 232, 900	
山口フィナンシャルグループ	151,000	1, 530. 00	231, 030, 000	
芙蓉総合リース	42, 900	3, 955. 00	169, 669, 500	
みずほリース	115, 600	1,071.00	123, 807, 600	
東京センチュリー	115, 200	1, 590. 50	183, 225, 600	
SBIホールディングス	248, 100	4, 470. 00	1, 109, 007, 000	
日本証券金融	56, 400	1, 733. 00	97, 741, 200	
アイフル	255, 400	412.00	105, 224, 800	
名古屋銀行	9, 700	7, 860. 00	76, 242, 000	
北洋銀行	210, 200	569.00	119, 603, 800	
愛媛銀行	22, 700	1, 007. 00	22, 858, 900	
京葉銀行	69, 200	964. 00	66, 708, 800	
栃木銀行	70, 600	387. 00	27, 322, 200	
北日本銀行	5, 500	2, 847. 00	15, 658, 500	
東和銀行	28, 400	717. 00	20, 362, 800	
リコーリース	14, 800	5, 120. 00	75, 776, 000	
イオンフィナンシャルサービス	88, 600	1, 261. 00	111, 724, 600	
アコム	366, 700	415. 60	152, 400, 520	
ジャックス	18, 300	3, 930. 00	71, 919, 000	
オリエントコーポレーション	50, 300	867. 00	43, 610, 100	
オリックス	884, 800	3, 118. 00	2, 758, 806, 400	
三菱HCキャピタル	772, 800	1, 056. 00	816, 076, 800	
ジャフコ グループ	45, 700	2, 449. 00	111, 919, 300	

トモニホールディングス	147, 300	538.00	79, 247, 400	
大和証券グループ本社	1, 102, 300	983.00	1, 083, 560, 900	
野村ホールディングス	2, 592, 300	895.00	2, 320, 108, 500	
岡三証券グループ	121, 800	686.00	83, 554, 800	
丸三証券	51, 300	877. 00	44, 990, 100	
東洋証券	39,000	475. 00	18, 525, 000	
東海東京フィナンシャル・ホールディ	i			
ングス	183, 100	483. 00	88, 437, 300	
水戸証券	42, 300	550.00	23, 265, 000	
いちよし証券	31, 200	773.00	24, 117, 600	
松井証券	106, 200	688.00	73, 065, 600	
SOMPOホールディングス	753, 900	4, 298. 00	3, 240, 262, 200	
日本取引所グループ	917, 100	1, 570. 00	1, 439, 847, 000	
マネックスグループ	150, 800	704.00	106, 163, 200	
極東証券	19, 200	1, 447. 00	27, 782, 400	
岩井コスモホールディングス	17, 500	2, 127. 00	37, 222, 500	
アイザワ証券グループ	18, 500	1, 279. 00	23, 661, 500	
フィデアホールディングス	16, 000	1, 450. 00	23, 200, 000	
池田泉州ホールディングス	213, 800	548.00	117, 162, 400	
アニコム ホールディングス	48, 300	717. 00	34, 631, 100	
MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス	1, 129, 900	3, 449. 00	3, 897, 025, 100	
スパークス・グループ	17, 100	1, 523. 00	26, 043, 300	
第一生命ホールディングス	2, 815, 600	1, 087. 50	3, 061, 965, 000	
東京海上ホールディングス	1, 471, 400	6, 155. 00	9, 056, 467, 000	
イー・ギャランティ	25, 100	1, 505. 00	37, 775, 500	
NECキャピタルソリューション	7, 400	3, 750. 00	27, 750, 000	
T&Dホールディングス	414, 000	3, 293. 00	1, 363, 302, 000	
アドバンスクリエイト	12, 000	311.00	3, 732, 000	
三井不動産	2, 116, 800	1, 366. 50	2, 892, 607, 200	
三菱地所	878, 400	2, 696. 00	2, 368, 166, 400	
平和不動産	25, 100	4, 415. 00	110, 816, 500	
東京建物	134, 600	2, 596. 50	349, 488, 900	
京阪神ビルディング	25, 800	1, 520. 00	39, 216, 000	
住友不動産	251, 000	5, 658. 00	1, 420, 158, 000	
テーオーシー	27, 500	686.00	18, 865, 000	
レオパレス21	135, 000	643.00	86, 805, 000	
スターツコーポレーション	25, 200	4, 255. 00	107, 226, 000	
フジ住宅	19, 400	675. 00	13, 095, 000	
空港施設	21, 700	825. 00	17, 902, 500	
明和地所	12, 400	933. 00	11, 569, 200	
ゴールドクレスト	10, 700	3, 415. 00	36, 540, 500	
リログループ	89, 700	1, 675. 00	150, 247, 500	
エスリード	7, 100	4, 465. 00	31, 701, 500	
日神グループホールディングス	24, 600	504.00	12, 398, 400	
日本エスコン	40, 600	971.00	39, 422, 600	
MIRARTHホールディングス	90, 200	391.00	35, 268, 200	
イオンモール	93, 400	2, 786. 00	260, 212, 400	
ランド	967, 100	8.00	7, 736, 800	
カチタス	41, 500	2, 338. 00	97, 027, 000	
			i e	1

東祥	13, 500	609. 00	8, 221, 500	
トーセイ	25, 600	2, 624. 00	67, 174, 400	
サンフロンティア不動産	25, 600	2, 041. 00	52, 249, 600	
FJネクストホールディングス	16, 300	1, 200. 00	19, 560, 000	
グランディハウス	14, 600	529. 00	7, 723, 400	
東武鉄道	165, 000	2, 485. 50	410, 107, 500	
相鉄ホールディングス	51, 600	2, 180. 00	112, 488, 000	
東急	439, 000	1, 751. 00	768, 689, 000	
京浜急行電鉄	193, 800	1, 524. 50	295, 448, 100	
小田急電鉄	258, 800	1, 637. 00	423, 655, 600	
京王電鉄	77, 100	3, 492. 00	269, 233, 200	
京成電鉄	272, 400	1, 391. 50	379, 044, 600	
富士急行	19, 300	2, 025. 00	39, 082, 500	
東日本旅客鉄道	863, 100	3, 014. 00	2, 601, 383, 400	
西日本旅客鉄道	385, 900	3, 182. 00	1, 227, 933, 800	
東海旅客鉄道	602, 900	3, 097. 00	1, 867, 181, 300	
東京地下鉄	348, 900	1, 706. 50	595, 397, 850	
西武ホールディングス	170, 500	4, 136. 00	705, 188, 000	
鴻池運輸	26, 600	2, 857. 00	75, 996, 200	
西日本鉄道	45, 100	2, 084. 00	93, 988, 400	
ハマキョウレックス	53, 700	1, 301. 00	69, 863, 700	
サカイ引越センター	19, 800	2, 625. 00	51, 975, 000	
近鉄グループホールディングス	167, 300	2, 721. 50	455, 306, 950	
阪急阪神ホールディングス	207, 200	3, 859. 00	799, 584, 800	
南海電気鉄道	69, 700	2, 134. 50	148, 774, 650	
京阪ホールディングス	86,000	3, 083. 00	265, 138, 000	
神戸電鉄	4, 400	2, 274. 00	10, 005, 600	
名古屋鉄道	172, 800	1, 622. 00	280, 281, 600	
山陽電気鉄道	11,800	1, 985. 00	23, 423, 000	
ヤマトホールディングス	189, 900	1, 974. 50	374, 957, 550	
山九	35, 700	7, 183. 00	256, 433, 100	
日新	10,600	8, 080. 00	85, 648, 000	
丸全昭和運輸	9, 700	6, 440. 00	62, 468, 000	
センコーグループホールディングス	102, 900	1, 883. 00	193, 760, 700	
ニッコンホールディングス	89, 000	3, 214. 00	286, 046, 000	
福山通運	16, 700	3, 295. 00	55, 026, 500	
セイノーホールディングス	77, 000	2, 188. 00	168, 476, 000	
神奈川中央交通	4, 700	3, 625. 00	17, 037, 500	
AΖ-СОМ丸和ホールディングス	48, 600	1, 102. 00	53, 557, 200	
日本郵船	323, 800	5, 061. 00	1, 638, 751, 800	
商船三井	297, 100	4, 898. 00	1, 455, 195, 800	
川崎汽船	336, 800	2, 068. 00	696, 502, 400	
NSユナイテッド海運	9, 900	3, 850. 00	38, 115, 000	
飯野海運	57, 400	968.00	55, 563, 200	
九州旅客鉄道	119, 800	3, 754. 00	449, 729, 200	
SGホールディングス	262, 300	1, 603. 50	420, 598, 050	
NIPPON EXPRESSホール ディングス	167, 500	2, 712. 50	454, 343, 750	
日本航空	358, 200	2, 943. 50	1, 054, 361, 700	
ANAホールディングス	425, 200	2, 887. 00	1, 227, 552, 400	
	•		ļ	

ビーウィズ	3, 400	1, 472. 00	5, 004, 800	
サンウェルズ	6, 100	620. 00	3, 782, 000	
TREホールディングス	37, 000	1, 428. 00	52, 836, 000	
人・夢・技術グループ	6, 500	1, 643. 00	10, 679, 500	
シルバーライフ	4,800	796. 00	3, 820, 800	
Genky DrugStores	14, 700	3, 510. 00	51, 597, 000	
コーア商事ホールディングス	12, 100	706. 00	8, 542, 600	
KPPグループホールディングス	34, 400	709. 00	24, 389, 600	
ブックオフグループホールディングス	12,000	1, 385. 00	16, 620, 000	
ギフトホールディングス	7, 900	3, 920. 00	30, 968, 000	
三菱倉庫	155, 200	1, 168. 50	181, 351, 200	
三井倉庫ホールディングス	48, 300	4,000.00	193, 200, 000	
住友倉庫	46, 300	2, 961. 00	137, 094, 300	
澁澤倉庫	7,000	3, 905. 00	27, 335, 000	
ヤマタネ	12, 900	2, 261. 00	29, 166, 900	
乾汽船	19, 800	1, 200. 00	23, 760, 000	
日本トランスシティ	31, 500	1, 010. 00	31, 815, 000	
中央倉庫	9, 300	1, 389. 00	12, 917, 700	
安田倉庫	10, 800	1,880.00	20, 304, 000	
NISSOホールディングス	14, 000	625. 00	8, 750, 000	
大栄環境	35, 000	3, 175. 00	111, 125, 000	
GENOVA	5, 500	729.00	4, 009, 500	
日本管財ホールディングス	16, 800	2, 706. 00	45, 460, 800	
上組	68, 700	4, 038. 00	277, 410, 600	
キユーソー流通システム	10, 500	2, 411. 00	25, 315, 500	
エーアイテイー	9, 800	1,740.00	17, 052, 000	
日本コンセプト	5, 700	1, 746. 00	9, 952, 200	
TBSホールディングス	77, 500	4, 483. 00	347, 432, 500	
日本テレビホールディングス	139, 000	3, 200. 00	444, 800, 000	
朝日放送グループホールディングス	19, 600	666.00	13, 053, 600	
テレビ朝日ホールディングス	37, 900	2, 638. 00	99, 980, 200	
スカパーJSATホールディングス	121, 900	1, 305. 00	159, 079, 500	
テレビ東京ホールディングス	9, 700	3, 440. 00	33, 368, 000	
ビジョン	23, 700	1, 233. 00	29, 222, 100	
U-NEXT HOLDINGS	52, 700	2, 200. 00	115, 940, 000	
日本通信	126, 100	162. 00	20, 428, 200	
日本電信電話	46, 695, 000	157. 10	7, 335, 784, 500	
KDDI	2, 309, 200	2, 431. 50	5, 614, 819, 800	
ソフトバンク	25, 144, 800	219.80	5, 526, 827, 040	
光通信	18,000	41, 180. 00	741, 240, 000	
エムティーアイ	10, 900	862.00	9, 395, 800	
GMOインターネットグループ	51, 100	3, 568. 00	182, 324, 800	
ファイバーゲート	8, 100	739. 00	5, 985, 900	
KADOKAWA	80, 200	3, 710. 00	297, 542, 000	
学研ホールディングス	28, 700	931. 00	26, 719, 700	
ゼンリン	26, 700	1, 125. 00	30, 037, 500	
東京電力ホールディングス	1, 317, 000	381. 40	502, 303, 800	
中部電力	576, 900	1, 689. 50	974, 672, 550	
関西電力	763, 400	1, 606. 00	1, 226, 020, 400	
中国電力	272, 000	698. 50	189, 992, 000	

北陸電力	160, 100	693. 80	111, 077, 380	
東北電力	411, 900	995. 00	409, 840, 500	
四国電力	145, 800	1, 178. 50	171, 825, 300	
九州電力	360, 800	1, 217. 00	439, 093, 600	
北海道電力	163, 600	695. 40	113, 767, 440	
沖縄電力	40, 300	875. 00	35, 262, 500	
電源開発	117, 700	2, 357. 00	277, 418, 900	
エフオン	11,600	337. 00	3, 909, 200	
イーレックス	30, 300	797. 00	24, 149, 100	
レノバ	42, 700	676. 00	28, 865, 200	
東京瓦斯	295, 800	4, 735. 00	1, 400, 613, 000	
大阪瓦斯	307, 400	3, 614. 00	1, 110, 943, 600	
東邦瓦斯	57, 500	3, 982. 00	228, 965, 000	
北海道瓦斯	46,600	551.00	25, 676, 600	
広島ガス	33, 300	351.00	11, 688, 300	
西部ガスホールディングス	16, 300	1, 785. 00	29, 095, 500	
静岡ガス	35, 600	1, 071. 00	38, 127, 600	
メタウォーター	21, 300	2, 125. 00	45, 262, 500	
M&A総研ホールディングス	20, 800	1, 349. 00	28, 059, 200	
アイネット	9,600	1, 836. 00	17, 625, 600	
松竹	9,000	13, 600. 00	122, 400, 000	
東宝	92, 700	7, 804. 00	723, 430, 800	
エイチ・アイ・エス	51, 400	1, 580. 00	81, 212, 000	
東映	25, 800	4, 875. 00	125, 775, 000	
ラックランド	6,600	1, 066. 00	7, 035, 600	
NTTデータグループ	410, 500	3, 993. 00	1, 639, 126, 500	
共立メンテナンス	50, 500	3, 492. 00	176, 346, 000	
イチネンホールディングス	15, 700	1, 608. 00	25, 245, 600	
建設技術研究所	16, 500	2, 678. 00	44, 187, 000	
スペース	11, 700	1, 158. 00	13, 548, 600	
アインホールディングス	16, 600	5, 319. 00	88, 295, 400	
燦ホールディングス	13, 500	1, 476. 00	19, 926, 000	
ピー・シー・エー	10, 300	1, 795. 00	18, 488, 500	
スバル興業	6, 100	3, 075. 00	18, 757, 500	
タナベコンサルティンググループ	13, 700	734.00	10, 055, 800	
ビジネスブレイン太田昭和	6,600	2, 547. 00	16, 810, 200	
ナガワ	4, 400	6, 220. 00	27, 368, 000	
東京都競馬	11,800	4, 455. 00	52, 569, 000	
カナモト	24, 900	3, 180. 00	79, 182, 000	
DTS	26, 700	5, 010. 00	133, 767, 000	
スクウェア・エニックス・ホールディ ングス	78, 800	9, 126. 00	719, 128, 800	
シーイーシー	19, 800	2, 340. 00	46, 332, 000	
カプコン	311, 900	4, 462. 00	1, 391, 697, 800	
ニシオホールディングス	13, 400	3, 935. 00	52, 729, 000	
アイ・エス・ビー	7, 200	1, 363. 00	9, 813, 600	
日本空港ビルデング	54, 500	4, 412. 00	240, 454, 000	
トランス・コスモス	20, 400	3, 340. 00	68, 136, 000	
乃村工藝社	70, 200	893.00	62, 688, 600	
SCSK	128, 300	4, 268. 00	547, 584, 400	
	· ·		-	

藤田観光	7, 000	10, 020. 00	70, 140, 000	
KNT-CTホールディングス	9, 600	1, 005. 00	9, 648, 000	
トーカイ	14, 300	2, 175. 00	31, 102, 500	
セコム	327, 800	5, 342. 00	1, 751, 107, 600	
NSW	6, 800	2, 654. 00	18, 047, 200	
セントラル警備保障	8,600	2, 374. 00	20, 416, 400	
アイネス	12, 300	1, 678. 00	20, 639, 400	
丹青社	34, 200	1, 103. 00	37, 722, 600	
メイテックグループホールディングス	59, 300	3, 229. 00	191, 479, 700	
TKC	24, 400	4, 230. 00	103, 212, 000	
応用地質	15, 100	2, 811. 00	42, 446, 100	
船井総研ホールディングス	32, 300	2, 409. 00	77, 810, 700	
NSD	60, 500	3, 500. 00	211, 750, 000	
コナミグループ	58, 800	20, 415. 00	1, 200, 402, 000	
学究社	6, 400	2, 236. 00	14, 310, 400	
ナック	16, 400	553. 00	9, 069, 200	
福井コンピュータホールディングス	11,000	2, 998. 00	32, 978, 000	
ダイセキ	38, 600	3, 510. 00	135, 486, 000	
ステップ	5, 900	2, 235. 00	13, 186, 500	
泉州電業	11,000	4, 155. 00	45, 705, 000	
GENKI GLOBAL DINI	9, 400	4, 140. 00	38, 916, 000	
NG CONCEPTS トラスコ中山	24 800	2, 034. 00	70 792 200	
ヤマダホールディングス	34, 800		70, 783, 200	
オートバックスセブン	509, 100 57, 600	438. 80	223, 393, 080 83, 174, 400	
モリト	13, 100	1, 444. 00	18, 169, 700	
アークランズ	49, 300	1, 387. 00 1, 693. 00	83, 464, 900	
ニトリホールディングス	60, 400	14, 320. 00	864, 928, 000	
グルメ杵屋	13, 500	979. 00	13, 216, 500	
ケーユーホールディングス	9, 700	1, 147. 00	11, 125, 900	
吉野家ホールディングス	64, 900	3, 161. 00	205, 148, 900	
加藤産業	20, 400	5, 360. 00	109, 344, 000	
イノテック	11, 300	1, 341. 00	15, 153, 300	
イエローハット	56, 200	1, 518. 00	85, 311, 600	
松屋フーズホールディングス	7, 600	5, 660. 00	43, 016, 000	
JBCCホールディングス	41,600	1, 343. 00	55, 868, 800	
JKホールディングス	12,700	1, 203. 00	15, 278, 100	
サガミホールディングス	26, 500	1, 750. 00	46, 375, 000	
日伝	9, 500	2, 700. 00	25, 650, 000	
ミロク情報サービス	14, 300	1, 789. 00	25, 582, 700	
杉本商事	14, 800	1, 722. 00	25, 485, 600	
因幡電機産業	46, 100	3, 806. 00	175, 456, 600	
王将フードサービス	32, 700	3, 580. 00	117, 066, 000	
ミニストップ	13, 900	1, 812. 00	25, 186, 800	
アークス	28, 000	2, 925. 00	81, 900, 000	
バローホールディングス	31,600	2, 412. 00	76, 219, 200	
東テク	16, 600	2, 760. 00	45, 816, 000	
ミスミグループ本社	250, 100	1, 898. 00	474, 689, 800	
ベルク	8,000	7, 300. 00	58, 400, 000	
大 庄	10,000	1, 149. 00	11, 490, 000	

ファーストリテイリング	111, 800	48, 590. 00	5, 432, 362, 000	
ソフトバンクグループ	774, 400	7, 909. 00	6, 124, 729, 600	
スズケン	50, 700	5, 354. 00	271, 447, 800	
サンドラッグ	55, 600	4, 389. 00	244, 028, 400	
サックスバー ホールディングス	15, 800	813.00	12, 845, 400	
ジェコス	9, 900	1, 238. 00	12, 256, 200	
ベルーナ	40, 100	875.00	35, 087, 500	
合計	300, 505, 200		618, 794, 242, 910	

# (2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

# 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

# 2【ファンドの現況】

# 【純資産額計算書】

2025年6月30日現在

Ι	資産総額	3, 767, 339, 940円
П	負債総額	10, 005, 228円
Ш	純資産総額 (I - II)	3, 757, 334, 712円
IV	発行済数量	1, 652, 464, 059 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	2. 2738円

### (参考)

国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド

### 2025年6月30日現在

I	資産総額	656, 042, 629, 730円
П	負債総額	417, 427, 966円
Ш	純資産総額 (I – II)	655, 625, 201, 764円
IV	発行済数量	126, 989, 310, 154口
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	5. 1628円

### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式 受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2)受益者等名簿

該当事項はありません。

(3)受益者に対する特典 該当事項はありません。

#### (4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### (6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均 等に再分割できるものとします。

### (7)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

# 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額(2025年6月30日現在)

資本金の額 20億円

発行する株式総数※ 100,000株

(普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)

発行済株式総数 40,000株

(普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

※種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減:該当事項はありません。

#### (2) 会社の機構(2025年6月30日現在)

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の 過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

#### ② 投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運 用を行います。

### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)ならびにその受益証券(受益権)の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2025年6月30日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。 (親投資信託を除く)

基本的性格	本数	純資産総額(単位:円)
追加型公社債投資信託	26	1, 504, 644, 752, 971
追加型株式投資信託	754	17, 708, 575, 403, 598
単位型公社債投資信託	19	29, 052, 578, 727
単位型株式投資信託	186	948, 888, 889, 429
合計	985	20, 191, 161, 624, 725

### 3【委託会社等の経理状況】

- 1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2. 財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度(自2024年4月1日至2025年3月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

アセットマネジメントOne株式会社

取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛 業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和 業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメント0ne株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸 表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表 示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の 判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われ た会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する 規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、 及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準に まで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき 利害関係はない。

CJ F

- (注1)上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- (注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

# (1)【貸借対照表】

		第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		41, 183	40, 201
有価証券		_	0
金銭の信託		28, 143	31, 340
未収委託者報酬		19, 018	19, 595
未収運用受託報酬		3, 577	4, 015
未収投資助言報酬		315	359
未収収益		6	11
前払費用		1, 510	1, 758
その他		2, 088	2, 106
	流動資産計	95, 843	99, 390
固定資産			
有形固定資産		1, 093	1, 361
建物		<b>※</b> 1 918	<b>※</b> 1 841
器具備品		<b>※</b> 1 130	<b>※</b> 1 352
リース資産		<b>※</b> 1 5	<b>※</b> 1 3
建設仮勘定		39	163
無形固定資産		4, 495	3, 771
ソフトウエア		2, 951	2, 740
ソフトウエア仮勘定		1, 543	1,030
電話加入権		0	0
投資その他の資産		8, 935	9, 039
投資有価証券		184	183
関係会社株式		4, 447	4, 037
長期差入保証金		768	760
繰延税金資産		3, 406	3, 842
その他		128	215
	固定資産計	14, 524	14, 172
資産合計		110, 368	113, 562

	第39期	第40期
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1, 982	227
リース債務	1	1
未払金	8, 970	8, 823
未払収益分配金	1	1
未払償還金	0	0
未払手数料	8, 246	8, 596
その他未払金	721	225
未払費用	8, 616	9, 265
未払法人税等	3, 676	4, 277
未払消費税等	1, 497	1,606
賞与引当金	1, 927	2, 198
役員賞与引当金	52	60
流動負債計	26, 725	26, 462
固定負債		
リース債務	4	2
退職給付引当金	2, 719	2, 715
時効後支払損引当金	73	64
固定負債計	2, 796	2, 781
負債合計	29, 521	29, 244
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2, 000	2,000
資本剰余金	19, 552	19, 552
資本準備金	2, 428	2, 428
その他資本剰余金	17, 124	17, 124
利益剰余金	59, 294	62, 765
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	59, 170	62, 642
別途積立金	31, 680	31,680
繰越利益剰余金	27, 490	30, 962
株主資本計	80, 846	84, 318
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	$\triangle 0$	$\triangle 0$
評価・換算差額等計	$\triangle 0$	$\triangle 0$
純資産合計	80, 846	84, 318
負債・純資産合計	110, 368	113, 562

# (2)【損益計算書】

営業収益 委託者報酬 運用受託報酬 投資助言報酬 その他営業収益 営業収益計 営業費用	(自 2023年4月 至 2024年3月 102,113 17,155 2,211 26		(自 2024年4 至 2025年3 112, 281 17, 981 2, 374 30	
委託者報酬 運用受託報酬 投資助言報酬 その他営業収益 営業収益計	102, 113 17, 155 2, 211 26		112, 281 17, 981 2, 374	<b>д</b> 31日)
委託者報酬 運用受託報酬 投資助言報酬 その他営業収益 営業収益計	17, 155 2, 211 26	121, 507	17, 981 2, 374	
運用受託報酬 投資助言報酬 その他営業収益 営業収益計	17, 155 2, 211 26	121, 507	17, 981 2, 374	
投資助言報酬 その他営業収益 営業収益計	2, 211 26	121, 507	2, 374	
その他営業収益 営業収益計	26	121, 507		
営業収益計		121, 507	30	
	44, 366	121, 507		
┃ 営業費用	44, 366			132, 668
	44, 366			
支払手数料			49, 384	
広告宣伝費	329		401	
公告費	0		0	
調査費	35, 468		39, 013	
調査費	13, 277		14, 703	
委託調査費	22, 190		24, 309	
委託計算費	558		522	
営業雑経費	823		774	
通信費	36		38	
印刷費	598		538	
協会費	65		67	
諸会費	44		47	
支払販売手数料	78		81	
営業費用計		81, 545		90, 097
一般管理費				
給料	10, 763		11, 477	
役員報酬	164		181	
給料・手当	9, 425		10, 148	
賞与	1, 173		1, 147	
交際費	34		59	
寄付金	15		12	
旅費交通費	162		246	
租税公課	489		668	
不動産賃借料	1,030		1, 085	
退職給付費用	412		421	
固定資産減価償却費	1, 567		1, 457	
福利厚生費	46		57	
修繕費	1		0	
賞与引当金繰入額	1, 927		2, 198	
役員賞与引当金繰入額	52		60	
機器リース料	0		0	
事務委託費	3, 379		3, 261	
事務用消耗品費	46		43	
器具備品費	3		2	
諸経費	240		313	
一般管理費計	_10	20, 172	310	21, 366
営業利益		19, 788		21, 204

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)			第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		
営業外収益						
受取利息		4			12	
受取配当金	<b>※</b> 1	899		<b>※</b> 1	450	
時効成立分配金・償還金		0			0	
雑収入		18			11	
時効後支払損引当金戻入額		35			7	
営業外収益計			959			482
営業外費用						
為替差損		19			39	
金銭の信託運用損		1,008			329	
早期割増退職金		6			6	
雑損失		0			_	
営業外費用計			1,034			374
経常利益			19, 712			21, 312
特別利益						
固定資産売却益		_		<b>※</b> 2	6	
特別利益計			_			6
特別損失						
固定資産除却損		6			13	
関係会社株式評価損		1, 362			31	
減損損失	<b>※</b> 3	231			_	
関係会社清算損		_			25	
特別損失計			1,601			70
税引前当期純利益			18, 111			21, 247
法人税、住民税及び事業税			5, 769			7, 356
法人税等調整額			△510			△435
法人税等合計			5, 258			6, 920
当期純利益			12, 852			14, 326

### (3) 【株主資本等変動計算書】

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	株主資本								
	資本剰余金			利益剰余金					
	Sec. 1. A			W		その他和	川益剰余金		株主資本
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計
当期首残高	2,000	2, 428	17, 124	19, 552	123	31, 680	25, 678	57, 481	79, 034
当期変動額									
剰余金の配当							△11, 040	△11, 040	△11, 040
当期純利益							12, 852	12, 852	12, 852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	_	_	_	_	_	1, 812	1, 812	1, 812
当期末残高	2,000	2, 428	17, 124	19, 552	123	31, 680	27, 490	59, 294	80, 846

	評価・換	算差額等	
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
当期首残高	△0	△0	79, 034
当期変動額			
剰余金の配当			△11, 040
当期純利益			12, 852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1, 812
当期末残高	△0	△0	80, 846

	株主資本								
	資本剰余金			利益剰余金					
	V/↔ 1. A		7 - 11	VAT LITHE A		その他和	刊益剰余金		株主資本
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金		利益 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計
当期首残高	2,000	2, 428	17, 124	19, 552	123	31, 680	27, 490	59, 294	80, 846
当期変動額									
剰余金の配当							△ 10,855	△ 10,855	△ 10,855
当期純利益							14, 326	14, 326	14, 326
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	_	_	_	_	_	_	3, 471	3, 471	3, 471
当期末残高	2,000	2, 428	17, 124	19, 552	123	31,680	30, 962	62, 765	84, 318

	評価・換	算差額等	
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
当期首残高	△0	△0	80, 846
当期変動額			
剰余金の配当			△ 10,855
当期純利益			14, 326
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	3, 471
当期末残高	△0	△0	84, 318

# 重要な会計方針

里多	要な会計方針	
1.	有価証券の評価基準及び評価方法	<ul> <li>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</li> <li>(2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法</li> </ul>
2.	金銭の信託の評価基準及び評 価方法	時価法
3.	固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取 得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8~18年 器具備品 … 3~20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利 用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採 用しております。
4.	外貨建の資産及び負債の本邦 通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5.	引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支 給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給 見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、 当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上して おります。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度 末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準 によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤 務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した 額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員 の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)によ る定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度か ら費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実 績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6.	収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる

#### (1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産 総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信 託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とと もに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運 用期間にわたり収益として認識しております。

#### (2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

#### (3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

### (4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

#### (未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計 基準委員会)等

#### (1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

### (2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

#### 注記事項

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
建物	630	740
器具備品	769	662
リース資産	3	5

#### (損益計算書関係)

※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

		( - / - / - / /
	第39期	第40期
	(自 2023年4月 1日	(自 2024年4月 1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
受取配当金	895	438

## ※2. 固定資産売却益

固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	第39期	第40期
	(自 2023年4月 1日	(自 2024年4月 1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
ソフトウエア	_	6

#### ※3. 減損損失

#### 第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社は、以下の資産について減損損失を計上しました。

(百万円)

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウエア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウエア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウエア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

## 第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当事業年度については、該当事項ありません。

#### (株主資本等変動計算書関係)

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24, 490	_	_	24, 490
A種種類株式	15, 510	_	_	15, 510
合計	40, 000	_	_	40,000

#### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日	普通株式				
定時株主総会	A種種類 株式	11, 040	276, 000	2023年3月31日	2023年6月19日

#### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生(予定) 日
2024年6月17日 定時株主総会	普通 株式 A種種 類株式	利益剰余金	10, 280	257, 000	2024年3月31日	2024年6月18日

#### 第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24, 490	_	_	24, 490
A種種類株式	15, 510	_	_	15, 510
合計	40, 000	_	_	40,000

# 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金(財 産)の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月15日 みなし株主総会	普通 株式 A種種類 株式	575	14, 390	2024年4月1日	2024年4月1日
2024年6月17日	普通株式	10, 280	257, 000	2024年3月31日	2024年6月18日
定時株主総会	A種種類 株式	10, 200	257,000	2024平3月31日	2024平0月16日

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc. (以下「AM-One USA」という) の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)の子会社である米州みずほLLC(以下「米州みずほ」という)が、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社(以下「DL」という)が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2025年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種 類	配当の 原資	配当金の総 額(百万 円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生(予定)日
2025年6月16日 定時株主総会	普通株式 A種種類 株式	利益剰余金	11, 440	286, 000	2025年3月31日	2025年6月17日

# (金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託 及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引)を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券(投資信託)、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引 先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制として います。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、 十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

# (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

# 第39期(2024年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
<ul><li>(1) 金銭の信託</li><li>(2) 投資有価証券</li></ul>	28, 143	28, 143	_
その他有価証券	1	1	_
資産計	28, 145	28, 145	_

# 第40期 (2025年3月31日現在)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1) 有価証券	0	0	
(2) 金銭の信託	31, 340	31, 340	
(3) 投資有価証券 その他有価証券	0	0	_
資産計	31, 342	31, 342	_

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため 時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

# 第39期 (2024年3月31日現在)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1) 現金・預金	41, 183	_	_	
(2) 金銭の信託	28, 143	_	_	_
(3) 未収委託者報酬	19, 018	_	_	_
(4) 未収運用受託報酬	3, 577	_	_	_
(5) 投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	_	1	_	Ι
合計	91, 923	1	_	_

第40期(2025年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(a) #B A =# A		(口/311)	(口/311)	(1)/2/11/
(1) 現金・預金	40, 201	_	_	_
(2) 有価証券	0	_	_	_
(3) 金銭の信託	31, 340			
(4) 未収委託者報酬	19, 595	_	_	_
(5) 未収運用受託報酬	4, 015	_	_	_
(6) 投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	_	0	_	_
合計	95, 154	0	_	_

#### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される

当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

#### 第39期 (2024年3月31日現在)

区分	時価(百万円)			
<b>运</b> 为	レベル1	レベル2	レベル3	合計
<ul><li>(1) 金銭の信託</li><li>(2) 投資有価証券</li></ul>	_	28, 143	_	28, 143
その他有価証券		1		1
資産計		28, 145		28, 145

#### 第40期(2025年3月31日現在)

区分	時価 (百万円)			
<u> </u>	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 有価証券	_	0	_	0
(2) 金銭の信託	_	31, 340	_	31, 340
(3) 投資有価証券				
その他有価証券	_	0	1	0
資産計	_	31, 342	_	31, 342

# (注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(預金・委託証拠金等)で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

# 投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(百万円)

		(日/3/1/
	第39期	第40期
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
投資有価証券(その他有価証券)		
非上場株式	182	182
関係会社株式		
非上場株式	4, 447	4, 037

#### (有価証券関係)

# 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(第39期の貸借対照表計上額4,447百万円、第40期の貸借対照表計上額4,037百万円)については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

# 2. その他有価証券

第39期 (2024年3月31日現在)

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	_	_	_
小計	_	_	_
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	$\triangle 0$
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

<sup>(</sup>注) 非上場株式(貸借対照表計上額182百万円)については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

#### 第40期(2025年3月31日現在)

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	_	_	_
小計	_	_	_
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	$\triangle 0$
小計	1	2	$\triangle 0$
合計	1	2	$\triangle 0$

<sup>(</sup>注) 非上場株式(貸借対照表計上額182百万円)については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

#### 3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について1,362百万円(関係会社株式1,362百万円)減損処理を 行っております。

当事業年度において、有価証券について31百万円(関係会社株式31百万円)減損処理を行っております。

#### (退職給付関係)

# 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

#### 2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

		(日刀口)
	第39期	第40期
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2, 698	2, 760
勤務費用	296	299
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	9	18
退職給付の支払額	△246	$\triangle 321$
退職給付債務の期末残高	2, 760	2, 759

# (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(百万円)

		(口/211)
	第39期	第40期
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2, 760	2, 759
未積立退職給付債務	2, 760	2, 759
未認識数理計算上の差異	$\triangle 40$	$\triangle 44$
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,719	2, 715
退職給付引当金	2,719	2, 715
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,719	2,715

# (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

		(ロ/311)
	第39期	第40期
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
勤務費用	296	299
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	13	14
過去勤務費用の費用処理額	$\triangle 0$	$\triangle 0$
その他	$\triangle 4$	$\triangle 4$
確定給付制度に係る退職給付費用	307	312

<sup>(</sup>注)上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において6百万円、当事業年度に おいて6百万円を営業外費用に計上しております。

# (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第39期	第40期
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	$1.00\% \sim 3.56\%$	$1.00\%\sim 3.56\%$

#### 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度104百万円、当事業年度108百万円であります。

#### (税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	<u>第39期</u>	<u>第40期</u>
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
繰延税金資産	(百万円)	(百万円)
未払事業税	195	259
未払事業所税	9	10
賞与引当金	590	673
未払法定福利費	98	106
運用受託報酬	351	555
資産除去債務	17	20
減価償却超過額(一括償却資産)	12	5
減価償却超過額	91	66
繰延資産償却超過額(税法上)	331	407
退職給付引当金	832	855
時効後支払損引当金	22	20
ゴルフ会員権評価損	6	2
関係会社株式評価損	761	774
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	70	73
その他	8	6
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	3, 406	3, 842
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	_	_
繰延税金資産の純額	3, 406	3, 842

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第39期	第40期
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.44 %	△0.64 %
税制非適格現物配当益金算入項目	_	3.56 %
税率変更による影響	_	△0.18 %
その他	△0.14 %	△0.79 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.04 %	32.57 %

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

税法の改正に伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産が37百万円増加し、法人税等調整額が37百万円減少しております。

#### (企業結合等関係)

# (取得による企業結合)

当社(以下「AMOne」という)は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社 (以下「DIAM」という)、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」という)、みずほ信託銀行株式 会社(以下「TB」という)及び新光投信株式会社(以下「新光投信」という)(以下総称して「統合4 社」という)間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

#### 1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	ТВ	新光投信	
事業の内容	投資運用業務、投 資助言・代理業務	投資運用業務、投 資助言・代理業務			

# 2. 企業結合日

2016年10月1日

# 3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

#### 4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

#### 5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)及び第一生命ホールディングス株式会社(以下「第一生命」という)の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

# 6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
<b>会</b> 社名	DIAM	MHAM
会性名	(存続会社)	(消滅会社)
合併比率(*)	1	0. 0154

<sup>(\*)</sup> 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

#### 7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

#### 8. 経済的持分比率 (議決権比率)

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00% MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00% MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00% なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

#### 9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3.企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

#### 10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3.企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

- 11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項
  - (1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212百万円 取得原価 144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんの金額 76,224百万円

b. 発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた 負債の純額と取得原価との差額によります。

c. のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額 資産合計 40,451百万円

うち現金・預金 11,605百万円

うち金銭の信託 11,792百万円

b. 負債の額 負債合計 9, 256百万円 うち未払手数料及び未払費用 4. 539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額 には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額 53,030百万円

b. 主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030百万円

c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

- 12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額
  - (1) 貸借対照表項目

	第39期	第40期
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
流動資産	- 百万円	一百万円
固定資産	60,761百万円	53,066百万円
資産合計	60,761百万円	53,066百万円
流動負債	- 百万円	- 百万円
固定負債	1,957百万円	561百万円
負債合計	1,957百万円	561百万円
純資産	58,804百万円	52,505百万円

(注)固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん47,640百万円43,829百万円顧客関連資産17,109百万円13,661百万円

# (2) 損益計算書項目

(4) 頂盆計昇音均日		
	第39期	第40期
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日	至 2025年3月31日)
営業収益	- 百万円	一百万円
営業利益	△7,649百万円	△7,259百万円
経常利益	△7,649百万円	△7,259百万円
税引前当期純利益	△7,649百万円	△7,259百万円
当期純利益	△6,474百万円	△6,298百万円
1株当たり当期純利益	△161,850円28銭	△157,468円47銭
(注)営業利益には、のれん	及び顧客関連資産の償却額か	ざ含まれております。
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	3,837百万円	3,447百万円

# (共通支配下の取引等)

当社は、2024年4月1日に株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という。親会社)及び第一生命ホールディングス株式会社(その他の関係会社)へ以下の現物配当を行いました。

# 1. 取引の概要

(1) 取引内容

Asset Management One USA Inc. (当社の子会社)株式の現物配当

- (2) 効力発生日 2024年4月1日
- (3)取引の総額 575百万円
- (4) その他取引の概要に関する事項

本現物配当は、MHFGの子会社である米州みずほLLCが、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

#### 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

#### (資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の 負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、その うち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

#### (収益認識関係)

#### 1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第39期	第40期
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
委託者報酬	102,113百万円	111,988百万円
運用受託報酬	15, 156百万円	16,520百万円
投資助言報酬	2,211百万円	2,374百万円
成功報酬(注)	1,999百万円	1,754百万円
その他営業収益	26百万円	30百万円_
合計	121,507百万円	132,668百万円

<sup>(</sup>注) 成功報酬は、損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

#### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

#### (セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 2. 関連情報

#### 第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)及び第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごと の営業収益の記載を省略しております。

- (2) 地域ごとの情報
- ①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

# (持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

#### (関連当事者情報)

- 1. 関連当事者との取引
- (1) 親会社及び法人主要株主等 第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当はありません。

# 第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	会社等の	住所	資本金又は	の内	議決権等の所	関	係内容	取引の内容		科目	期末残高
属性	名称		出資金	容又は職業	有(被所有)割合	役員 の兼 任等	事業上 の関係		(百万円)		(百万円)
親会社	7111	東京都 千代田 区		持株会社	(被所 有) 直接 51%		持株会社	現物配当	402	_	1
他の	ホール ディング	東京都千代田区		持株会社	(被所 有) 直接 49%	_	持株会社	現物配当	172	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 現物配当の詳細については、(株主資本等変動計算書関係)2. 配当に関する事項及び(企業結合等関係)(共通支配下の取引等)に記載しております。
- (2) 子会社及び関連会社等

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当はありません。

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当はありません。

#### (3) 兄弟会社等

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	会社等の	住所	資本金又は	の内	議決権等の所	関	係内容	取引の内容		科目	期末残高
属性	<b>名称</b>		出資金	容又は職業	有(被 所有) 割合	役員 の兼 任等	事業上 の関係		(百万円)		(百万円)
親会 社の	株式会社 みずほ銀 行			銀行 業			当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	8, 140	未払 手数料	1,870
子会社	みずほ証 券株式会 社			証券 業	_		当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	16, 655	未払 手数料	3, 137

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	の内	議決権 等の(被 所有) 割合		事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の	株式会社 みずほ銀 行			銀行 業		_	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	9, 048	未払 手数料	1, 976
子会社	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区		証券業	_	_	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	20, 086	未払 手数料	3, 306

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
  - (1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ (東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表該当はありません

# (1株当たり情報)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	2,021,173円74銭	2, 107, 956円73銭
1株当たり当期純利益金額	321, 310円79銭	358, 173円51銭

- (注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載して おりません。
- (注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益金額	12,852百万円	14,326百万円
普通株主及び普通株主と同等の株 主に帰属しない金額		
普通株式及び普通株式と同等の株 式に係る当期純利益金額	12,852百万円	14,326百万円
普通株式及び普通株式と同等の株 式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24, 490株)	(24, 490株)
(うちA種種類株式)	(15, 510株)	(15, 510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を 有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

# 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項 委託会社は2024年12月25日付でPayPayアセットマネジメント株式会社が実施した第三者割当増 資を引き受け、同社への出資比率が23.4%から49.9%に引き上がりました。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項 委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありま せん。

# 約 款

#### 追加型証券投資信託 [MHAMトピックスファンド] 約款

#### 運用の基本方針

約款第22条の規定に基づき、委託者の別に定める運用方針は、次のものといたします。

# 1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数(TOPIX、配当込み)に連動する投資成果を目指した運用を行います。

#### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

国内株式パッシブ・ファンド (最適化法)・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

#### (2) 投資熊度

- ①主として国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド受益証券に投資を行い、東証株価指数(TOPIX、配当込み)に連動した投資成果を目指します。
- ②運用の効率化を図るため、ならびに追加設定・一部解約等に対応するため、株価指数先物取引等を利用することがあります。
- ③原則として株式の実質組入比率は高位を保つことを基本とします。
- ④非株式(株式以外の資産)への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ⑤市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑥国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。
- ⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。
- ⑧信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先 渡取引を行うことができます。

# (3) 投資制限

- ①株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ③同一銘柄の株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10% 以内とします。
- ⑤同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦外貨建資産への投資は行いません。
- ⑧スワップ取引は、約款第28条の範囲で行います。
- ⑨金利先渡取引は、約款第29条の範囲で行います。
- ⑩前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポ

ージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。) および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。
- ②分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額 の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

#### 追加型証券投資信託 [MHAMトピックスファンド] 約款

#### <信託の種類、委託者および受託者>

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne 株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。
  - ②この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

#### <信託事務の委託>

- 第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
  - ②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない 場合に行うものとします。

#### <信託の目的および金額>

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引 受けます。

#### <追加信託金の限度額>

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。
  - ②追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
  - ③委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

#### <信託期間>

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第7項、第51条第1項、第52条第1項、第53条第1 項および第55条第2項の規定による信託終了の日までとします。

# <受益権の取得申込みの勧誘の種類>

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合 に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

#### <当初の受益者>

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、 第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

#### <受益権の分割および再分割>

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000億口を上限として、追加信託によって生じた 受益権については、これを追加信託のつど、第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割しま す。
  - ②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### <追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法>

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗 じた額とします。 ②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を 法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債 総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金 額をいいます。

#### <信託日時の異なる受益権の内容>

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### <受益権の帰属と受益証券の不発行>

- 第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
  - ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名 式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更 の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後、当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)ならびに保護預り会社または第49条に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

#### <受益権の設定にかかる受託者の通知>

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

#### <受益権の申込単位および価額>

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める

申込単位をもって当該取得の申込みに応ずることができるものとします。

- ②委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、 その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ委託者の承認 を得て定める申込単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。
- ③前2項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関もしくは委託者に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関ならびに委託者(第49条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。)は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ④第1項および第2項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤前項の手数料の額は取得申込日の基準価額に委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融 機関がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。
- ⑥第1項および第2項の規定にかかわらず、証券取引所(「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場(以下「取引所」といいます。)のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益権の取得申込み受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定めるMHAMトピックスファンドにかかる収益分配金の再投資に関する契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。受益者が第47条第2項または第3項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合、1口単位をもって受益権の取得申込に応ずることができます。この場合の受益権の価額は、原則として、第41条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

# <受益証券の種類>

第13条 (削 除)

#### <受益権の譲渡にかかる記載または記録>

- 第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載 または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
  - ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
  - ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### <受益権の譲渡の対抗要件>

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および 受託者に対抗することができません。

<無記名式の受益証券の再交付>

第16条 (削 除)

<記名式の受益証券の再交付>

第17条 (削 除)

<受益証券を毀損した場合等の再交付>

第18条 (削 除)

<受益証券の再交付の費用>

第19条 (削 除)

<投資の対象とする資産の種類>

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

- ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条、第28条および第29条に定めるものに限ります。)
- ハ. 金銭債権
- 二. 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

#### <運用の指図範囲等>

- 第21条 委託者は、信託金を、主としてアセットマネジメント0ne 株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行 株式会社を受託者として締結された国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。) および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号 に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨建のものに限ります。)に投資することを指図します。
  - 1. 株券または新株引受権証書
  - 2. 国債証券
  - 3. 地方債証券
  - 4.特別の法律により法人が発行する債券
  - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
  - 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
  - 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)または優先出資引受権を表示する証書
  - 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
  - 10. コマーシャル・ペーパー

- 11. 新株引受権証券 (分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)) および新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券 (金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

- ②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条 第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
  - 1. 預金
  - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - 3. コール・ローン
  - 4. 手形割引市場において売買される手形
  - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者 が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用すること の指図ができます。
- ④委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資 信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額 の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券、新株予約権証券および投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### <受託者の自己または利害関係人等との取引>

第21条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び 投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、 受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託 業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第31条において同 じ。)、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の 信託財産との間で、第20条ならびに第21条第1項および第2項に定める資産への投資等を行うこ とができます。

②前項の取扱いは、第26条、第27条ないし第30条、第36条ないし第38条における委託者の指図による取引についても同様とします。

#### <運用の基本方針>

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### <投資する株式等の範囲>

- 第23条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
  - ②前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等に おいて上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することがで きるものとします。

#### <同一銘柄の株式等への投資制限>

- 第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式への投資割合には、制限を設けません。
  - ②委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
  - ③前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時 価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権 証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

# <同一銘柄の転換社債等への投資制限>

- 第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドに属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
  - ②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時 価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予 約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### <信用取引の指図範囲>

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
  - ②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
    - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

- 2. 株式分割により取得する株券
- 3. 有償増資により取得する株券
- 4. 売出しにより取得する株券
- 5.信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株 予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
- 6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託 財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除 きます。)の行使により取得可能な株券

#### <信用リスク集中回避のための投資制限>

第26条の1の2 第24条の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式 等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財 産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないもの とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い 当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### <デリバティブ取引等に係る投資制限>

第26条の2 委託者は、デリバティブ取引等(デリバティブ取引とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。)を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます(ただし、この信託において取引可能なものに限ります。以下同じ。)。)について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

#### <先物取引等の運用指図>

- 第27条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)
  - ②委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の 取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることが できます。

#### <スワップ取引の運用指図・目的・範囲>

- 第28条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
  - ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - ③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を

指図するものとします。

- ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産 に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額 にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の 時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

#### <金利先渡取引の運用指図・目的・範囲>

- 第29条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
  - ②当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - ③金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
  - ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
  - ⑤金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
  - ⑥委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

#### <有価証券の貸付の指図および範囲>

- 第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号 の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  - ②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### <信託業務の委託等>

- 第31条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務 の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
  - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
  - ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
  - ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受 託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができる ものとします。
    - 1. 信託財産の保存に係る業務
    - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
    - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為 に係る業務
    - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為 有価証券の保管

#### 第32条 (削 除)

#### <混蔵寄託>

第33条 金融機関または証券会社等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### <一括登録>

第34条 (削 除)

<信託財産の登記等および記載等の留保等>

- 第35条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
  - ②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速 やかに登記または登録をするものとします。
  - ③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
  - ④動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### <一部解約の請求および有価証券売却等の指図>

第36条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならび

に信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### <再投資の指図>

第37条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### <資金の借入れ>

- 第38条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴なう支払資金の手当て(一部解約に伴なう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  - ②一部解約に伴なう支払資金の手当てにかかる借入期間は受益者への解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日か ら信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開 始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合 の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度 とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上 回らない範囲内とします。
  - ③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業 日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
  - ④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### <損益の帰属>

第39条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### <受託者による資金の立替え>

- 第40条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託 者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
  - ②信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
  - ③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれ を定めます。

#### <信託の計算期間>

- 第41条 この信託の計算期間は、毎年6月11日から翌年6月10日までとすることを原則とします。ただし、 第1計算期間は、平成13年6月29日から平成14年6月10日までとします。
  - ②前項の規定にかかわらず、前項の原則により計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

#### <信託財産に関する報告>

- 第42条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
  - ②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者

に提出します。

#### <信託事務の諸費用および監査費用>

- 第43条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用 および当該費用にかかる消費税等に相当する金額、外国における資産の保管等に要する費用、特定 資産の価格調査に要する費用ならびに受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいま す。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
  - ②前項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額は、第41条に規定する計算期間を通じて、毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

# <信託報酬等の総額>

- 第44条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純 資産総額に年10,000分の60以内の率を乗じて得た額とします。
  - ②前項の信託報酬は、第41条に規定する毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
  - ③第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支 弁します。

#### <収益の分配方式>

第45条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1.信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ②前項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

<収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責>

- 第46条 受託者は、収益分配金については原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第47条第5項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第47条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
  - ②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じないものとします。

<収益分配金、償還金および一部解約金の支払い>

第47条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日にお

いて振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第48条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、 受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌 営業日に収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に かかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたが い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除く。)をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じたものとします。当該再投資にかかる受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ④一部解約金は、第50条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して原則として4営業日目から 当該受益者に支払います。
- ⑤償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ⑥前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑦収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の 受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑧前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

#### <収益分配金および償還金の時効>

第48条 受益者が、収益分配金については第47条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第47条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

<委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関>

第49条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への 記載または記録等に関する業務を委任することができます。

#### <信託契約の一部解約>

- 第50条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に対し、1口単位または委託者、委託者の指定 する証券会社もしくは登録金融機関がそれぞれ委託者の承認を得て定める解約単位をもって一部 解約の実行を請求することができます。
  - ②平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、 委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
  - ③委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合は、この信託契約の一部を解約します。 なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対 して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一 部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当 該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
  - ④前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の基準価額とします。
  - ⑤委託者は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による 一部解約の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付け を取り消すことができます。
  - ⑥前項により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者が当該受付の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。
  - ⑦委託者は、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が10億口を下回ることとなる場合には、受 託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を 終了させることができます。この場合、第51条の規定にしたがいます。

#### <質権口記載または記録の受益権の取り扱い>

第50条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### <信託契約の解約>

- 第51条 委託者は、第4条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
  - ②委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
  - ③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
  - ④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える ときは、第1項の信託契約の解約をしません。

- ⑤委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、 かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受 益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### <信託契約に関する監督官庁の命令>

- 第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
  - ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条の規定にしたがいます。

#### <委託者の登録取消等に伴なう取扱い>

- 第53条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
  - ②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会 社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託 委託会社と受託者との間において存続します。

#### <委託者の事業の譲渡および承継に伴なう取扱い>

- 第54条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業 を譲渡することがあります。
  - ②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約 に関する事業を承継させることがあります。

#### <受託者の辞任および解任に伴なう取扱い>

- 第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
  - ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### <信託約款の変更>

- 第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
  - ②委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - ③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
  - ④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える ときは、第1項の信託約款の変更をしません。
  - ⑤委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### <反対者の買取請求権>

- 第57条 第50条および第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第51条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
  - ②前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者の協議により決定するものとします。

#### <運用状況にかかる情報の提供>

- 第57条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項にかかる情報を電磁 的方法により提供します。
  - ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の 方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

#### <公告>

- 第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.am-one.co.jp/
  - ②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### <信託約款に関する疑義の取扱い>

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

- 第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条(受益証券の種類)から第19条(受益証券の再交付の費用)、第49条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。
- 第2条 本約款で規定する「デリバティブ取引に係る権利」のうち「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第66号)」による廃止前の金融先物取引法第2条第1項に規定する「金融先物取引」については、同条第2項に定める「取引所金融先物取引等」および同条第4項に定める「店頭金融先物取引」(ただし、同条第6項に定める金融先物取引所の開設する金融先物市場によらないで、金融先物取引所の開設する金融先物市場の相場によるものに限る。)に各々相当するものに係る権利をいいます。
- 第3条 第29条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成13年6月29日

東京都千代田区丸の内一丁目6番2号 委託者 第一勧業アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目6番2号 みずは信託銀行株式会社

受託者 みずほ信託銀行株式会社

#### 親投資信託

# 国内株式パッシブ・ファンド (最適化法)・マザーファンド 約款

#### 運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、東証株価指数に連動する投資成果を目標として運用を行います。

#### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている(または採用予定の)銘柄を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- 1) 主としてわが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている(または採用予定の)銘柄に投資し、東証株価指数(TOPIX、配当込み)に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) 最適化法によるポートフォリオ構築を行い、運用コストの最小化と徹底したリスク管理を行います。
- 3) 株式 (株価指数先物取引を含みます。) の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 4) 株式の組入比率の調整には、株価指数先物取引等を活用します。
- 5) 非株式割合は原則として信託財産総額の50%以下とします。また、外貨建資産割合は原則として信託 財産総額の10%以下とします。
- 6) 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。
- 7) 信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

#### (3) 投資制限

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行います。
- 3) 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第18条の範囲で行います。
- 4) デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 5) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。